

平成 2 7 年度

事業報告書

第 2 7 号

目 次

はじめに	・・・ 7
第一部 概況	・・・ 9
1. 法人の基本的な性格等	・・・ 9
(1) 一般社団法人	・・・ 9
(2) 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）	・・・ 9
(3) 認定個人情報保護団体	・・・ 9
(4) 国からの受任事務（外務員登録事務）	・・・ 9
(5) 会員構成	・・・ 9
2. 協会の概要	・・・ 9
(1) 本協会の目的	・・・ 9
(2) 会員等の状況	・・・ 10
(3) 法人組織の状況	・・・ 10
(4) 総会、理事会等の開催状況	・・・ 10
3. 本協会所管金融商品取引の概況（平成27年4月より6月まで）	・・・ 11
第二部 事業計画の概要	・・・ 14
第三部 法人管理関係	・・・ 18
(一) 事務局の概要	・・・ 18
1. 人員	・・・ 18
2. 機構	・・・ 18
3. 所在地	・・・ 19
(二) 災害対策関係、事業継続計画等	・・・ 20
(三) 事務局における個人情報の取扱い	・・・ 20
(四) 職員資質向上	・・・ 20
(五) 財務の概況と課題	・・・ 21
1. 財務の状況（平成27年度）	・・・ 21
(1) 平成27年度決算について（平成27年度収支計算書ベース）	・・・ 21
(2) 公益目的支出計画実施報告	・・・ 24
(3) その他	・・・ 24
2. 中長期的な財務均衡の必要性	・・・ 25
(1) 中長期的な収支均衡の取組み	・・・ 25
(2) 平成35年度までの試算	・・・ 25

(3) 試算の性格等	・・・ 27
3. 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告	・・・ 28
(1) 位置づけ	・・・ 28
(2) 資産管理運用状況	・・・ 28
(3) 運用収入	・・・ 29
4. 監査法人による監査等	・・・ 29
(1) 監査契約	・・・ 29
(2) 監査法人と理事とのディスカッション等	・・・ 30
(六) 法人管理の適正化	・・・ 30
1. 平成27年度における取組み	・・・ 30
2. 内部管理規則の整備	・・・ 31
3. 金融サービス業におけるプリンシプルについて	・・・ 31
(七) 電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保	・・・ 31
1. 一般向け協会ホームページ	・・・ 31
2. 会員、特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）	・・・ 32
3. 事務局システム	・・・ 32
4. 外務員統合管理システム	・・・ 33
5. 機械化会計	・・・ 33
6. 預託金管理システム	・・・ 33
(八) 各種刊行物の刊行等 ー刊行物の電子化及びオンデマンド出版化ー	・・・ 34
1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み	・・・ 34
2. 各種刊行物の状況	・・・ 34
3. 協会史の編集	・・・ 35
 第四部 事業実施関係	・・・ 35
(一) 自主規制実施関係	・・・ 35
1. 会員監査及びモニタリング	・・・ 35
(1) 監査体制	・・・ 35
(2) 実地監査	・・・ 35
(3) モニタリング	・・・ 36
(4) その他	・・・ 40
2. 会員及び外務員処分関係	・・・ 40
(1) 規律委員会	・・・ 40
(2) 処分状況	・・・ 41
(3) 処分関係制度整備	・・・ 41
3. 反社会的勢力への対応	・・・ 42

4. 無登録業者に関する施策	・・・ 4 2
(二) 外務員登録関係及び内部管理責任者関係	・・・ 4 3
1. 外務員登録の実施等	・・・ 4 3
(1) 外務員登録の実施	・・・ 4 3
(2) 委任事務の実施報告	・・・ 4 3
(3) 事務改善	・・・ 4 4
2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験	・・・ 4 4
(1) 外務員資格試験	・・・ 4 4
(2) 外務員資格更新研修試験の概要	・・・ 4 4
3. 内部管理責任者関係	・・・ 4 5
(1) 内部管理責任者制度及び内部管理責任者資格試験	・・・ 4 5
(2) 内部管理担当役員等及び内部管理責任者の報告	・・・ 4 5
4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び 内部管理責任者資格試験の実施状況	・・・ 4 5
(1) 外務員資格試験の実施状況	・・・ 4 5
(2) 外務員資格更新研修試験の実施状況	・・・ 4 5
(3) 内部管理責任者資格試験の実施状況	・・・ 4 5
(三) 自主規制ルール	・・・ 4 6
1. 平成27年度における自主規制ルールの制定改正	・・・ 4 6
(1) 自主規制ルールの制定改正等	・・・ 4 6
(2) 自主規制ルールの定期的見直し	・・・ 4 6
(3) 自主規制ルールの制定、改正に関する資料の整備	・・・ 4 6
(4) パブリックコメントの手続きの実施	・・・ 4 6
2. 商品別の自主規制審議体組織	・・・ 4 7
(1) FX幹事会	・・・ 4 7
(2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会）	・・・ 4 9
(四) 苦情・相談、あっせん事業	・・・ 5 0
(五) サイバーセキュリティ	・・・ 5 0
(六) 会員の教育研修事業	・・・ 5 2
(七) 調査統計	・・・ 5 2
1. 調査統計事業の状況	・・・ 5 2
(1) 平成27年度における統計関係制度の変更	・・・ 5 2
(2) 定期調査	・・・ 5 3
(3) スポット調査	・・・ 5 3
(4) 外部機関との連携	・・・ 5 3
(5) マッピング	・・・ 5 4

2. 顧客損益状況調査	・ ・ ・ 5 4
(八) 投資教育	・ ・ ・ 5 5
1. 投資教育事業計画	・ ・ ・ 5 5
(1) (投資教育事業)	・ ・ ・ 5 5
(2) (基本的な考え方・・・関連施策の体系的な推進)	・ ・ ・ 5 5
2. 事業内容	・ ・ ・ 5 6
3. 投資教育の国際機関との連携	・ ・ ・ 5 6
(九) 学術連携事業の状況	・ ・ ・ 5 7
1. 投資(家)行動の実証分析	・ ・ ・ 5 7
2. 法的構造	・ ・ ・ 5 7
3. 翻訳事業	・ ・ ・ 5 7
(十) 行政機関・内外の自主規制機関等との関係	・ ・ ・ 5 7
1. 行政庁との意見交換	・ ・ ・ 5 7
2. 他の自主規制機関等との協調	・ ・ ・ 5 7
 第五部 その他	 ・ ・ ・ 5 9
(一) 会員等の状況	・ ・ ・ 5 9
1. 会員、特別参加者の状況	・ ・ ・ 5 9
(1) 会員、特別参加者の状況	・ ・ ・ 5 9
(2) 会員一覧	・ ・ ・ 6 0
(3) 特別参加者一覧	・ ・ ・ 6 5
2. 役員等の状況	・ ・ ・ 6 6
(1) 役員	・ ・ ・ 6 6
(2) 委員会委員	・ ・ ・ 6 6
(3) 部会等	・ ・ ・ 6 8
(二) 事業報告書付属明細書	・ ・ ・ 7 1
 (事業報告書資料編)	
別紙1 金融先物取引業協会の系譜	・ ・ ・ 7 3
別紙2 一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・ ・ ・ 7 4
別紙3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	・ ・ ・ 7 5
別紙4 平成27年度会議日程(実績及び予定)	・ ・ ・ 8 0
別紙5 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・ ・ ・ 8 2
別紙6 平成27年度収支計算書の概要	・ ・ ・ 9 0

別紙 7	公益目的支出計画の実施状況	・・・ 9 1
別紙 8 - 1	「平成 3 5 年度までの試算（平成 2 8 年度予算ベース）現行ベース （平成 2 7 年度決算織込み済み）」	・・・ 9 2
別紙 8 - 2	「平成 3 5 年度までの試算（平成 2 8 年度予算ベース）見直し案 （平成 2 7 年度決算織込み済み）」	・・・ 9 3
別紙 9	これまでににおける経費削減の主なもの	・・・ 9 4
別紙 1 0	平成 2 7 年度資産管理運用状況報告	・・・ 9 5
別紙 1 1	最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの	・・・ 9 6
別紙 1 2	Kinsaki-net 概要	・・・ 9 7
別紙 1 3	金融商品取引法第 6 4 条の 7 に基づく外務員の登録に関する 委任事務の処理について（平成 2 7 年度）	・・・ 9 8
別紙 1 4	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び 内部管理責任者資格試験の実施状況	・・・ 1 0 1
別紙 1 5 - 1	F X 取引に関するこれまでの主な施策	・・・ 1 0 2
別紙 1 5 - 2	第 1 0 回 F X 幹事会 金融モニタリングレポートに関する 調査等に係る論点	・・・ 1 0 7
別紙 1 6	個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況	・・・ 1 1 1
別紙 1 7	あっせん・苦情・相談処理状況	・・・ 1 1 2
別紙 1 8	協会開催セミナー・説明会等の開催状況	・・・ 1 1 3
別紙 1 9	協会事務局への統計に関する定期報告（平成 2 7 年 4 月 1 日以降）	・・・ 1 1 9
別紙 2 0	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・・・ 1 2 0
別紙 2 1 - 1	投資教育事業計画	・・・ 1 2 2
別紙 2 1 - 2	投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要	・・・ 1 2 6
別紙 2 2	他の自主規制機関等との協調	・・・ 1 2 8
別紙 2 3	金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等 （体制整備、財務運営を含む。）（別紙 7 関連追加）	・・・ 1 3 0

はじめに

平素、本協会への暖かい御指導を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

既にご高承のところと存じますが、本協会は平成元年に金融先物取引法（注）により設立され、その後、外国為替証拠金取引（以下、「FX取引」といいます。）等の個人投資家向け商品について所管拡大（平成17年）が行われるとともに、国から外務員登録事務の委任を受けました。その後、金融先物取引法から金融商品取引法への自主規制業務の根拠規定の移行（平成19年9月）、民法法人から一般社団法人への法人格移行（平成24年4月）という経過をたどる中で、「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」（平成19年6月）、「金融規制の質的向上について（ベター・レギュレーションへの取組み）」（同年7月）、「金融サービス業におけるプリンシプル」（平成20年4月）等の本協会の業務や自主規制のあり方についての枠組みの変化、度重なる経済市場環境の変動が続く中で、商品別の認定金融商品取引業協会（自主規制団体）として活動を続けています。商品別の所管となっているところから、会員構成は、業種業態横断的なものとなっており、協会活動の上で大きな特徴となっています。

業務内容の拡大に対応して、平成21年度より24年度において、協会事務局の体制整備が行われたところですが、その成果を活かし、常に適正かつ効率的な運営に努めています。また、発足後の所管拡大等の経緯を踏まえ、認定金融商品取引業協会としての商品間での業務のあり方などの観点から、パブリックコメント手続の導入、認定個人情報保護団体の認定取得（平成26年度）等の整備を進めてきています。

平成27年度においても、引き続き各般の努力が重ねられ、FX取引に係るリスク管理について、ストレス・テストや法人顧客に関するレバレッジ規制等の広範な見直し作業が進められました。市場規模が拡大しているFX取引について、新しい要請が行われたもので、同取引の成熟化が更に一歩進んだとみることもできると考え、関係会員の皆様が新しい規制環境に円滑に対応できるよう協会としても各般の努力を重ねています。この過程で、上記の金融サービス業におけるプリンシプルと本協会との関係の認識からの確認を行いました。また、協会の特徴を踏まえた業務執行における説明可能性の向上などの観点から事務局体制の見直しの検討を進めたところです。

このほか、サイバーセキュリティに関しては、平成27年当時の仕組みを念頭におきつつ、会員への情報提供等の枠組みを整備するとともに、平成26年度より取り組んでいる投資教育については、外部資金の導入とともに、投資教育事業計画を策定し、多年度間事業の枠組みを整備したところです。

以上のいわばキャッチアップ的な整備や新規展開への取り組みを進めつつ、監査及び処分に関する自主規制実施分野、統計、学術連携等のその他各分野においても着実に業務を進めたところです。

協会の業務運営に当たっては、平成20年度以来、ベター・サービスへの志向を基本的指針としており、平成27年度においても、会員のご意見を踏まえた登録事務の改善、パブリックコメント対応等において工夫努力をしたところです。

財務面においては、現在、運用収入及び定額会費の減少、人件費の増加等の要因により構造的な収支不足が生じており、中長期的に財務均衡が必要とされる状況にあります。著しい変化が続く中において、認定金融商品取引業協会に向けられる諸要請に対応しつつ、収支均衡を図るという困難な課題に対応するため、中長期的な財務試算により状況を会員の皆様と共有しつつ、収支両面による努力を重ねています。

以下において、平成27年度の事業報告を申し上げます。協会活動全体を通じまして、会員、当局の皆様から常に頂戴している、暖かいご支援ご理解に、改めて、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも協会運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。あわせて事務局職員の日常の努力のほどをご高察頂ければ幸甚に存じます。

また、平成27年度事業報告書は、平成28年3月31日現在を基準とするものですが、出来るだけ直近の情報をお示しするため、一部平成28年4月以降に行われたこと等も盛り込んで作成されています。

(注) 金融先物取引法第104条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第34条の規定に基づく社団法人として認可を受けました。

第一部 概況

1. 法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人であり、また、金融商品取引法第78条の認定を受けた認定金融商品取引業協会(自主規制団体)です。

(平成元年創立以来の協会の系譜については、別紙1「金融先物取引業協会の系譜」参照)

(1) 一般社団法人

本協会は、平成24年4月1日より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)」第45条に基づき一般社団法人へ移行しました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。

(2) 認定金融商品取引業協会(自主規制団体)

① 法人格移行に際しては、移行後も以前と同様に、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第78条に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を受けています。(平成23年度事業報告書三、C、1、(5)「その他移行関連事項」参照)。

② なお、金融商品取引法の移行に先立ち、平成19年6月に金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について(中間論点整理)」においては、本協会は自主規制機能に特化していると述べられています。

(3) 認定個人情報保護団体

本協会は、平成26年8月1日付で金融庁長官から認定個人情報保護団体の認定を受け、同時に「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」及び「個人情報の保護に関する指針」が施行(同年3月27日理事会決定)されるとともに、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置し、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの相談・苦情等の受付等の認定個人情報保護団体としての業務を行っています。

(4) 国からの受任事務(外務員登録事務)

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

(5) 会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

2. 協会の概要

(1) 本協会の目的

本協会は、会員の行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発

展に資することを目的としています。(定款第3条)

(2) 会員等の状況

平成28年3月31日現在、本協会の会員は142社、特別参加者は6社です。

会員等の状況については、「第五部、(一) 会員等の状況」をご参照下さい。

(ア) 会員の状況

平成27年度の会員の異動は、入会1社、退会8社(任意による退会6社、合併による消滅1社、金融商品取引業の廃止1社)がありました。

(イ) 特別参加者の状況

特別参加者については、退会3社がありました。

(注) 特別参加者は、従来、金融機関、証券会社、金融商品取引業者、生命・損害保険会社で構成されてきましたが、平成24年度から、事業内容が本協会の所管する金融商品取引等に関係を持ち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会の目的に合致する法人についても、その入会を認めることとしています。(平成24年11月22日第8回理事会決定)

特別参加者は、会員と同様に Kinsaki-net の利用が可能であり、同システムを通じて本協会からの通知文書の受理、各委員会・部会等の開催状況等の情報収集及び報告書の提出をすることが出来ます。

(3) 法人組織の状況

本協会では、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律(第四部、(一)、2.、(1) 規律委員会参照)の三委員会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引(FX)幹事会、通貨オプション(COP)部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられています。

(注) このほか、外国為替証拠金取引(FX)取扱い会員全社による全体会合が開かれました。

(第四部、(三)、2.、(1) FX幹事会、(ウ) 参照)

(4) 総会、理事会等の開催状況

(ア) 平成27年度における総会、理事会、委員会等の開催状況は、次のとおりです。

- ① 総会 2回(通常総会 1回・臨時総会 1回)
- ② 理事会 10回
- ③ 業務委員会・部会 5回(業務委員会 1回、業務部会 4回)
- ④ 自主規制委員会・部会 4回(自主規制委員会 2回・自主規制部会 2回)
- ⑤ 規律委員会 2回

(注) 審議内容等は別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。また、平成27年度の開催状況については別紙4「平成27年度会議日程(実績及び予定)」を参照ください。

(イ) 総会、理事会等の運営に当たっては、一般社団法人として機関決定手続きの効率化、

適正化を図るための努力を継続しています。

- ① 日程の早期確定（平成24年より）
- ② 電話会議対応体制（平成25年5月理事会より）
- ③ 総会運営の適正化のため、顧問弁護士の総会出席（平成25年度より）

(ウ) 金融庁との意見交換会の実施

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員と意見交換会を開催しています（平成27年10月21日開催、第7回）。

3. 本協会所管金融商品取引の概況（平成27年4月より12月まで）

世界的な景気後退懸念や米国政策金利の引き上げ、日銀によるゼロ金利政策の導入などの国内外の変動要因の影響を受け、当年度の会員が取り扱う金融先物取引の出来高は、通貨関連取引が増加し、金利関連取引が減少しました。

当第3四半期（累計）出来高は、前第3四半期（累計）に比べて、国内取引所取引が+12.12%、海外取引所取引が-14.13%、店頭取引が+25.49%となりました。なお、外国為替証拠金取引につきましては、国内取引所取引、店頭取引ともに出来高が増加しましたが、第3四半期中に取引が行われた顧客口座数（実績口座数）は、取引所取引、店頭取引ともに減少し、また、第3四半期末日の顧客預託額は、前年同日に比べて、取引所取引が+91.00%、店頭取引が+3.56%となりました。

当第3四半期末日時点の建玉残高は、前年同日と比べて、取引所取引が+13.14%、店頭取引が+8.88%となりました。金利関連取引においては、海外取引所金利先物取引の建玉残高が増加しましたが、海外取引所金利オプション取引および国内取引所金利関連取引の建玉残高は減少しました。通貨関連取引においては、国内取引所外国為替証拠金取引および海外取引所通貨先物取引の建玉残高が急増し、店頭取引では外国為替証拠金取引以外の通貨関連デリバティブ取引が増加しましたが、店頭外国為替証拠金取引の建玉残高は減少しました。

出来高 地域別（国内、海外）

期 間	取引所取引				店頭取引（国内）	
		国内		海外		うち FX
			うち FX			
	枚	枚	枚	枚	億円	億円
当第3四半期（累計）	55,181,688	34,010,034	30,681,319	21,171,654	39,604,240	39,415,883
前年同第3四半期（累計）	54,988,810	30,331,786	26,198,101	24,657,024	31,557,713	31,418,160
増減（前期比）	+0.35%	+12.12%	+17.11%	-14.13%	+25.49%	+25.45%

出来高 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うち FX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	3,328,715	0	17,340,823	3,701,713	30,681,319	30,681,319	0	113,878	15,240
	4,133,485	200	18,429,979	6,083,028	26,198,101	26,198,101	0	143,293	724
	-19.46%	—	-5.90%	-39.14%	+17.11%	+17.11%	—	-20.52%	+2,004.97%
店 頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	—	—			39,479,966	39,415,883	124,273		
	—	—			31,442,417	31,418,160	115,296		
	—	—			+25.56%	+25.45%	+7.78%		

上段＝当第3四半期（累計）、中段＝前第3四半期（累計）、下段＝前期比増減

外国為替証拠金取引状況

区分	出来高			顧客預託金			実績口座数		
期間（期日）	当期累計	前年同期累計	前年同期比	当期末日	前年同期末日	前年同期比	当期	前年同期	前年同期比
	100億円	100億円	%	億円	億円	%	口座	口座	%
取引所取引	3,317	2,988	+11.01	4,825	2,526	+91.00	26,336	30,767	-14.40
店頭取引	394,158	314,181	+25.45	13,534	13,067	+3.56	707,687	730,321	-3.09
合計	397,475	317,169	+25.31	18,359	15,593	+17.73	734,023	761,088	-3.55

金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値。

期末総建玉 地域別（国内、海外）

期 日	取引所取引				店頭取引（国内）	
	国内			海外		
		うち FX			うち FX	
	枚	枚	枚	枚	億円	億円
当四半期末	7,055,668	2,546,506	2,188,029	4,509,162	197,501	67,581
前年同四半期末	6,236,052	1,620,820	1,131,606	4,615,232	181,384	69,192
増減（前年同期比）	+13.14	+57.11	+93.35	-2.29	+8.88	-2.32

上段＝平成27年12月31日時点、中段＝平成26年12月31日時点、下段＝前期比増減

期末建玉 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプショ	先物	オプショ	先物	うち FX	オプショ	先物	オプショ
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	358,477	0	3,651,343	852,296	2,188,029	2,188,029	0	5,523	0
	489,014	200	3,464,451	1,150,756	1,131,606	1,131,606	0	25	0
	-26.69	-	+5.39	-25.93	+93.35	+93.35	-	+21,992.00	-
店 頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			89,741	67,581	10,7760		
	-	-			74,048	69,192	10,7336		
	-	-			+21.19	-2.32	+0.39		

上段＝平成27年12月31日時点、中段＝平成26年12月31日時点、下段＝前期比増減

第二部 事業計画の概要

平成27年度における本協会の事業計画は以下のとおりです。

(平成27年度における本協会の活動状況の詳細については、別紙5 「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」 参照)

平成27年度事業計画の概要

平成27年度事業計画の概要			
平成27年度事業計画	内 容 (□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、 ○:平成25年度新規事業の継続、◎:26年度新規事業の継続、 新規:27年度新規事業)		
1. 金融先物取引業務の適正化 (会員の金融先物取引業務に関し、関係法令の遵守、業務内容の適正化その他投資者の保護を図るために必要な自主規制規則の制定、業務指導、内部管理責任者資格試験等の実施)	1.1		会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施
	1.2		自主規制規則の制定・改廃の実施
		△	(1)自主規制規則関係アンケートの実施
		◎	(2)パブリックコメントの実施
	1.3		内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施
定款第4条第1項 第1号、第2号、第9号			
2. 金融先物取引市場の調査、研究 (内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成 (主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等))	2.1		金融先物取引に関する内外動向調査
			(1)新制度及び新商品などの状況把握
		○	(2)金融商品と当該商品規制との対応関係の整理(マッピング)
			(3)規制環境の変化等に関する会員への情報発信
	2.2		金融先物取引業に関わる各種統計情報の整備
		新規	(1)統計情報報告システムの改良・データベースの改善
			(2)自主規制向けモニタリングデータとの統合分析

平成27年度事業計画の概要			
	2. 3		外部学術機関との連携
		◎	(1) 投資教育に関する海外書籍の翻訳及び監修
		□	(2) 店頭外国為替証拠金取引における注文執行の仕組みと法理(スリッページを中心として)
		○	(3) 外国為替証拠金取引における投資者の行動分析
	2. 4	◎	投資教育の体系的整備
		新規	金融先物取引従事者・投資家等への基本的学習教材の編纂、投資家への投資知識などの情報の伝達等を含む中長期的計画策定等を検討するため、以下の事業を行う。 ① 翻訳事業、 ② 内外における先行事例の情報収集や意見交換、 ③ 投資家層の把握調査の準備など
	2. 5		外部機関との連携
			(1) 海外関係団体との交流、情報交換
			(2) 外部統計機関(金融・資本市場統計整備連絡協議会など)、東京外国為替市場委員会及び日本銀行との連携
	定款第4条第1項第2号		
3. 法令規則等の遵守状況の監査 会員の法令、自主規制規則等の 〔 遵守に関する監査の実施 〕	3.1		計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施
			(1)モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応
		○	(2)財務指標が一定の数値を割り込んでいる会員に対する調査の円滑・適切な実施
			(3)効率的な単独監査の実施
			(4)取引所との合同監査の実施
			(5)効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化
	3.2		概況・確認調査の円滑・適切な実施 (概況調査の対象及び内容を拡充)
	3.3	○	仲介業務新規委託会員に対する調査の円滑・適切な実施
	3.4	○	個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施
	定款第4条第1項第3号		

平成27年度事業計画の概要			
4. 苦情・紛争の処理 〔 会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあつせん 〕 定款第4条第1項 第4号、第5号、第6号	4.1		証券・金融商品あつせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携
	4.2	☐	金融ADR制度への継続参加
	4.3	☒	認定個人情報保護団体としての会員の顧客からの個人情報取扱いに係る苦情・相談業務の適切な実施
5. 外務員の登録事務 〔 金融庁長官から委任された外務員の登録の実施 〕 定款第4条第1項第7号	5.1		外務員登録事務の円滑・適正な実施
	5.2		外務員資格試験の円滑・適切な実施
	5.3		外務員更新研修の円滑・適切な実施
6. 広報、刊行物の発行 〔 金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行 〕 定款第4条第1項第8号	6.1		刊行物発行业務の円滑・適正な実施 (電子化等の実施に伴う刊行物体系の見直し)
	6.2		kinsaki-netを利用した適時・適切な情報発信の充実(会員向け)
	6.3		一般向けWEBサイトを經由したデリバティブ投資知識の普及(一般向け)
	6.4		協会史編纂
7. 金融先物取引業務の改善合理化 〔 会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施 〕 定款第4条第1項第9号	7.1		投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施
			(1)金融商品別(FX幹事会等)施策の充実
			(2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備
			(3)その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化
	7.2		会員の事務負担合理化等の見地からのQ&A事業の推進と拡充(広告等に関するQ&A、既存Q&Aの改正)
8. 教育、研修 〔 会員の役職員等に対する教育、研修の実施 〕 定款第4条第1項第10号	8.1		規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施
			(1) 会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施
		☐	(2) ITを活用した教育、研修の検討

平成27年度事業計画の概要			
9. 会員相互間及び関係諸団体との 意思疎通、連絡調整の推進 定款第4条第1項 第11号、第12号	9.1		会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の実施
	9.2		金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の実施等
	9.3	☐	第二種金融商品取引業協会への協力
	9.4	新規	日本証券経済研究所への助成
10. 法令に基づく主務大臣等への協 力 定款第4条第1項 第11号、第13号	10.1		連絡、協力事業の適切な実施
11. 内外諸情勢の変化に即応した適 正かつ効率的な協会業務の推 進 定款第4条第1項第14号	11.1	△	一般社団法人としての着実な業務運営の実施
	11.2		協会事務局体制の効率的整備
	11.3		協会事務の合理化・適正化の推進
			(1)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等
			(2)出版等の更なる効率化の検討等
	11.4	○	会員、外務員等の処分規定の見直し
	11.5	△	処分手続きの見直し等に伴う事務体制の検討
	11.6	△	金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の適切な実施
	11.7		協会役職員に対する教育、研修(監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等)の実施

第三部 法人管理関係

(一) 事務局の概要

1. 人員

本協会は、4部（総務、業務、監査、調査）体制をとり、職員数（平成28年3月末現在）は22人（うちパート2人）です。

（別紙2 「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」参照）

（参考）事務局人員の推移

- ・ 平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を計画。
- ・ その後、事務量見直しに基づく計画見直しをしつつ、計画期間を当初の2年から4年に延伸し、平成24年度にほぼ一巡。
- ・ 体制整備の成果は、モニタリング組織等、各部で効果。

(ア) 金融庁証券取引等監視委員会出向

平成25年7月より、監査部に所属していた職員1人が任期付職員として証券取引等監視委員会に出向しています。

(イ) 今後における業務運営体制

今後における業務運営体制として、本協会事務局に、統括役2人を置き重要な使用人とし、統括役のうち1人は事務局長として、監査、処分業務以外の業務を統括、もう1人の統括役は監査、処分業務を統括する業務運営体制とすることを検討しています。

この目的は、今後の本協会の業務運営において、事務局の分掌事務が対等な統括役により分担して管理される体制とすることで、利益相反管理や協会業務等についての説明可能性の向上、適正性の確保強化を図るものです。なお、この体制となっても、本協会の小規模性などの現状を踏まえ、従来から行っている職員の兼務等による効率化の継続・強化や人材の登用による活性化などの運営努力を引き続き行い、適切な運用により効果の発揮に努めたいと考えています。

2. 機構

(ア) 事務局長代行の設置

平成24度における事務局の組織及び事務分掌等規程の改正（平成24年3月14日第13回理事会決定）に伴い、事務局長代行を設置し、平成24年4月1日付で次のとおり発令し、現在も継続しています。

- ① 総括及び法人管理担当事務局長代行：総務部長
- ② 自主規制事業実施担当事務局長代行：監査部長

(イ) 連絡調整会議等

平成22年度から引き続き、適時的確な業務運営を行う見地から、専務理事、事務局長、部長、BCP担当者、システム担当者をメンバーとする連絡調整会議を、週2回開催しています。また、自主規制施策についての検討を行うため、随時、企画会議を開催することとしています。

(ウ) 連絡窓口

協会運営に当たって、会員・行政との連絡の適確化、効率化を図る見地から会員・行政との連絡窓口を以下のように定め、意思疎通等の徹底を図っています。

① 行政窓口 総務部長（法人管理事業関係）、監査部長（自主規制事業関係）

② 会員窓口 調査部長

(エ) 認定個人情報保護団体の認定に伴う個人情報苦情相談室の設置

本協会は、平成26年8月1日付で金融庁長官から認定個人情報保護団体の認定を受け、同日付で、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置し、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの相談・苦情等を受け付けるなど、認定個人情報保護団体としての業務を行っています。

平成27年度における相談・苦情等は0件でした。

(オ) 文書担当の設置

平成26年7月に総務部に文書担当を設置し、本協会が外部に発出する対外的な文書について、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかの審査・検討等を行っています。

3. 所在地

(ア) 主たる事務所

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3

NBF小川町ビルディング

代表TEL (03) 5280-0881

各部代表TEL 総務部 (03) 5280-0881、0889

業務部 (03) 5280-0882

調査部 (03) 5280-0884

監査部 (03) 5280-0883

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

<http://www.ffaj.or.jp/en>

(イ) 支部

支部は置かれていません。

(二) 災害対策関係、事業継続計画等

(1) 本協会の事業継続計画

(ア) 本協会の事業継続計画（ＢＣＰ）については、平成２３年３月に自然災害を対象とした「災害対策要綱」を策定し、その後平成２５年度において、自然災害だけでなく、新たに大規模停電などの社会インフラの機能停止や、通信障害、反社会的勢力の介入など、協会に非常事態が発生した場合の対応を含める拡充を行い、これを事業継続計画及び同業務マニュアルとして制定し、平成２６年３月７日より運用を開始しています。

(イ) 平成２７年度における対応状況は、以下のとおりです。

- ① 本協会の事業継続計画に定める非常時対策本部の設置はありませんでした。
- ② 訓練については、平成２８年３月に、本協会が入居しているビルの管理会社が実施する消防訓練に合わせ、本協会の事業継続計画に基づいた非常時対策本部を設置し、役職員の避難及び当該本部の運用フロー等を確認する訓練を実施しました。

(2) 節電対策

平成２７年度の夏季及び冬季においては、当局から、電力需給に関する検討会合の決定に基づく電力の需要抑制に取組むよう要請があり、会員へ周知するとともに、本協会においても前年度に続き定着している節電の取組みを継続しています。

(三) 事務局における個人情報の取扱い

本協会では内部規定（「個人データ取扱状況の点検・監査規程（平成２６年３月１９日事務局決定）」）に基づき、四半期に一度、各部において個人情報の取扱いに係る点検を行っています。

また、年に一度、本協会事務局における個人情報の取扱いに係る監査を受けており、平成２７年度は、３月に外部のセキュリティコンサルティング会社による監査を受けました。

(四) 職員資質向上

体制整備を活かしたベターサービスへの志向と、職員資質の向上は不即不離であるとの認識から、協会役職員の専門的知識・技能を向上するための研修に努めています。

平成２７年度において実施した主なものは次のとおりです。

(1) 「業務上必要な職員の研修等に関する基準（平成９年６月１６日事務局決定）」による研修

(ア) 公認内部監査人（ＣＩＡ）資格取得講座 監査部職員等（継続）４名

(イ) 公認情報システム監査人（ＣＩＳＡ）資格取得講座 監査部職員（継続）３名

(2) 外部講師による研修等参加

セキュリティ・コンサルタントによる定期の個人情報保護研修（平成２０年度から「個人情報安全管理規程」第４条に基づく研修として実施。）

(3) 証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修（平成２２年度より実施、累計２３

人参加)

- (4) 米国CFTC主催の国際規制関係者研修(平成24年度より実施、役職員累計5名参加)
- (5) IOSCO-AMCC主催のトレーニングセミナー参加(平成26年度より実施)

(五) 財務の概況と課題

1. 財務の概況(平成27年度)

(1) 平成27年度決算について(平成27年度収支計算書ベース)

(ア) (事業活動収支の部)

事業活動収支の部の内容は、主として、協会の自主規制事業に係る経常的な収支の状況及び法人管理に係る経常的な収支の状況を表示しています。

① (事業活動収入)

平成27年度の事業活動収入決算額は、会費収入242百万円(前年度235百万円)、事業収入26百万円(前年度26百万円)、その他合計で273百万円(前年度276百万円)

となっています。

上記の平成27年度当初予算に対する進捗率は、会費収入98%(前年度98%)、事業収入85%(前年度90%)、事業活動収入計93%(前年度97%)となっています。

(i) 会費収入は収入総額の89%を占めており、本協会の収入構造の特徴となっています。

定額会費収入については、年度初め会員153社、特別参加者13社、期中入会8社として予算計上を行いましたが、決算では、会員数の減少により、6百万円の予算未達が生じております。

(注) 年度初め会員149社(△4)、特別参加者9社(△4)、期中入会会員1社(△7)

(ii) 入会金収入は期中入会8社として予算計上を行いましたが、決算では入会1社となったため、9百万円の予算未達が生じております。

(iii) 事業収入のうち受験料収入については、平成27年度当初予算18百万円(受験者数2,200人)に対し、決算14百万円(受験者数1,732人)となり、その進捗率は79%(前年度96%)となっています。

(iv) 特定資産運用収入については、3. 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告をご参照下さい。

② (事業活動支出)

平成27年度の事業活動支出決算額は、事業費支出291百万円(前年度300百万円)、管理費支出37百万円(前年度35百万円)、合計328百万円(前年度335百万円)となっています。

上記の平成27年度当初予算に対する進捗率は、事業費支出及び管理費支出において以下のとおりとなり、その結果、事業活動支出全体の進捗率は89%となっています（前年度90%）。

（i） 事業費支出

調査・研究費支出における地方監査旅費及び学術連携関係費の執行残、広報・研修試験費支出及び外務員登録関係費支出における内部管理責任者、外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験の配信手数料の執行残、職員給与支出における退職者不補充及びそれに伴う社会保険料等の支払い執行残等の要因により89%（前年度90%）となっています。

（ii） 管理費支出

総会・委員会費支出における規律委員会開催の減（予算6回、決算2回）、その他事務管理費支出における役員旅費交通費の減等の要因により88%（前年度83%）となっています。

（イ） （投資活動収支の部）

投資活動収支の部の内容は、主として、特定資産である預り預託金充当資産及び自主規制事業実施積立資金等への繰り入れと取り崩し及び固定資産の取得のための支出等です。

① （投資活動収入）

預り預託金充当資産取崩収入（45百万円）は、会員の脱退等による預り預託金の返還財源を取り崩したことによる収入で、自主規制事業実施積立資金取崩収入（273百万円）は、自主規制事業に係る収支差を自主規制事業実施積立資金から充当するために取り崩しを行ったことによる収入です。

自主規制事業実施積立資金取崩収入において決算差異（対当初予算347百万円に対し決算額273百万円、その差異74百万円減）が生じた要因は、事業活動収入のうち事業収入の受験料収入が少なかったこと等による収入の減少及び事業活動支出のうち事業費支出、投資活動支出のうちソフトウェア取得支出等において未達・不用が生じたこと及び予備費の支出が行われなかったことによる支出の減少です。

② 投資活動支出

（i） 預り預託金充当資産取得支出（25百万円）は、入会等における預託金を受領したものを預り預託金充当資産に繰り入れ、特定資産として管理するための支出であり、自主規制事業実施積立資金取得支出（208百万円）は、法人会計に係る収支差を自主規制事業実施積立資金へ繰り入れるための支出です。

自主規制事業実施積立資金取得支出において決算差異（対当初予算228百万円に対し決算額208百万円、その差異20百万円減）が生じた要因は、事業活動収入のうち会費収入及び入会金収入が少なかったこと等による収入の減少及び事業活動支出のうち管理費支出等において未達・不用が生じたことに

よる支出の減少並びに平成26年度末において、次年度の当座資金として次期繰越収支差額10百万円を計上したことによるものです。

- (ii) 以上のほか、投資活動支出においては、役員及び職員の退職給付引当資産の取得支出（役員及び職員合計で13百万円）ソフトウェア取得支出（10百万円）の計上がされています。

(ウ) (財務活動収支の部)

財務活動収支の部は、主として、預り預託金の受け入れ及び払い出し(返還)に係わる科目からなっています。

平成27年度決算においては、入会等による預託金の受け入れ(25百万円)、退会等に伴う預り預託金の返還(45百万円)が計上されています。

(エ) (予備費支出、次期繰越収支差額)

平成27年度においては、予備費支出はありませんでした。また、次年度の当座資金として、次期繰越収支差額10百万円を計上しました。

(オ) (当期収支差と収支均衡の必要性)

- ① 上記のように、自主規制事業会計においては、事業費支出に対し、事業収入が少額のため、収支差損が発生しており、この収支差損については、旧法人として保有していた資金を含む内部留保(自主規制事業実施積立資金)から取り崩して充当しています。他方、法人会計においては、管理費支出に対し、会費収入等の収入が多額なため、収支差益が生じていますが、この収支差益については、新法人としての内部留保(同自主規制事業実施積立資金)に積み立てています。以上から、いずれの会計においても、当期収支差は0円となります。

- ② しかしながら法人全体の収支差をみると、収入273百万円に対し、支出は351百万円となり、77百万円の収支不足となっています。

- ③これを反映して、自主規制事業実施積立資金の取崩収入(273百万円)が自主規制事業実施積立資金取得支出(208百万円)を65百万円上回る等、内部留保全体として、取り崩しが積み立てを上回っており、法人全体の実質的な収支不足が生じています。このような状況に対しては、収支均衡を図ることは大きな課題と考えられます。詳しくは後述の2. 中長期的な財務均衡の必要性を参照ください。

(別紙6「平成27年度収支計算書の概要」参照)

(キ) (平成27年度予算書(収支計算書ベース)に関する事項)

「平成27年度予算書(収支計算書ベース)に関する事項」のうち、第5項(2)に掲げる事項(会員の退会及び純資産額の見直しにより預託金の減少が生じたことによる預り預託金返還支出の増額)が生じたため、平成27年度収支計算書上、＜追記情報＞として報告されています。

(2) 公益目的支出計画実施報告

本協会は、一般社団法人への移行法人として、平成24年から4年間に渡り公益目的支出計画（注）を実施していました。

（注） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第127条第3項

平成26年度については、平成27年6月17日開催の通常総会において承認された平成26年度にかかる「公益目的支出計画の実施報告書等」を内閣府公益認定等委員会に提出しました。

平成27年度においては、自主規制事業会計の収支は、収入25百万円、支出312百万円、収支不足286百万円となり、前年度末公益目的財産額148百万円を全額支出して充当するため、本年度末の公益目的財産額は0円となります。すなわち、平成24年4月に確定した公益目的財産額1,004百万円のすべてを公益目的のために支出したことになります。なお、不足分は一般社団法人移行後において積立てた内部留保から充当されます。

これにより、本協会は、移行法人としての平成24年から4年間の公益目的支出計画を完了することとなります。平成28年6月の通常総会の承認を得て、平成27年度にかかる「公益目的支出計画の実施報告書等」及び「公益目的支出計画実施完了確認請求書（注）」を内閣府公益認定等委員会に提出することとしています。

（別紙7「公益目的支出計画の実施状況」参照）

（注） 「公益目的支出計画実施完了確認請求書」は、公益目的支出計画を完了した一般社団法人が内閣府公益認定等委員会に対しその実施が完了したことの確認を求めるものです。（整備法第124条）

(3) その他

(ア) 平成26年度事業報告及び決算

定款第45条の規定により、本協会の事業報告及び決算は、総会に提出しその承認を受けなければならないとされています。

平成26年度事業報告及び決算については、平成27年6月17日開催第27回通常総会において、いずれも原案のとおり可決承認されました。

(イ) 平成28年度事業計画及び予算

定款第43条の規定により、本協会の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、総会に提出しその承認を受けなければならないとされています。

平成28年度事業計画及び予算については、平成28年3月25日開催臨時総会において、いずれも原案のとおり可決承認され、同日付で金融庁に報告（平成10年6月8日蔵銀1445号）を行いました。

2. 中長期的な財務均衡の必要性

(1) 中長期的な財務均衡の取組み

1. 財務の状況で述べたように、本協会は法人全体としてみると収支不足を生じています。自主規制団体として、安定的な業務運営のためには、この収支差を解消し、財務を均衡させることが必要であることは論を俟たないところです。

このような収支不足を生じた主な原因は、平成21年度以来の体制整備のための増員による人件費の増及び平成5年度以来保有してきた20年国債償還対策のための運用替による利子収入の減、平成21年度以来の会員数の減少による定額会費収入の減等と考えられます。

このような状況に対処するため、

- ① 収支差の原因が長期的・構造的な要因であること、
 - ② これまでは公益目的支出計画による旧公益法人の内部留保等の取崩し充当が行われていたこと、
 - ③ 収支両面にわたって急激な変化が困難と考えられること、
 - ④ 収支予算・会費水準・内部留保水準の各要素が整合的に検討されるべきこと等
- から、毎年度の予算編成において、一定の仮定を置いた上で、将来にわたる中長期的な財務状況の試算を行い、これを会員にお示しして、中長期的な財務均衡の視点に立った検討を頂くこととしています。

(注1) (これまでの経緯)

このような取組みは、一般社団法人への移行に際して始めたものですが、平成24年度において平成21年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、平成25年度予算編成より、予算を同年度の水準のまま据え置くと仮定し、平成35年度までの中長期的な収支の状況を「平成35年度までの試算」として作成し、財務の中長期的な視野での位置づけをみつつ、一定の仮定によりつつ中長期的な財務均衡の姿を検討してゆくこととし、この作業を、以降の年度においてもローリングしているものです。

(注2) (試算の期間)

試算の期間等については、一般社団法人化移行の際に、約8億円に達していた内部留保(特定資産のうちの「過剰金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計)について、適正な規模まで取り崩しつつ、単年度の収支差損に充当していくということについて説明させて頂いたこと、内部留保の水準は一定期間を経過しつつ判断されるべきと考えられたこと、急激な会費の引上げ等は困難と考えられたこと等により、平成35年度までという期間における試算を行うこととしています。

(2) 平成35年度までの試算

- (ア) 「平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース)現行ベース(平成27年度決算織込み済み)」

① 試算の前提等

- (i) 「平成35年度までの試算（平成28年度予算ベース）現行ベース（平成27年度決算織込み済み）」では、収支両面において、収支改善のための施策を講じないと仮定した場合の、平成28年度当初予算ベースによる平成35年度までの各年度の法人全体の収支差、内部留保等の試算により、協会財務の現状を示すものです。
- (ii) 支出については、原則として、平成28年度予算の水準に据え置くこと（ただし、システム開発費は平成29年度以降500万円（自主規制事業会計の支出とする。）、予備費の支出を除く。）とし、既に決まっている厚生年金関係の経費見通し等を織り込んだほかは、平成29年4月以降の消費税増税を加味し試算しています。
- (iii) 収入については、事業収入のうち受験料収入について、平成29年4月以降の消費税増税を加味した以外は、平成28年度予算と同額として試算しています。

② 試算の分析

- (i) 「収入 事業活動収入（第14行）」から「支出 実施事業支出（第8行）」を差し引いた「収支差（第25行）」は、約111百万円の収支不足で推移しています。
- (ii) これを反映して、「内部留保額（第31行）」は、平成33年度には、収支差に充当するための内部留保（積立資金）残高は収入不足を補えない水準となり、業務運営上の支障が想定されます。
- (iii) 従って、平成32年度までに何らかの対応が必要になると考えられます。
（注）上表での内部留保は、特定資産のうちの「過怠金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計とし、固定資産を除外しています。
（第35行目参照）

- (イ) 「平成35年度までの試算（平成28年度予算ベース）見直し案（平成27年度決算織込み済み）」

① 試算の前提等

- (i) 「平成35年度までの試算（平成28年度予算ベース）見直し案（平成27年度決算織込み済み）」では、平成30年代半ばに収支相償するように、支出削減及び収入増の収支両面で一定の施策をとる場合の仮定計算をしたものです。具体的には、現行ベースに対して、収入支出両面で次のような施策を行うことを仮定しています。
- (ii) 支出については、うち内部資金対応事業費（第9行目）を平成29年度以降毎年230万円の削減を仮定しています。
- (iii) 収入については、

a 定額会費収入（第20行目）を、平成29年度に現在年額55万円から5万円引き上げ（増額約7百万円）60万円と仮置きし、35年度に再度5万円の引き上げを仮置きして計算しています。

b 比例会費収入（第22行目）について段階的増額を行い、平成25年度の10百万円の増額を含めて、平成35年度までの間に合計で99百万円増額することを仮定しています。

（参考） 定額会費収入の最近のピークは、平成21年度で111百万円、その当時の会員数は、20年度末の199社。（平成28年4月1日現在の会員数 142社）

② 試算の分析

この前提の下での試算の結果は、平成35年度における「収支差額（第29行目）」は0円、「内部留保額（第36行目）」は、173百万円と試算され、収支均衡が達成可能な状況が示されています。

他方、内部留保の水準については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条で一年分の事業費が目安とされており、この基準によれば、同年度の内部留保は、自主規制事業支出に対しては不足となっています。ただ、当法人は一般社団法人ですので、この基準の直接の適用はありません。このような点から、本協会の内部留保の水準は、事業の安定的な執行等の観点から、その時々を検討を行っていくべきものと考えています。

（3） 試算の性格等

これらの試算は、あくまでも、一定の条件の下での仮定計算であり、将来の会費負担について、現時点で、何らの決定を行うものではありません。今後、財務均衡を進めていく上では、収支両面で、環境変化に対応、一層の支出削減努力の継続、会費引き上げの検討、会費以外の収入についての検討、内部留保額の水準の検討等を踏まえ、将来の展望の下での協会の財務状況の認識に立って、ご審議を頂くべきものと考えています。

次々年度以降の予算編成に当たっても、このような考え方から、試算のローリング作業を継続し、将来の方向性をお示しつつ、毎年度の予算編成、中長期的な財務均衡を図っていくこととしていますので、今後ともご理解ご支援のほどをお願いいたします。

（別紙8-1「平成35年度までの試算（平成28年度予算ベース）現行ベース（平成27年度決算織込み済み）」、別紙8-2「平成35年度までの試算（平成28年度予算ベース）見直し案（平成27年度決算織込み済み）」参照。支出面における施策については、別紙9「これまでににおける経費削減の主なもの」参照）

3. 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告

(1) 位置づけ

資産管理運用状況については、協会規則「資産管理運用規程（平成24年3月14日理事会決定、平成24年4月1日施行）」第5条により、管理運用の経過及び結果について少なくとも年1回理事会に報告することとされています。

平成27年度は、平成27年5月12日開催の第1回理事会及び11月25日第7回理事会において、それぞれ、その当時の状況及び前回報告からの変動について報告しています。

(2) 資産管理運用状況

(ア) 資産運用方針

本協会の資産管理運用については、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針としています（資産管理運用規程第2条）。

このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています（資産管理運用規程第3条）。

これに基づき、特定資産である各資産の性格に応じて運用をすることとし、そのうち預り預託金について、預託金返還に対応する流動性を確保（注）した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

（注） 流動性の確保所要額は、預り預託金の返還を考慮して、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が一度に退会した場合に必要な預託金返還のための想定資金所要額425百万円以上を確保することとし、これまで、預り預託金充当資産から上記による流動性資産として確保する金額を控除した部分について、長期運用が可能な額と考え、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきました。

(イ) 平成27年度における預り預託金充当資産の運用

- ① 平成27年度期首における預り預託金充当資産の残高は、1,377百万円であり、このうち、596百万円は長期国債による長期運用を行っており、その他781百万円は流動性預金等で保有しています。

この流動性預金等で保有している781百万円のうち（ア）で述べた流動性の確保所要額425百万円を除いた残り356百万円が、平成27年度における運用可能額となります。

(i) 長期運用の内訳

- (a) 第62回利付国庫債券 496百万円（額面5億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%（課税後0.64%）、平成24年度運用）
- (b) 第329回利付国庫債券、99百万円（額面1億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%（課税後0.64%）、平成25年度運用）

(ii) 流動性預金等の運用対象には、具体的には、MMF、F F F、1年未満の定期預金等が含まれています。

② 平成27年度上期の運用状況

平成27年度上期では、(イ)①で述べた運用可能額356百万円のうち、8月に満期となった定期預金100百万円を再運用(満期平成28年2月)し、残額256百万円については、流動性預金等により運用することとしました。

③ 平成27年度下期の運用状況

平成28年2月に満期となった定期預金100百万円を再運用(満期平成28年8月)することとしました。

(ウ) その他の特定資産

預り預託金充当資産以外の特定資産(注)については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等により運用しています。

(注) 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過怠金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、平成27年度末における総額699百万円を普通預金、MMF及びF F Fにより運用しています。

(3) 運用収入

平成27年度における特定資産利息収入は4百万円(当初予算5百万円)です。なお、特定資産期中平残に対する平均利回りは0.197%となりました。

(別紙10「平成27年度資産管理運用状況報告」参照)

4. 監査法人による監査等

(1) 監査契約

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人(最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいいます。)には該当しないため、会計監査人の設置義務はなく(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第62条、第68条、第107条)、また、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、財務運営の適正性の観点から、監査法人と監査契約等を結び、財務諸表等及び収支計算書等の会計監査を受けています。

平成27年度においては、新日本有限責任監査法人と監査契約等を締結し、財務諸表等及び収支計算書等の会計監査を受けています。

(ア) 財務諸表等に対する 「独立監査人の監査報告書」

定款第45条及び一般法人法第123条に規定する一般社団法人が作成すべき財務諸表(正味財産増減計算書及びその内訳表、貸借対照表及びその内訳表、附属明細書)について、財務運営の適正性の観点から監査法人と監査契約を締結し、無限定適正意見を付した監査報告書を受けています。

(イ) 収支計算書に対する「独立監査人の監査報告書」

経理規則第40条により協会が作成している収支計算書については、『平成26年4月4日日本公認会計士協会監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」』が発出されたことにより、『「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)』に準拠して、特別目的で作成される収支計算書についても、本年度より「独立監査人の監査報告書」の提出を受けることとなり、無限定適正意見を付した監査報告書を受けています。

(ウ) 財産目録に対する「合意された手続実施結果報告書」

定款第45条により協会が作成している財産目録については、準拠すべき規準として、財産目録だけを抜き出した規準が存在しないため、合意された手続が実施され、「平成28年3月31日現在の貸借対照表と財産目録の貸借対照表科目及び金額を突合した結果、すべて一意していた。」という報告書の提出を受けています。

(2) 監査法人と理事とのディスカッション等

監査法人が効果的かつ効率的な監査を実施するために、本協会の事業環境、事業内容及び内部統制等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、監査法人と理事との間で、ディスカッションが行われています。平成27年度においても、専務理事及び監事と公認会計士との間で10月1日に実施されました。

また、本協会監事に対し、監査法人から、監査契約に基づく平成27年度財務諸表等及び収支計算書等に対し「独立監査人の監査報告書」等を提出するにあたって、監査の概要及び結果についての説明が平成28年4月25日に実施されました。

(六) 法人管理の適正化

1. 平成27年度における取組み

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、一般社団法人としての法令遵守・運営リスクへの対応について、引き続き重点的に取組みを続けています。

最近においては、下記の取組みを行っています。

(ア) 引き続き、総会の適正運営のため、顧問弁護士の総会への出席

(イ) 法人運営の実務等の情報交換や助言を受けることを目的とし、公益財団法人公益法人協会へ加入(平成26年4月)、これと並んで「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により、役員の法律上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、本協会の役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損害賠償保険へ加入(平成26年4月)

(ウ) 総務部に文書担当を設置し、本協会が外部に発出する対外的な文書は、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかについて、文書担当者の合議を経たのちに発出。

2. 内部管理規則の整備

協会事務局の内部管理のための規定としては、定款の定めに従い、総会において別に定めるもの（定款第33条（役員の報酬等））及び理事会の決議を必要とするもの（定款第41条（事務局の組織及び運営に関する事項）、定款第42条の2（経理規則）等）等があります。

一般社団法人への移行及び移行後の法人管理を踏まえつつ、順次これらの規定の整備を図っています。

平成27年度においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、本協会における規則等の一部改正及び「特定個人情報取扱規程」の制定を行いました。

（別紙11「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照）

3. 金融サービス業におけるプリンシプルについて

平成20年4月18日に公表された金融庁の「金融サービス業におけるプリンシプルについて」（14項目）は、その策定時の経緯により、本協会はこれを「共有」している状況にあるとされています（当該公表文の注3参照 URL：<http://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2/01.pdf> 及び「金融行政の座標軸」（佐藤隆文元金融庁長官著）P107以下参照）。平成27年度においては、この認識から、本協会の業務について、簡潔な自己評価を試行したところ、全体としては協会の運営として齟齬をきたしている状態にはないと認められたものの、今後においても、自主規制団体として、利益相反管理等の視点を含め、説明可能性の確保強化に努めることとしました。

（七） 電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変化の中で、ベターサービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためには、費用対効果を見定めセキュリティを確保した上で、電子情報技術（IT）の積極的利用が不可欠であるとの考え方に立ち、一般向け協会ホームページ及び会員・特別参加者専用サイトについて、以下のような各般の施策に取り組んできました。

1. 一般向け協会ホームページ

平成11年度以降、一般投資者に向けて「一般向け協会ホームページ」（注）を開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値等を掲載しています。

（注） 協会ホームページ 日本語版 <http://www.ffaj.or.jp> 英語版 <http://www.ffaj.or.jp/en>

平成20年8月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、広範なりニューアルを行い、デザインを一新し、以来、個人投資家向け所管金融先物取引についての規制の解説ページなど、コンテンツの充実にも継続的に取り組んでいます。

平成27年度には、通常の統計公表等に加え、社会的要請等に応じ、「共同ステートメント：

監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）恒久的事務局の日本誘致支援」の公表、マイナンバー制度周知のバナーの設置などを行っております。

平成27年度における一般向け協会ホームページへのアクセス数は、1,227,870回でした。

2. 会員、特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）

（ア） 会員及び特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として「会員・特別参加者専用サイト」を平成20年度に設置し、その運用実績等を基に、平成22年3月に大幅な改善を行い、安全性の確保・向上を前提とした双方向通信の実現などの会員からの要請を満たすべく、ウェブ報告機能である「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-netとして運用を開始しました。

同システムは、安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。また、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とした機能追加等を逐次行っており、平成24年度においては、出来高状況報告等の専用画面を新設し、平成27年度においては、会員が外務員の登録状況等の確認をシステムにより随時行えるよう「外務員情報」ページを新設しました。

（イ） 本協会事務局から会員・特別参加者への適時適確な各種連絡、情報提供の重要性は、ベターサービスを志向する本協会の運営の基本と考えます。Kinsaki-netは、この分野で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキンググループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとなるなど、本協会の運営に大きな役割を担っています。本年度、同ページを通じて行われた連絡件数は、177件（うち本協会通知文書掲載102件）となっています。

（ウ） 平成28年3月末時点での同システムの利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、クライアント証明書の申請ベースで全会員142社中133社、申請枚数計899枚（特別参加者は6社中4社、12枚）の利用を得ており、報告書管理システムへの登録収蔵件数は68,000件を超えています。

報告書管理システムに登録された文書は登録した会員から随時閲覧することが可能です。

（別紙12 「Kinsaki-net 概要」参照）

3. 事務局システム

（ア） 災害等緊急時対応への電子情報技術の活用

平成22年度に、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員や一般投資者へホームページ等を通じての情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるよう、本協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入し、その後、平成

24年3月にはリモートアクセス時の業務をより確実かつ効率的に遂行することを目的の一つとして、職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切り替えました。平成24年度においては、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入するなど、逐次整備を図ることとしています。

(イ) セキュリティの強化

平成23年8月には、セキュリティ及びBCPの観点から本協会事務所内に設置していたファイルサーバをデータセンターへ移設しました。また、(ア)「災害等緊急時対応への電子情報技術の活用」でも述べたように、シンクライアント環境を導入し、管理態勢の強化を行い、平成25年12月にはKinsaki-net サーバの更改に併せて、セキュリティの観点からサーバ構成の見直しによる堅牢化を図りました。

また、平成28年3月には、Kinsaki-net プログラムのフレームワーク及びサーバOSのバージョンアップ、証明書の暗号化アルゴリズムの移行を行いました。

4. 外務員統合管理システム

(ア) 国より委託を受た外務員登録事務の実施のため、平成17年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、その後規則改正等の都度改修を行っています。

(イ) 外務員の登録申請書類等又は登録事項の変更等に係る提出書類のうち、原本を要しないものについてはKinsaki-net での電子提出が可能となっています。

(ウ) 平成27年度には、会員の要望に応じた改善を行い、Kinsaki-net に「外務員情報ページ」を新設、平成28年2月10日より供用を開始し、外務員の登録状況に関するデータを常時確認できることとなりました。

5. 機械化会計

平成22年度からの年度開始前予算編成移行に際し、予算執行過程での予算管理事務、支出実行・債権管理等の経理事務の効率化、適確化を図り、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として、平成23年度より機械化会計の本格導入を行い、予算執行状況の月別管理等にも活用しています。

6. 預託金管理システム

定款第12条に規定する預託金に関する事務の効率的かつ適正な執行のため、平成24年3月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理や毎年7月1日現在で行っている会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

(八) 各種刊行物の刊行等 ―刊行物の電子化及びオンデマンド出版化―

1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各分野について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。平成21年度より、会員アンケートの結果を踏まえ、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net 掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

金融先物取引業務研修テキストの全面見直しによる電子化が平成26年度で完成し、全刊行物の電子化作業が一巡しました。

2. 各種刊行物の状況

平成27年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

(1) 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年4回、会報を定期に作成し、会員との情報伝達に用いる Kinsaki-net 上の電子ファイルにより、会員に発信しています。また、金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

本年度より会報各号のテーマをより明確にすることで季刊報としての特色が出るように努めております。

(2) 金融先物取引関係法規集

(ア) 金融先物取引関係法規集データベース

平成22年2月より「金融先物取引関係法規集データベース」の提供を行っています。これは、平成22年度当時、金融商品取引法の施行やG20ピッツバーグ・サミット(平成21年)を契機とする国際的な店頭デリバティブ市場の規制改革に伴う広範な制度整備により、法令改正等が頻繁に行われたことを背景として、常に新しい法令体系等を会員に提供するという観点から講じられてきたものです。同データベースは、一般向け協会ホームページ又はKinsaki-net から利用が可能です。

(イ) 金融先物取引関係法規集

平成25年度より電子媒体での提供(Kinsaki-net 掲載)を行っています。紙媒体は、掲載法令等の追加等により、2分冊構成となっています。

(3) 金融先物取引業務マニュアル

平成23年度より電子媒体での提供(Kinsaki-net 掲載)を行っています。紙媒体はオンデマンドにより出版しています。また、年度ごとに内容を見直し、平成27年度も一部改訂を行い、10月末現在の内容をKinsaki-net に掲載しました。

(4) 金融先物取引の知識

平成24年度より電子媒体での提供(Kinsaki-net 掲載)を行っています。平成27年4月に改訂した「金融先物取引の知識」は紙媒体についてもオンデマンドにより出版して

います。

(5) 金融先物取引業務研修テキスト

平成25年度より電子媒体での提供（Kinsaki-net 掲載）を行ってきました。平成26年度よりは、資格試験問題集全問の解説として電子媒体を Kinsaki-net に掲載しました（平成27年3月）。紙媒体は、オンデマンドにより出版しています。

3. 協会史の編集

平成元年8月に設立されて以来の本協会史作成を目指し、業務の適正化の観点に立ち、資料の収集等を進めています。

（別紙1「金融先物取引業協会の系譜」参照）

第四部 事業実施関係

(一) 自主規制実施関係

1. 会員監査及びモニタリング

(1) 監査体制

会員の監査については、平成4年の金融先物取引法の改正（平成4年7月20日施行）により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として本協会の業務に加えられました。現在においては、会員会社に臨場する実地監査とオフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

(2) 実地監査

(ア) 実地監査については、平成4年度から実施しています。平成27年度の実地監査実施件数は20社でした。

(イ) このうち、取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び検査の効率化のために、東京金融取引所（平成17年度から）及び日本取引所自主規制法人（平成22年度から平成25年7月25日までは大阪証券取引所）との間で合同検査を行うことを原則としています。平成27年度における合同検査実施件数は5社でした。（内訳は、東京金融取引所5社です。なお、平成26年10月に大証FXが休止することとなったことにともない、日本取引所自主規制法人との合同検査はありませんでした。）

(ウ) 平成27年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、苦情等の再発防止策について内部管理態勢が不十分であった事例、個人情報保護法関連で外部委託先管理が不十分であった事例、取引開始基準が不明確であった事例、社内規程の整備が不十分であった事例（注文執行態勢、価格配信態勢等）、また、交付書面関係での不備、協会への報告に関する不備（事故報告、システム障害報告の提出漏れ、出来高状況報告の計上漏れ）等が認められたため、必要な指導を行うとともに、関係するポイントについて、会員セミナー等で注意喚起を行っ

ています。

- (エ) 監査内容については、新たな法令諸規則及び発生した事故事例、監督当局の行政方針等を考慮し、適宜、ヒアリング項目の追加、ヒアリング深度を深める等、監査の実効性を上げるよう努めており、平成27年度は、個人情報保護に関するガイドライン改正への対応等を監査項目として追加しています。

また、平成28年度については、ストレス・テスト、個人番号制度、情報漏洩、サイバーセキュリティ等に関する管理体制を追加・深度を深める項目の候補として検討しています。

(3) モニタリング

(ア) モニタリングの概要

モニタリングについては、平成21年度以降、種々の規制見直しが実施されてゆく中で、大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に関係する全ての会員を対象としたモニタリングを導入することとし、体制整備の成果を活かし、平成22年7月より、オフサイトでのモニタリングを行う体制（モニタリング担当）の整備を行い、運用を開始しているところです。

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制事業の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果必要と認められるものについてのオンサイトの特別監査や特別調査を組み合わせ実施しています。

(イ) モニタリング項目

平成27年度においては、前年度から継続して行っているものも含め以下の13項目についてモニタリングを実施しています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款4条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）（（ウ）広告モニタリング参照）
- ⑨ 価格モニタリング（FX取引における提示価格や約定価格等が対象）（（エ）スイスフラン・ショック等に関する調査及び未収金発生状況の公表参照）
- ⑩ 苦情の状況等
- ⑪ アフィリエイトモニタリング（FX取引及びBO取引に関して、会員から徴求したサイト情報（収益が発生したアフィリエイト）を基にした内容の確認等）

- ⑫ 特別監査、特別調査、概況調査及び確認調査（（カ）特別監査、（キ）特別調査、（ク）概況調査、（コ）確認調査参照）

- ⑬ 書類監査（（ケ）書類監査参照）

（ウ） 広告モニタリング

- ① 外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引については、勧誘規制の対象となるとともに、インターネット取引が主体となっていることから、広告モニタリングにおいては、適宜、雑誌広告やアフィリエイト広告の確認、及び定期的に会員のホームページの確認を実施し、必要に応じて内容の修正を求めるなどの指導を行っています。

会員ホームページ広告及びアフィリエイト広告に係る平成27年度の指導件数は会員15社に対し延べ23件の指導を行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

広告モニタリングによる指導内容（平成27年度）

広告の種類	延べ件数	内容概要
ホームページ上の表記内容	11	不適切な表現や誤認を招くおそれのある表現等。
キャンペーン	6	キャンペーンの説明方法が不適切等。
スプレッド広告	4	不適切な表示、更新が適切になされていない等。
アフィリエイト広告	1	掲載情報が更新されていない状況。
比較広告	1	比較広告の適性性の確認が不十分。
合計	23	—

また平成27年8月に、アフィリエイト広告・比較（ランキング）広告の利用状況・業務運用状況等についてアンケート形式による調査を行い、広告掲載サイト上での表現内容や広告審査マニュアル等に記載されている広告審査の実施・進捗状況等について確認しています。

- ② 本協会の統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等の数値（協会公表数値）について、会員がホームページ等で広告に利用する際の注意事項をまとめた「統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等に関する留意事項」を平成27年4月16日に発出しています。

（エ） スイスフラン・ショック等に関する調査及び未収金発生状況の公表

平成27年1月15日に発生したスイスフランの急騰について、同年2月6日付「スイスフラン・ショックの価格調査等に関する書類調査」（金先協平27第23号E）を発出して、顧客へ提示した価格データ及び約定データ等の提出を要請し、各会員の提示した価格、約定価格及びロスカット取引等の状況について確認しました。

同様に平成27年8月24日に発生した南アフリカランド円や米ドル円等の為替相場急変動に関し、会員に対して未収金の発生状況（口座数、金額等）をヒアリングし実態調査を行うとともに、本協会ホームページ上で「2015年8月24日 為替

相場変動に係るロスカット等未収金発生状況（速報値）」を公表しました。個人顧客に係る未収金発生状況については、平成23年9月以来月単位の発生状況を公表してきましたが、平成27年4月分より、法人顧客分についても公表することとしました。

（オ） システムトレード関係

外国為替証拠金取引におけるプログラム選択型システムトレードに関しその運営状況、管理態勢等について実態把握を行うために、平成26年12月、取扱い会員に対してアンケートを実施しました。

アンケート結果を踏まえ、投資家保護の観点から、取引開始前に顧客に十分説明した方が望ましいと思われる事項をFX幹事会での審議を踏まえて「外国為替証拠金取引においてプログラム選択型システムトレードを提供する場合の留意事項」としてとりまとめ、平成27年10月2日に会員向けに発出しました。（三、2.、（1）FX幹事会（イ）参照）

さらに、上記留意事項の履行状況を確認するため、「プログラム選択型システムトレードに関する書類調査の実施について」（金先協平28第9号E）を平成28年1月15日に発出し、プログラム選択型システムトレードを提供している会員から契約締結前交付書面を徴求しました。その結果、数社については、書面に記載されている説明の一部について修正を要請しました。

（カ） 特別監査

個人向け店頭バイナリーオプションの取扱い会員に対し、商品性、顧客管理態勢、勧誘・広告実施内容、システム管理態勢等の確認を行う特別監査を実施しました。平成26年度に2社、平成27年度に3社について実施し、その他実地監査に織り込んで確認した3社を含め、平成27年度末現在個人向け店頭バイナリーオプションを提供している会員8社全社について一巡しました。

また、店頭外国為替証拠金取引においてシステム障害が発生した会員1社に対し、システムリスク管理態勢を確認するための特別監査を実施しました。

（キ） 特別調査

前年度に引き続き投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員及び仲介業務を開始した会員について特別調査を実施することとしています。

① 財務健全性の確保

平成24年度から自己資本規制比率、純資産額が一定の水準を割り込んでいる会員に対し、現状把握のため実地での特別調査を開始しています。平成27年度においては1社、特別調査を実施しました。また当該水準に近づいている複数の会員に対し定期的に財務体質強化策、事業見通し等についてヒアリングを行っています。

② 金融商品仲介業への対応

「金融商品仲介業者に関する規則」（平成24年11月22日第8回理事会決定、

平成25年1月1日施行)及び関係諸規則においては、投資者保護に資するため、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、仲介業務を委託した会員による指導及び監督を通じて、金融商品仲介業者における適正な業務運営を図ること等が規定されています。このような規制環境を踏まえ、仲介業務の委託を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため、実地での特別調査を行うこととしています。

平成27年度において仲介業務の委託を新たに開始した会員はありませんでした。

(ク) 概況調査

平成20年度から、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員に対し、財務状況等の適正性を確認するための概況調査を開始しました。平成27年度の概況調査実施件数は1社でした。

(ケ) 書類監査

平成22年度より、システムリスク管理態勢、緊急時事業継続態勢の整備状況、店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備状況等について、適宜、必要と認められる事項に関して書類監査を行っています。

平成27年度においては、金融商品取引業者向けの総合的な監督指針の改正等を踏まえ、「システムリスク管理態勢に関する書類監査の実施について」(金先協平28第21号E)を平成28年2月5日に発出し、書類監査を行いました。

監査結果を踏まえ、必要があると認められる会員があれば適宜、フォローを行う予定です。

(コ) 確認調査

平成26年度において不適正な報告事例が見られたこと等に顧み、顧客預り資産の保全、会員の財務内容の適正性を確保するため、新たに財務系を中心とした各種報告内容の正確性・適切性を確認する目的で、上記(ク)の概況調査に準ずる態様による無作為抽出した既存会員への確認調査を行うこととしました。平成27年度の確認調査実施件数は8社でした。

(サ) 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定

店頭FX取引取扱い会員が区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者の登録取消処分を受けた時、又は、会員が破たんした時若しくはそのおそれがある時などに、適正適確な対処を行うことを目的として、会員の現状把握、関係各所へのヒアリング、本協会内の確認事項、及び預託金の返還に関する留意点などを定めた業務マニュアル「会員デフォルト時の業務一覧」を策定しています。

(シ) リスク管理態勢等に関する調査

金融庁から公表された「金融モニタリングレポート」(平成27年7月)及び「金融行政方針」(同年9月)において外国為替証拠金取引業者の為替リスク管理態勢につ

いて言及されている点を踏まえ、平成27年9月16日に「金融モニタリングレポートに関する調査の実施について」を発出し、会員各社の自己ポジション管理状況や為替相場急変時の対応状況等について回答を求める調査を実施しました。

(4) その他

(ア) 会員セミナー等

実地での監査、調査や書類監査等で指導した重要な項目については、会員セミナーや会報を通じて注意喚起を行うなどにより、会員全体の業務改善努力を支援しています。

(イ) 「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」との連携

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、本協会からFINMACへ業務委託（第一種金融商品取引業務に係るあっせんを除く（「(四) 苦情・相談、あっせん事業」参照）を行っています。

FINMACとの間では、同法人発足当初からの取決めで、顧客に係るあっせん、苦情及び相談の状況の概要について月次で報告を受け、必要であると判断した事案については、さらに詳細な記録の提出を求め、会員への指導に活用しています。

また、平成27年度は前年度に引き続き、FINMACからの要請を受け、協会職員を講師として派遣し、相談員を対象とした研修を行いました。（「(十)、2. (イ) FINMAC相談員向け研修」参照）

(ウ) 行政当局との連携

金融庁、関東財務局、本協会が参加する第1回定期意見交換会を平成27年9月28日（近畿財務局も参加）、第2回を平成28年1月18日に開催し、金融先物取引に関する情報交換を行いました。今後、四半期ごとに開催される予定です。

2. 会員及び外務員処分関係

(1) 規律委員会

(ア) 規律委員会の設置

会員及び外務員の処分関係の事務適正化のため、従来、業務委員会の所掌とされていた会員処分、外務員処分に関する事項を所掌する第三者委員で構成される委員会として、規律委員会が設置されています（平成24年3月30日第14回理事会決定。同年6月12日設置。）。

規律委員会は外部委員3名により構成されています。また、会員からの意見聴取のため、議決権を有しない専門委員が設けられ、自主規制部会部会長及び副部会長の3名が専門委員に委嘱されています。

(イ) 規律委員会の所掌

規律委員会では、会員及び外務員の個別処分事案の審議並びに処分関係の制度整備等の検討を所掌しています。

(ウ) 規律委員会の開催状況

平成27年度における規律委員会の開催状況は次のとおりです。(2回開催)

(開催日)

(審議事項及び報告事項)

第11回：平成27年9月30日

- ・会員の処分について(会員1社)
- ・会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等

第12回：平成27年12月21日

- ・会員の処分可否関係(会員1社)
- ・処分関係制度整備の今後の日程
- ・会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等

(2) 処分状況

平成27年度において、本協会の定款等に基づいて行う会員又は外務員に対する処分の状況は以下のとおりでした。

(ア) 会員

本協会定款に基づき、会員1社に対し譴責処分を行いました。なお、処分とあわせて当該会員に対し、法令諸規則の厳守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行い、再発防止のための業務改善策について報告を徴求しました。

(イ) 外務員

本協会規則に基づき行った外務員に対する処分はありませんでした。

(注) 会員処分については、定款第19条第1項の規定に基づき実施しています。

外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、同法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を実施しています。また、本協会の処分として、同規則第6条に基づき処分を実施しています。

(3) 処分関係制度整備

平成23年5月31日第3回理事会で、会員の処分量定基準の理事会決定がなされ、また、規律委員会の設置等について検討を進めることとされました。

その後、平成24年1月31日第12回理事会で、規律委員会の設置が具体化したことに伴い、処分関係の制度整備については、同委員会の審議を経て決定することとされました。

これを受けて同委員会において各般の検討が進められ、平成26年3月26日開催の同委員会において、これまでの検討を集約し、また、他協会における外務員処分関係の制度整備の動向を踏まえ、下記(ア)から(ウ)の会員処分及び外務員処分関係の検討項目を含め、包括的に整備を検討することとされ、現在、平成29年3月末を目途に作業が進められています。

(ア) 会員処分関係の検討項目

- ① 会員の処分手続等に関する定款規定の整備
- ② 不服申立制度の新設及び不服審査会規則の新設
- ③ 会員の処分手続等に関する具体的な手続規則の新設
- ④ 「会員処分量定基準」の正式施行及び「会員の処分に関する考え方」の理事会決議

(イ) 外務員処分関係の検討項目

- ① 登録取消処分が行われた場合の資格取消処分の取扱い
- ② 外務員資格取消処分等についての聴聞手続・不服申立制度の新設
- ③ 「外務員処分量定基準」及び「外務員の処分に関する考え方」の理事会決議

(注) 本協会において実施している外務員資格停止処分については、他協会において制度改正が検討されているところから、本協会においても同様に対応することとしています。

(ウ) その他今後の検討項目について

- ① 不都合行為者に対する制裁規定の新設
- ② 登録取消処分を受けた会員の役職員に対する処分の新設
- ③ 内部管理責任者に対する処分の検討

(エ) 日程等

会員及び外務員の処分関係制度整備については、多岐にわたる制度改正が必要となること、また会員処分関係の制度整備と外務員処分関係の制度整備において、一体的に検討すべき規程等があることから両方の処分関係の制度整備を同時に進めることが必要であること等を勘案し、平成29年3月末を目途として、作業を進めております。

3. 反社会的勢力への対応

平成26年6月4日付で、反社会的勢力による被害の防止に関し、金融庁において監督指針等の改正が行われました。反社会的勢力への対応については、従前より、実地監査の内部管理体制の整備状況の監査項目としており、引き続き重要な監査項目の一つとして取り組んでいく予定です。

4. 無登録業者に関する施策

(ア) 金融商品取引法に基づく登録のない海外業者（海外無登録業者）が、国内の投資家にFX取引等の勧誘を行っている状況に対しては、金融庁及び関東財務局において、業務をただちに取りやめるよう「警告書」を発出し、業者名を公表するなど、一般投資家に向け注意喚起が実施されているところです。

(イ) 本協会としても、平成21年度に開催された金融庁と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員の意見交換会において述べられた意見を踏まえて、国内外の関係方面への連絡等

の取組みを行い、また、平成26年度においては、一般向け協会ホームページでの注意喚起などを行ってきたところです。

なお、平成25年度においては、当局から既に警告書の発出を受けている業者を含め、取引の勧誘等を行っている状況が依然として認められていることを踏まえ、金融庁及び関東財務局から一般社団法人日本雑誌広告協会に対して、雑誌における海外無登録業者の広告に関し、掲載前に業者の商号・名称が金融庁（財務局）に登録されているか確認するなどの改善の申し入れについて本協会も副署を行いました。続いて、インターネット広告推進協議会に対するインターネット上の海外無登録業者の広告への対応（平成26年10月）及び一般社団法人日本クレジット協会に対して、カード利用者への注意喚起について（平成27年2月）、同様の枠組みにおいて改善の申し入れが行われました。

また、平成28年度の税制改正において、店頭デリバティブ取引に係る雑所得の課税の特例等の適用対象から無登録業者を相手として行う取引を除外する措置がとられることとなりました。

（二）外務員登録関係及び内部管理責任者関係

1. 外務員登録の実施等

（1）外務員登録の実施

外国為替証拠金取引等を金融先物取引法の所管に含めることとした平成17年7月の金融先物取引法改正（平成17年7月1日施行）において、金融先物取引の外務行為を行うものに対し、外務員制度が導入され、登録に係る業務が国から本協会へ委任されました（注1）。その後、平成19年9月に金融商品取引法が施行され、同法の下においても、引き続き委任が行われています。

平成28年3月31日までに累計207,643名の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、123,733人（注2）です。

平成27年度の処理件数は、外務員登録10,583件（新規・既存）を含め、21,565件、登録に伴う外務員登録手数料収入は11百万円（注3）でした。

（注1） 金融庁ホームページ 金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消（監督局 証券課）平成28年3月末時点でのURL http://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/08.pdf 参照。）

（注2）直近の各年度末における外務員登録者数の推移

平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
123,836人	123,947人	119,837人	121,983人	123,733人

（注3） 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条により、1,000円と定められています。

（2）委任事務の実施報告

平成21年度分より委任事務の処理報告を作成し、金融庁監督局証券課に提出していま

す。

平成27年度分についても、平成28年6月の通常総会の審議を経て提出します。

(別紙13 「金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について(平成27年度)」参照)

(3) 事務改善

会員が外務員の登録状況等に関するデータの確認をシステムにより随時行えるよう Kinsaki-net に「外務員情報」ページを新設しました。(第三部、(七)、2. 会員、特別参加者専用サイト (Kinsaki-net)、(ア) 及び4.、外務員統合管理システム、(ウ) 参照)

2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

(1) 外務員資格試験

(ア) 概要

金融先物取引法における外務員登録制度は、1.、(1) 外務員登録の実施に記載のように平成17年の金融先物取引法の改正(平成17年7月1日施行)により制度化されましたが、このうち外国為替証拠金取引については、制度改正の趣旨が規制強化(「平成17年6月27日理事会第1号議案決議」)であることを踏まえ、本協会において、当該取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。(「外務員の登録等に関する規則」に関する細則(平成17年6月27日第3回理事会決定、平成27年5月28日最終改正))

(イ) 外務員登録に試験合格を要件とする者の範囲

外務員登録に資格試験の合格(下記4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況参照)を登録要件としている外務員は、従来、外国為替証拠金取引を取扱う外務員のみとされてきましたが、平成25年1月より、これに加えて、仲介業を行う役員等、及び、個人向け店頭バイナリーオプションを取扱う外務員についても、委任者と協議の上、同試験の合格を登録要件とする外務員としました。

(ウ) 試験問題の見直し

① 外務員登録の際、資格試験合格を要件とする範囲が新たに拡大したことを受け、資格試験の問題を見直すとともに、Kinsaki-net に掲載している資格試験問題の付属の解説について、適用条文、文言の確認・整理等を行いました。

② 平成26年度にはこれまでの「金融先物取引業務研修テキスト」について全面的に見直しを行い、資格試験問題集の解説として新たに Kinsaki-net に掲載しました。

また、これらの試験については、その試験問題を Kinsaki-net に全問題掲載しています。

(2) 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員(「外務員の登録等に関する規則」第4条第1項第1号に該当す

ることを資格要件とする者に限ります。) に対しては、平成 22 年 10 月より、その登録を受けた日を基準として 5 年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去 2 年の間に外務員資格試験等に合格していない場合に外務員資格更新研修の受講を義務付ける「外務員資格更新研修試験制度」が実施されています。

3. 内部管理責任者関係

(1) 内部管理責任者制度及び内部管理責任者資格試験

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」(平成 7 年 12 月 12 日第 7 回理事会決定、平成 24 年 11 月 22 日最終改正)により、会員の金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされ、本協会が実施する内部管理責任者資格試験(平成 9 年 2 月から実施)に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

(2) 内部管理担当役員等及び内部管理責任者の報告

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第 7 条により、内部管理担当役員等及び内部管理責任者について、毎年 9 月末及び 3 月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

平成 28 年 3 月末現在、会員 142 社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等 157 名、内部管理責任者 678 名となっています。

4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

本協会の実施している外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験は、随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県 150 箇所余り(平成 28 年 3 月末現在)で実施されています。

(別紙 14 「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照)

(1) 外務員資格試験の実施状況

平成 27 年度における試験実施状況は、受験者数 915 人、合格者数 913 人です。なお、平成 28 年 3 月末までの累計受験者数は 22,924 人で、合格者数は、21,100 人です。

(2) 外務員資格更新研修試験の実施状況

平成 27 年度における試験実施状況は、受験者数 369 人、合格者数 364 人です。なお、平成 28 年 3 月末までの累計受験者数は 2,774 人で、合格者数は、2,712 人です。

(3) 内部管理責任者資格試験の実施状況

平成 27 年度における試験実施状況は、受験者数 376 人、合格者数 376 人です。な

お、平成28年3月末までの累計受験者数は11,428人で、合格者数は、9,446人です。

(三) 自主規制ルール

1. 平成27年度における自主規制ルールの制定改正

(1) 自主規制ルールの制定改正等

(ア) 「外務員の登録等に関する規則」、「外務員の登録等に関する規則」に関する細則及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第44号)の改正に伴い、「外務員の登録等に関する規則」等の条ずれの修正等の改正を行い、平成27年5月29日付で施行しました(平成27年5月28日理事会決定)。

(イ) 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正

平成27年7月2日に金融庁が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正したことに伴い、本協会が定める「個人情報の保護に関する指針」の一部改正を行い、平成27年9月28日付で施行しました(平成27年9月28日理事会決定、即日施行)。

(2) 自主規制ルールの定期的見直し

(ア) 協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応するべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、平成24年度より、定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしています。

(イ) 前年度の意見等募集で寄せられた意見等はなく、平成27年度における対応はありませんでした。

(ウ) 平成27年度の意見等の募集については、平成28年1月に実施し、会員2社から合計5件の意見等がありました。内容としては、店頭外国為替証拠金取引における価格フィルタリング機能、価格等の決定方法の説明及び過度の投機的取引防止の各事項に係るガイドラインの明示、外務員資格の更新サイクルの緩和、定款施行規則第4条第17号に基づく店頭金融先物取引に属する商品の新規取扱い開始等にかかる報告業務の緩和に関するもので、それぞれに対する協会の考え方等を公表しました。

(3) 自主規制ルールの制定、改正に関する資料の整備

自主規制ルールの制定、改正に際しては、制定改正の経緯、条文などの解釈、これを受けた会員の社内規定の例示等、統一した項目だてにより資料を作成し、Kinsaki-netを通じて会員へ開示するよう努めています。

(4) パブリックコメント手続きの実施

平成25年度において、自主規制ルールの制定、改正に際して、国民、事業者等の多様な意見を把握するとともにそれらを考慮して意思決定を行うべく、パブリックコメント手

続きを導入しました（実施要領について、平成26年1月30日理事会報告）。

平成27年度においては、パブリックコメントに付した事案はありませんでした。

2. 商品別の自主規制審議体組織

(1) FX幹事会

- (ア) 平成21年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、業務部会及び自主規制部会の下に同取引に関する自主規制ルールを審議する会員組織として、FX専門部会（仮称）が設けられ、その後、外国為替証拠金取引（FX）部会及び同幹事会として位置づけられました。その後、同幹事会を中心に、新制度への円滑な移行と定着を図り、投資者の信頼の確保向上を期するため、広範なルール作りを行ってきました。平成26年度においては、7月にFX部会及びFX部会幹事会を一本化し、新たにFX幹事会として位置づけ、その後も、継続的に自主規制規則及びガイドラインの整備を進めています。

（別紙15-1「FX取引に関するこれまでの主な施策」参照）

- (イ) 平成27年度上期においては、プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について検討等を行いました。最終的に、取りまとめた内容を平成27年10月に通知文書として発出しました。（（一）、1.、（3）、（オ）システムトレード関係参照）

下期においては、平成27年7月3日に金融庁が公表した「金融モニタリングレポート」に示された各論点への対応について、FX幹事会の開催頻度を上げて検討しました。

そのうち、ストレス・テストについては、幹事会とは別に平成27年11月から12月にかけて3回のワークショップを開催し、議論した結果を踏まえて、平成28年2月に実施要領としてとりまとめました。

- (ウ) 外国為替証拠金取引取扱会員による全体会合

平成27年8月24日に、外国為替証拠金取引取扱会員全社が参加し、情報共有や意見交換等を行う機会として、全体会合を開催しました。61社100名（うち特別参加者2社3名）が参加し、金融庁講演では、監督局証券課より、上述の「金融モニタリングレポート」についての説明が行われました。

- (エ) 法人顧客に対する証拠金規制への対応

平成27年10月に金融庁より、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX業者の適切なリスク管理の観点から、内閣府令及び監督指針の改正等により、証拠金に係るルールを整備するとの方針が示され、具体的には通貨ペアごとの価格変動率から法人向け証拠金率を算出することとされ、平成28年4月6日から同年5月6日までパブリックコメントが実施されました。

当該法人向け証拠金率の算出については、会員からの要望や、当局との協議のうえ、本協会において法人向け証拠金率を算出し、会員への提供とともに協会HPなどで公

表を行うことを念頭に各方面と協議を重ねております。

本協会が、法人F X取引を取り扱っている会員に証拠金率の算出データを提供することは、データ取扱いの適切性等を踏まえ、関係方面からも、理解、評価を受けていると考えており、また、上記のような法人向け証拠金率の水準は、実質的に通貨市場のボラティリティーを反映するものと考えられることから、これを公表することは公共性に富み、一般投資家にも、通貨市場の変動リスクについて証拠金率を介して認識していただくことにつながると考えていることから重要な業務と認識しています。以上から、当該業務については総合的評価を踏まえた適正かつ効率的な設計・運営を行う必要があると認識しております。

(オ) F X業者における為替リスク管理態勢の課題への対応

外国為替市場のボラティリティーは常に変化しており、リーマンショック、東日本大震災後の急激な円高、そして平成27年1月に発生したスイスフラン・ショック関係等、ボラティリティーが一時的に著しく高まる状況が生じ、外国為替証拠金取引市場に大きな影響を与えてきました。このような状況下、平成27年7月に金融庁より公表された金融モニタリングレポート、9月に公表された金融行政方針に示されたF X取引についてのリスク管理関係の論点について、本協会では、各会員へのアンケート調査及びこれに基づく論点整理を行い、対応の検討を進めてきました。本件の性格等に鑑み、平成27年8月24日に、F X取扱会員全社を対象とする全体会合を開催し、全65社中61社100名（うち特別参加者2社3名）が参加し、金融庁監督局証券課より、金融モニタリングレポートについての説明が行われました。

これを受け、F X幹事会では、金融モニタリングレポートに示された各論点への対応について、開催頻度を上げて下記のような対応を進めています。（上記の記載と一部重複します。）

① 法人顧客に対する証拠金規制

平成27年10月、当局より法人顧客を相手方とする店頭F X取引について、店頭F X業者の適切なリスク管理の観点から、内閣府令及び監督指針の改正等により、証拠金に係るルールを整備するとされ、具体的には通貨ペアごとの価格変動率から法人向け証拠金率を算出することとされました。

平成28年4月には、内閣府令、監督指針等の改正案が公表され、現在、本協会では、当該法人向け証拠金率の算出について、法人取扱い会員からの要望や、ご当局との協議のうえ、本協会において法人向け証拠金率の算出し会員へ提供するとともに、協会ホームページなどで公表を行うことを念頭に各方面と協議を重ねております。

② ストレス・テストについて

金融モニタリングレポートにおいて、「F X業者においては、より高度なリスク管理を行う観点から、潜在的に発生し得る相場変動のリスクやカバー取引先の破綻等による影響を想定したストレス・テストを実施するとともに、その結果を踏まえた財務

基盤の強化に努めることが望ましい。」とされ、また、同年9月公表の「平成27事務年度金融行政方針」では、「金融先物取引業協会と連携しつつ、FX業者に対し、相場急変時をも念頭に置いた為替リスク管理態勢の強化を促していく。」とされました。

昨年9月に本協会が実施した金融モニタリングレポートに関する調査を行ったところ、本協会のFX取扱い会員においては、これまで潜在的に発生し得る相場変動等を想定したストレス・テストを実施している事例が少なかったことから、FX幹事会社の参加によるストレス・テストに関するワークショップを平成27年11月から12月にかけて3回開催して検討を行い、当局や本協会、各会員の意見も踏まえて、相場変動のリスク等を想定したストレス・テストの実施について、目指すべきベストプラクティスの出発点として平成28年2月に「ストレス・テストの実施要領」として取りまとめを行いました。現在、同年3月末を期限に、対象となる会員については、当該実施要領にそってストレス・テストを実施していただいております。当該ストレス・テストの実施を通じ、自社の潜在的なリスクを認識することによって、各社が目指すより優れた為替リスク管理の実施につながるものと考えております。

③ その他の論点等

上述の通り、金融モニタリングレポートに示されたFX取引についてのリスク管理関係の論点について、本協会では、各会員へのアンケート調査及びこれに基づく論点整理を行い、以下の7点の論点整理を取りまとめ対応の検討を進めてきました。

論点1：為替リスク管理態勢について

論点2：ストレス・テストについて

論点3：カバー取引先について

論点4：為替相場急変時の対応について

論点5：約定訂正について

論点6：法人顧客のレバレッジについて

論点7：法人顧客の口座開設基準について

(別紙15-2 「第10回FX幹事会 金融モニタリングレポートに関する調査等に係る論点」参照)

論点2のストレス・テスト、及び論点6の法人顧客のレバレッジについては、上記の②及び①の対応を行い、それ以外の論点については、FX幹事会にて、為替リスク管理態勢に係る自主規制規則制定等の対応を進めております。

(2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会(BO作業部会)

(ア) 平成24年9月に組織されたワーキンググループを前身とし、個人向け店頭バイナリーオプション取引の商品別部会として、平成25年7月に組織されました。

(別紙16「個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況」参照)

(イ) 本事業年度の活動状況としては、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱

規則施行1年経過報告」レポートをとりまとめ、会報104号（平成27年4月）に掲載し、同じく会報107号（平成28年1月）には、2年経過報告として「個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告」を掲載しました。

（四） 苦情・相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成22年2月以降、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」へ業務委託を開始しました。

その後、平成23年4月1日より、FINMACが指定紛争解決機関となったことに伴い、第一種金融商品取引業に係るあっせんについては、FINMACの独自業務となりました。他方、苦情相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、引き続き本協会から業務委託を行っています。

（平成27年度における苦情・相談、あっせんの状況は、別紙17「あっせん・苦情・相談処理状況」参照）

また、FINMACとは紛争解決等業務の委託等に関する協定を締結し、紛争解決等業務の実施に要する費用の負担をしています。

（五） サイバーセキュリティ

1. サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針

平成27年4月に金融庁により「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会では、当面の対応方針を取りまとめ「サイバーセキュリティへの取組みの件」として、平成28年3月30日の理事会に報告しました。

当該対応方針には、平成28年度より、一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターが提供する「早期警戒情報」を本協会で取得して会員へ伝達すること、公益財団法人金融情報システムセンターが刊行している「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」のサイバーセキュリティに関する記述の解釈について、本協会を通じて当該団体に確認できるよう、会員からの問合せ受付窓口を設けること等が盛り込まれています。

（参考）平成28年3月30日の理事会報告

○ 報告事項

I. サイバーセキュリティへの取組みの件

標記の件に関して、昨年4月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」（以下「取組方針」という。）が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会としての当面の対応方針を以下のとおり決定する。

次の各項に掲げる対応の実施等に当たっては、会員及び事務局内の事務効率に配慮した効果的な実施を図ることとして、所要の対応態勢を整えることとする。

1. 脆弱性情報や標的型などのサイバー攻撃への警戒情報その他サイバーセキュリティに係る動向等について、例えば、次の（ア）から（エ）に掲げるところにより、会員の業容等を踏まえつつ、情報提供チャネルの確保等を行う。当面、平時の内部管理態勢における意識水準の保全、会員の業務効率への寄与などを目的とする。
 - （ア） 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターが提供する「早期警戒情報」の利用登録により取得する情報の会員への伝達を行う。
 - （イ） 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）等のサイバーセキュリティ関連団体より講師を招く等して、直近の動向や過去事例についての解説等を会員セミナーの際に実施する。
 - （ウ） 本協会専属の会員も多いFX取扱会員における相互の連携、情報共有の仕組み等について検討を行う。例えば、金融 ISAC 参加会員や（ア）の情報受信担当者による座談会の開催などが考えられる。
 - （エ） その他
2. 公益財団法人金融情報システムセンター（以下「FISC」という。）では、昨年7月より、サイバーセキュリティに関する「FISC 安全対策基準」の解釈運用について、FISC 会員や主として FISC 会員から構成される業界団体、サイバーセキュリティに関する国内の情報共有機関からの問合せを受け付ける運用を開始している。

本協会の会員において上述の安全対策基準の解釈運用について問合せがある場合、FISC 会員である本協会から FISC に確認することが可能であることから、その問合せの受付窓口を設ける。
3. 本協会の事務局職員のセキュリティ関連能力水準の向上を図る。
4. 「取組方針」に記載されている「業界団体等（CEPTOAR）を通じた情報提供」が、本協会に対しても確実に行われるよう関係方面と連携をとり、実際に当該情報提供があった際には、速やかに会員に対して通知する。

本ドキュメント記載内容については、今後とも適切に見直しを図る。

2. 本協会会員には、重要インフラ事業者等に指定されておらず、いずれの金融CEPTOARにも加盟していない会員がいますが、本協会としては、当該会員に対してCEPTOARと同等に情報を提供していくことを目的とし、上述の取組みを進めていく予定です。

3. サイバーセキュリティに関するセミナーの開催等

平成28年2月18日の会員セミナー（東京）において、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターより講師を招き、サイバー攻撃の現状と対策について講演を行いました。

また、平成28年6月1日には、外国為替証拠金取引を取り扱っている関東財務局管轄の会員を対象に、証券取引等監視委員会より講師を招き、「外国為替証拠金取引取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー」を開催する予定です。

(六) 会員の教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、会員と関係各方面との意見交換の機会を設けるとともに、協会事務局の活動を伝える等のため、会員セミナーの開催を行っています。

平成27年度は大阪と東京で開催しています。

(ア) 平成27年11月27日 大阪セミナー 「最近の近畿管内の経済情勢等について」 他

(イ) 平成28年 2月18日 東京セミナー 「サイバー攻撃の現状と対策について」、
「最近の国際金融情勢」 他

(これまでのセミナー・説明会の実績については、別紙18「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」参照)

(七) 調査統計

1. 調査統計事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

(1) 平成27年度における統計関係制度の変更

(ア) 店頭外国為替証拠金取引について、平成27年度より新たに「顧客区分管理必要額関連情報」(月次統計)及び「個別顧客区分管理金額増減口座数割合関連情報」(四半期統計)を開始しました。

これら公表統計は、従来の取引高、建玉等の店頭外国為替証拠金取引の取引状況に関する情報に、投資者の運用状態に関する情報を追加することによって、店頭外国為替証拠金取引の投資者に対して、より広範な投資判断材料を提供し、いわゆる投資者と金融商品取引業者との間の情報非対称性の改善を図ることを目的とするものです。

(イ) 統計情報の報告実務を分かりやすくするため、これまで使用してきました「金融先物取引出来高状況表」の報告・記載要領を全面的に改訂し、定款施行規則第3条報告(注)にかかると実務をカバーした「金融先物取引状況等報告書記載要領」を作成し、リリースしました。

(注) 定款施行規則第3条では「会員はその行う金融先物取引業の業務の状況について、本協会に対し定期的に所定の様式により報告するものとする。」と定められています。

(別紙19 「協会事務局への統計に関する定期報告(平成27年4月1日以降)」参照)

(ウ) 統計情報報告システムの改良・データベースの改善に引き続き努めております。今年度は

(ア)に記載した2つの報告のインターフェースを整備し、取り込んだ情報の処理環境を整えたほか、協会通知により会員より報告いただくモニタリング調査票、決算状況表に係る報告システムの改良を継続的に行っています。

(2) 定期調査

① 本協会独自の調査

名称	実施状況	報告対象会員	調査項目
1. 定款の施行に関する規則第3条による報告（平成27年度より）			
四半期報告	毎四半期	全会員	金融先物取引出来高、建玉残高、個別顧客区分管理必要額増減口座数割合（店頭外国為替証拠金取引に限る）など
月次速報	毎月	店頭外国為替証拠金取引及び個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	各月出来高、建玉残高、顧客区分管理必要額正味増減額など
個人顧客年間損益状況調査	毎年	外国為替証拠金取引、個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	個人顧客年間損益額、損益口座数など
2. 協会通知による報告			
決算状況調査	毎半期	第一種金融商品取引業者	各事業年度及び中間事業年度財務諸表主要項目など
モニタリング調査	毎月	外国為替証拠金取引取扱会員	各月建玉残高、取引額、カバー取引状況、自己資本規制比率など

一般社会における金融先物取引への理解の促進などを目的に、定款施行規則第3条による報告を集計した結果の一部を統計情報として一般に公表しています。

一般公表に際しては、市況などの概況説明を記載したファイルと統計数値ファイルを分けるなど、一般の利用者が統計分析をしやすいうように工夫して提供しています。

また、一般公表ファイルには、金融・資本市場統計整備懇談会の標準化様式に沿った英文を添えるなど、国内外の利用者のニーズへの対応に努めています。

② 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、平成23年より、毎年1回、東京外国為替市場委員会との共同調査として、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。本年度は、平成27年4月に実施し、会員56社からアンケートの回答を得て分析し、調査結果レポートをまとめて、Kinsaki-netを通じて会員に公表しました。

(3) スポット調査

本協会では、適宜、会員を対象とした金融先物取引に関連する調査を実施しています。

(4) 外部機関との連携

(ア) 金融・資本市場統計整備懇談会（金融・資本市場統計整備連絡協議会）及び証券ポータルサイト

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、金融・資本市場統計整備連絡協議会

を通じて統計の標準化作業、統計情報の利用促進に取り組んでいます。一般向け協会ホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料につきましては、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトからのリンクを受け、公衆閲覧の充実を図っています。

(イ) トムソン・ロイター社

平成23年12月より、協会が集計した月次速報・四半期出来高に基づき、店頭外国為替証拠金取引額等が配信されています。(RICコード:FFAJ01からFFAJ04)
また、同社の提供するコンプライアンス情報のテストトライアルを行いました。

(ウ) 東京外国為替市場委員会

- ① 本協会は東京外国為替市場委員会E・コマース小委員会に所属し、調査部長が出席しています。
- ② 平成23年度より、上記定例調査に記載する共同調査を実施しています。
- ③ 東京外国為替市場委員会において上記共同調査の結果を踏まえた店頭外国為替証拠金取引の概況説明を行いました。
- ④ 平成27年5月28日に日本銀行において東京外国為替市場委員会とFX幹事会所属会員との本事務年度の第2回意見交換会を開催しました。また、BIS（国際決済銀行）においてグローバルな外国為替市場での共有のコード・オブ・コンダクトが作成されるに伴い臨時の意見交換会が平成27年8月31日に開催され協会が参加いたしました。
- ⑤ 平成28年2月3日に開催されました第3回意見交換会では、臨時開催でテーマとなりましたグローバル・コード・オブ・コンダクトについての進捗状況と合わせ、広く東京外国為替市場における課題が討議されました。

(5) マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容や店頭デリバティブ取引に関する新たな規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況などについての整理（マッピング）を図っています。また英訳版を作成し、海外の規制当局や自主規制団体等に提供しております。

（別紙20「所管金融商品取引の状況（マッピング）」参照）

2. 顧客損益状況調査

定期調査項目でもある個人顧客年間損益状況調査に関し、平成27年11月に調査を実施し、平成28年4月26日開催のFX幹事会において報告した後、その報告資料をKinsaki-netに掲載しました。また、前年度より着手しております顧客属性その他の要素と投資損益の関係性を分析する「顧客損益状況詳細分析調査」について、FX幹事会の一部メンバーのご協力を得て、平成27年分を対象とする分析調査に取り掛かりました。

(八) 投資教育

1. 投資教育事業計画

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引所管の自主規制機関として、投資者リテラシーを高め取引の健全な発展を図るための施策を計画的に推進することを目的として、投資教育事業計画を決定し（3月10日理事会決定）、平成28年度よりの多年度事業に取り組むこととしました。現在の協会の厳しい財務事情の中で、計画の一部（投資者教育）について、「公益財団法人資本市場振興財団」より助成を頂いています。

- (1) **（投資教育事業）**金融先物取引について、今後とも投資者信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢をさらに整えることが肝要であると考えられます。金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者と会員、それぞれの金融リテラシーへの取り組みを支えることが必要と考えられ、投資教育は、その具体的な方法の一つと位置付けられます。
- (2) **（基本的な考え方・・・関連施策の体系的な推進）** 投資教育、投資リテラシーの確保向上は、投資者保護、取引の健全な発展に不可欠であり、かつ、広範な内容を有するものです。本協会としては、平成17年度以降、一般投資者向けの金融商品取引を所管することとなって以降、投資者保護のための規制制度の広報や学術連携事業等の経験はある（注）ものの、投資リテラシーの向上、投資教育としての体系的取組は行われていませんでした。このような状況を踏まえ、平成26年度以降、手始め的に翻訳事業等を学術連携事業の一環として開始するとともに、内外情報収集、意見交換、検討を進めました。翻訳事業（投資教育関連資料編纂作業）を通じて、金融先物取引における金融リテラシーに対する知見が高まったことから、翻訳事業と投資教育関連資料編纂を統合するとともに、自主規制機関としての金融リテラシーに係る役割を整理して、28年度を初年度とする投資教育事業計画を策定し、関連施策を体系的に推進することとし、平成28年3月10日理事会決議を経て、平成28年度事業計画に組み入れられました（3月25日総会決議）。

（注）（これまでの経緯） 投資者には、主に外国為替証拠金取引を対象として制度変更時の解説や無登録業者の取引に関する注意喚起を発信するほか、投資判断に有用となる各種統計情報の公表を段階的に進めてきました。また、投資者との接点となる登録外務員に対する教育については、時宜に応じ、その内容や制度を見直してきたところです。

また、平成23年8月より開始した学術連携事業においては、外国為替証拠金取引に関する法的および経済的側面からの研究とその成果の公表および翻訳事業として海外の金融先物取引に関する教育出版物の翻訳を手がけ、さらには国内外の自主規制団体との交流や各種会議への参加を通じて、投資者教育に関する情報の収集に努めてきました。

これらの本協会における取組は、いずれも金融リテラシーに関わるものですが、夫々が個別事業として展開されてきたものです。

（別紙21-1 「投資教育事業計画」参照）

2. 事業内容

(計画の内容) 投資教育、プロフェッショナル教育、市場環境の3つの柱により織成され、また、計画期間中の選択のローリングを行うこととしています。投資教育の対象として、投資者に加え、プロフェッショナル教育事業プロジェクトにおいて「会員の役職員」を投資者の身近にあって金融リテラシーを支える柱と位置付け、その職業倫理の確立、知識水準の向上を図ることとしていることは、本事業計画の特徴と考えています。市場環境関連プロジェクトは、投資者がリテラシーを活かせる市場環境のあり方についての論点整理等を内容としています。

(平成28年度における事業) 海外教材の翻訳、第一回投資者アンケート調査の実施、顧客損益データの解析、投資者行動研究の実施、投資家教育国際フォーラム(IFIE 注1)への参加(平成28年3月末同フォーラム理事会で加盟承認されました。)

(翻訳事業) 米国先物外務員登録試験のテキスト(Futures and Options (IFM) 刊(注2))を対象として、学識経験者の監修を得て本協会関係部分の訳出を行い刊行に向けて準備を進めています。

また、IFMとの許諾契約は平成28年3月14日に合意に至っております。

(監修者) 神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生筑波大学ビジネスサイエンス系教授、勝尾裕子学習院大学副学長、木村真生子筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授

(注1) 投資家教育国際フォーラム(International Forum of Investors Education:IFIE) 経済協力開発機構(OECD)と証券監督者国際機構(IOSCO)とともに、投資教育のグローバル・ネットワークを具体化する組織。設立時期:2005年、24メンバー

(注2) 米国FIA(Futures Industry Association 傘下団体(Institute for Financial Markets)

投資教育として前年度より着手いたしました投資教育関連資料編纂作業につきましては、翻訳事業と相互補完の関係にあります。現在は、米国先物外務員資格試験テキストに続いて、通貨オプションの外国書籍の翻訳に着手するための準備作業を行っています。

3. 投資教育の国際機関との連携

投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム(International Forum for Investor Education (IFIE))への加盟が平成28年3月に開催された理事会で承認されました。同フォーラムには既に平成27年5月にマレーシアのクアラルンプールで開催されたIFIE-IOSCO Conferenceに専務理事、調査部長がオブザーバーとして参加しております。

今年は、イスタンブールでの会合に参加予定です。

(別紙21-2 「投資家教育国際フォーラム(IFIE)の概要」参照)

（九） 学術連携事業の状況

1. 投資（家）行動の実証分析

神戸大学岩壺健太郎教授との間で実施している強制ロスカット制度に関しての「我が国のロスカット制度と個人の投資行動との関係性について」の研究に関し、本年度は、岩壺教授による行動経済学上の学術論文の学会公表（平成27年11月）が行われました。

2. 法的構造

平成23年度より進めてまいりました「FX取引における法的構造の課題の検討」は、平成27年1月に発生しましたスイスフラン・ショックに係り新たな課題が指摘されたことから、従前の「外国為替証拠金取引におけるスリッページとレイテンシーの関係」について未整理事項であったロスカット等に係る整理・見直し作業を事務局内で進めています。

3. 翻訳事業

投資教育として昨年度より着手いたしました投資教育関連資料編纂作業につきましては、投資教育の事業内容である（翻訳事業）と相互補完の関係にありますので、（八）、2.、（翻訳事業）をご参照下さい。

（十） 行政庁、内外の自主規制機関等との関係

1. 行政庁との意見交換

（1） パブリックコメント

本協会では、平成28年度より、外国為替証拠金取引についての法人レバレッジ等に関する内閣府令、監督指針の改正についてのパブリックコメントが行われた際、当局と相談しつつ、本協会の所掌事項に関しての重要な制度改正に係るパブリックコメントについては協会が対応し、金融庁と会員との意見交換の一層の円滑化に資することとしています。

（2） 意見交換会

第一部、2.、（4）、（ウ）金融庁との意見交換会に記載のように、金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員と意見交換会を開催しています（平成27年10月21日開催、第7回）。

2. 他の自主規制機関等との協調

（1） 国内の自主規制機関等との関係

平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めており、各機関、大学等からの要請に応じ、講師の派遣を行っております。

平成27年度においては、以下の研修へ講師を派遣しました。

(ア) 東京金融取引所セミナーへの講師派遣

東京金融取引所から協力要請を受け、取引所F X取引取扱業者等を対象としたセミナー「対面取引の魅力」(平成27年4月9日開催)へ講師を派遣し、基調講演「F Xの勧誘規制について」を行いました。

(イ) F I N M A C 相談員向け研修

F I N M A C からの要請を受け、協会職員を講師として派遣し、平成28年2月23日に協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について、相談員を対象とした研修を行いました。

(別紙22「他の自主規制機関等との協調」参照)

(2) 国外の自主規制機関等との関係

デリバティブ取引の特徴を踏まえて、かねてから本協会はF I A (Futures Industry Association) に加盟しています。その研修機関であるI F Mの先物取引の刊行物を投資教育事業の一環として翻訳することについて、今般、投資教育事業に関して先物取引を収録すべく、

(八) 3. 投資教育の国際機関との連携に記載のI F I Eに加盟するとともに、本協会所管のデリバティブの規制について、関係方面と意見交換をするため、機会を得て、日本証券業協会の協力を得て、投資教育事業を決定して行きたいと考えています。

第五部 その他

(一) 会員等の状況

1. 会員、特別参加者の状況

(1) 会員、特別参加者の状況

平成28年3月31日現在、本協会の会員は142社、特別参加者は6社です。

平成27年度中、会員については、入会1社、退会8社（任意による退会6社、合併による消滅1社、金融商品取引業の廃止1社）、特別参加者については、退会3社がありました。

会員、特別参加者の状況

(平成27年9月30日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都 市 銀 行	4	—
地 方 銀 行	30	1
信 託 銀 行	3	—
そ の 他 の 銀 行	9	—
外 国 銀 行	9	—
地 方 銀 行 II	5	—
信 用 金 庫	—	—
系 統 金 融 機 関	1	1
短 資 会 社 等	—	—
証 券 会 社	52	2
外 国 証 券 会 社	4	—
商 品 先 物 会 社	4	—
先 物 専 門 会 社	21	—
そ の 他	—	2
合 計	142	6

(注) 「地方銀行II」は、「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」の略称。(以下同じ。)

(2) 会員一覧

※ 会員番号順、役職名は会員届による。

都市銀行	会員代表者	
株式会社りそな銀行	代表取締役社長	東 和浩
株式会社三菱東京UFJ銀行	頭取	平野 信行
株式会社三井住友銀行	頭取	國部 毅
株式会社みずほ銀行	取締役頭取	林 信秀

地方銀行	会員代表者	
株式会社千葉銀行	取締役頭取	佐久間 英利
株式会社横浜銀行	頭取	寺澤 辰麿
株式会社東京都民銀行	取締役頭取	柿崎 昭裕
株式会社伊予銀行	代表取締役頭取	大塚 岩男
株式会社百十四銀行	代表取締役頭取	渡邊 智樹
株式会社北陸銀行	代表取締役頭取	庵 栄伸
株式会社北海道銀行	代表取締役頭取	笹原 晶博
株式会社第四銀行	取締役頭取	並木 富士雄
株式会社北越銀行	取締役頭取	荒城 哲
株式会社北國銀行	代表取締役頭取	安宅 建樹
株式会社十六銀行	取締役頭取	村瀬 幸雄
株式会社千葉興業銀行	取締役頭取	青柳 俊一
株式会社中国銀行	取締役頭取	宮長 雅人
株式会社広島銀行	取締役頭取	池田 晃治
株式会社常陽銀行	取締役頭取	寺門 一義
株式会社八十二銀行	取締役頭取	湯本 昭一
株式会社大垣共立銀行	取締役頭取	土屋 嶋
株式会社静岡銀行	取締役頭取	中西 勝則
株式会社京都銀行	取締役頭取	土井 伸宏
株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取	谷川 浩道
株式会社山口銀行	取締役頭取	福田 浩一
株式会社佐賀銀行	取締役頭取	陣内 芳博
株式会社百五銀行	取締役頭取	伊藤 歳恭
株式会社群馬銀行	取締役頭取	齋藤 一雄
株式会社滋賀銀行	取締役頭取	大道 良夫
株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取	藤田 博久

株式会社福井銀行	取締役兼代表執行役頭取	林 正博
株式会社七十七銀行	取締役頭取	氏家 照彦
株式会社北九州銀行	取締役頭取	加藤 敏雄
株式会社福岡銀行	取締役頭取	柴戸 隆成

信託銀行	会員代表者	
三井住友信託銀行株式会社	取締役社長	常陰 均
三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長	若林 辰雄
みずほ信託銀行株式会社	取締役社長	中野 武夫

その他銀行	会員代表者	
株式会社ジャパンネット銀行	代表取締役社長	小村 充広
株式会社埼玉りそな銀行	代表取締役社長	池田 一義
株式会社あおぞら銀行	代表取締役社長	馬場 信輔
楽天銀行株式会社	代表取締役社長 最高執行役員	永井 啓之
株式会社新生銀行	代表取締役社長	工藤 英之
ソニー銀行株式会社	代表取締役社長	伊藤 裕
住信SBIネット銀行株式会社	代表取締役社長	円山 法昭
シティバンク銀行株式会社	代表取締役社長	アンソニー・ピー・デラ・ ピエトラ・ジュニア
株式会社じぶん銀行	代表取締役社長	鶴我 明憲

外国銀行	会員代表者	
バークレイズ銀行	日本における代表者	加島 章雄
香港上海銀行	日本における代表者	ケーバー・マククリーン
UBS銀行	日本における代表者兼 共同支店長	小関 泉
ソシエテ・ジェネラル銀行	日本における代表者：東京 支店長	Guillaume Burttschell
クレディ・スイス銀行	日本における代表者 支店長ディレクター	市東 久
JPMorgan・チェース銀行	日本における代表者兼 東京支店長	李家 輝
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	日本における代表者	今井 正之

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	東京支店長	大森 美和
ドイツ銀行	日本における代表者	桑原 良

地方銀行Ⅱ	会員代表者	
株式会社北洋銀行	取締役頭取	石井 純二
株式会社関西アーバン銀行	頭取（代表取締役）兼 最高執行責任者（COO）	橋本 和正
株式会社もみじ銀行	取締役頭取	野坂 文雄
株式会社みなと銀行	取締役頭取	尾野 俊二
株式会社東京スター銀行	代表執行役頭取	入江 優

系統金融機関	会員代表者	
株式会社商工組合中央金庫	代表取締役社長	杉山 秀二

証券会社	会員代表者	
岩井コスモ証券株式会社	代表取締役社長	沖津 嘉昭
みずほ証券株式会社	代表取締役社長	本山 博史
メリルリンチ日本証券株式会社	代表取締役社長	Timothy Latimore
野村證券株式会社	取締役兼代表執行役社長	永井 浩二
シティグループ証券株式会社	代表取締役社長兼CEO	ルーク・ランデル
ひまわり証券株式会社	代表取締役社長	神馬 宗夫
松井証券株式会社	代表取締役社長	松井 道夫
ドイツ証券株式会社	代表取締役社長	桑原 良
大和証券株式会社	取締役社長	日比野 隆司
株式会社SBI証券	代表取締役社長	高村 正人
クレディ・スイス証券株式会社	代表取締役社長兼CEO	マーティン・キーブル
J P モルガン証券株式会社	代表取締役社長 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	李家 輝
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	代表取締役社長	ジョナサン・キッドレッド
楽天証券株式会社	代表取締役社長	楠 雄治
バークレイズ証券株式会社	代表取締役社長	中居 英治
岡三オンライン証券株式会社	取締役社長	大杉 茂

GM○クリック証券株式会社	代表取締役社長	鬼頭 弘泰
ゴールドマン・サックス証券株式会社	代表取締役社長	持田 昌典
益茂証券株式会社	取締役社長	木内 幹男
트레이ダーズ証券株式会社	代表取締役社長	金丸 勲
マネックス証券株式会社	代表取締役会長	松本 大
カブドットコム証券株式会社	取締役 代表執行役社長	齋藤 正勝
株式会社DMM. com証券	代表取締役	谷川 龍二
インヴァスト証券株式会社	代表取締役社長	川路 猛
株式会社ライブスター証券	代表取締役社長	小澤 明久
新生証券株式会社	代表取締役社長	多良 尚浩
ニューエッジ・ジャパン証券株式会社	代表取締役社長	ギヨーム・ビュアチエル
東岳証券株式会社	代表取締役社長	犬嶋 隆
東海東京証券株式会社	代表取締役会長 (最高経営責任者)	石田 建昭
株式会社アイネット証券	代表取締役	根津 文彦
S M B C 日興証券株式会社	取締役社長	久保 哲也
三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社	取締役社長	長岡 孝
あい証券株式会社	代表取締役	加藤 丈典
セントレード証券株式会社	代表取締役社長	松田 文和
サクソバンク証券株式会社	代表取締役社長	小島 和
I G 証券株式会社	代表取締役社長	アレグザンダー・チャールズ・フレドリック・ハワード
フィリップ証券株式会社	代表取締役社長	下山 均
BNPパリバ証券株式会社	代表取締役	フィリップ・アヴリル
日産証券株式会社	代表取締役社長	二家 英彰
カネツFX証券株式会社	代表取締役社長	水野 慎次郎
EZインベスト証券株式会社	代表取締役社長	デビッド アレン
UBS証券株式会社	代表取締役会長	大森 進
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ株式会社	取締役会長	仲田 正史
プレミア証券株式会社	代表取締役社長	三日市 理

I S 証券株式会社	代表取締役社長	多田 一昭
立花証券株式会社	代表取締役社長	石井 登
株式会社F P G証券	代表取締役社長	深谷 幸司
あかつき証券株式会社	代表取締役社長	工藤 英人
インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社	代表取締役	林 保明
株式会社e f x . com証券	代表取締役社長	宇佐美 麻己
株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長	奥山 泰全
株式会社マネースクウェア・ジャパン	代表取締役社長	相葉 斉

外国証券会社	会員代表者	
ソシエテジェネラル証券会社	日本における代表者 代表取締役社長	ギヨーム・ビュアチェル
H S B C 証券会社	代表取締役社長・ 東京支店長	アマール ダリラ
クレディ・アグリコル証券会社	日本における代表者	Antoine SIRGI
スコシア証券会社	日本における代表者兼 東京支店長	藤田 博司

商品先物会社	会員代表者	
豊商事株式会社	代表取締役社長	安成 政文
岡安商事株式会社	代表取締役会長	岡本 安明
サンワード貿易株式会社	代表取締役	依田 年晃
株式会社フジトミ	代表取締役社長	細金 英光

先物専門会社	会員代表者	
株式会社F X プライム b y G M O	代表取締役社長	安田 和敏
J F X 株式会社	代表取締役	小林 芳彦
セントラル短資F X 株式会社	代表取締役社長	松田 邦夫
上田ハーロー株式会社	取締役社長	栗原 恒男
F X クリエイト株式会社	代表取締役社長	日野 裕治
株式会社外為どっとコム	代表取締役社長	竹内 淳
FOREX EXCHANGE株式会社	代表取締役社長	北見 悟志
株式会社アリーナ・エフエックス	代表取締役	須澤 通雅
株式会社A F T	代表取締役	宮本 正次

ゲインキャピタル・ジャパン株式会社	代表取締役	シェーン・ブランシタイン
株式会社FXトレーディングシステムズ	代表取締役社長	中町 剛
株式会社外為オンライン	代表取締役社長	古作 篤
ロンナル・フォレックス株式会社	代表取締役	井上 成雄
ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長	伊藤 雅仁
ヒロセ通商株式会社	代表取締役	細合 俊一
株式会社FXトレード・フィナンシャル	代表取締役社長	鶴 泰治
OANDA Japan株式会社	代表取締役	柳澤 義治
アヴァトレード・ジャパン株式会社	代表取締役	丹羽 広
外為ファイネスト株式会社	代表取締役	石野 由美子
デューカスコピー・ジャパン株式会社	代表取締役	田代 信次
SBI FXトレード株式会社	代表取締役	尾崎 文紀

(3) 特別参加者一覧

※ 特別参加者番号順、役職名は会員届による。

地方銀行	代表者	
株式会社足利銀行	代表執行役頭取	松下 正直

系統金融機関	代表者	
農林中央金庫	代表理事 理事長	河野 良雄

証券会社	代表者	
ステート・ストリート・グローバル・マーケット証券株式会社	代表取締役	フランチェスコ・スクィラチオティ
エイト証券株式会社	代表取締役社長	飯盛 信文

その他	代表者	
日本ユニシス株式会社	金融第一事業部長	天野 進
SBIリクイディティ・マーケット株式会社	代表取締役社長	重光 達雄

2. 役員等の状況

(1) 役員

平成28年3月31日現在の本協会の役員は、次のとおりです。

※役員名は、会員届による。

理事（会長）	林 信秀	株式会社みずほ銀行	取締役頭取
理事（副会長）	永井 浩二	野村證券株式会社	取締役兼 代表執行役社長
理事	國部 毅	株式会社三井住友銀行	頭取
理事	藤田 博久	株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取
理事	常陰 均	三井住友信託銀行株式会社	取締役社長
理事	加島 章雄	パークレイズ銀行	日本における代表者
理事	松井 道夫	松井証券株式会社	代表取締役社長
理事	竹内 淳	株式会社外為どっとコム	代表取締役社長
理事	伊藤 雅仁	ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長
（非会員理事）			
理事（専務理事）	後藤 敬三		
監事	吉田 知生	公益財団法人 金融情報システムセンター	常務理事

(2) 委員会委員

平成28年3月31日現在の本協会の業務委員会及び自主規制委員会並びに規律委員会の役員は、次のとおりです。

(ア) 業務委員会

※役員名は、会員届による。

委員長	加藤 純一	株式会社みずほ銀行	常務執行役員
副委員長	水野 晋一	野村證券株式会社	執行役員
委員	車谷 暢昭	株式会社三井住友銀行	取締役兼副頭取執行役員
委員	宮田 浩二	株式会社池田泉州銀行	取締役 アジアチャイナ本部長兼 アジアチャイナ推進部長
委員	百瀬 義徳	三井住友信託銀行株式会社	執行役員マーケット企画部長
委員	大澤 孝元	パークレイズ銀行	マネジング・ディレクター
委員	森部 隆士	松井証券株式会社	常務取締役 コンプライアンス部 担当役員（システム部管掌）
委員	花見 泰充	株式会社外為どっとコム	執行役員 経営本部長
委員	浅川 佳延	ワイジェイFX株式会社	執行役員

(非会員委員)			
委員	後藤 敬三	本協会 専務理事	

(イ) 自主規制委員会

※役員名は、会員届による。

委員長	車谷 暢昭	株式会社三井住友銀行	取締役兼副頭取執行役員
副委員長	上村 博美	大和証券株式会社	常務執行役員
副委員長	須藤 博史	セントラル短資FX株式会社	取締役 営業推進部長
委員	宮田 浩二	株式会社池田泉州銀行	取締役 アジアチャイナ本部長兼 アジアチャイナ推進部長
委員	百瀬 義徳	三井住友信託銀行株式会社	執行役員 マーケット企画部長
委員	尾崎 麻紀	J P モルガン証券株式会社	取締役 コンプライアンス部長
委員	山田 博文	岡三オンライン証券株式会社	取締役
委員	高野 修次	GMOクリック証券株式会社	常務取締役 内部管理担当役員
委員	田村 清	マネックス証券株式会社	取締役常務執行役員
委員	細合 俊一	ヒロセ通商株式会社	代表取締役
委員	鶴 泰治	株式会社FXトレード・ フィナンシャル	代表取締役社長
委員	藤森 昭彦	株式会社マネースクウェア ・ジャパン	取締役

(非会員委員)			
委員	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
委員	後藤 敬三	本協会 専務理事	

(ウ) 規律委員会

※役員名は、会員届による。

委員長	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
副委員長	津野 修	原・植松法律事務所	弁護士
委員	弥永 真生	筑波大学	ビジネスサイエンス系 教授

(3) 部会等

(ア) 業務部会

平成28年3月31日現在の本協会の業務部会の部会員は次のとおりです。

※役員名は、会員届による。

部会員長	渡邊 謙	株式会社みずほ銀行	グローバルマーケティング業務部 リーガル・コンプライアンスチーム・次長
副部会長	梅津 乾三	野村證券株式会社	ネット&コール部 課長
部会員	大橋 貞章	株式会社三井住友銀行	投資銀行統括部上席推進役
部会員	山中 康史	株式会社池田泉州銀行	アジアチャイナ推進部 部長
部会員	三本 敦	三井住友信託銀行株式会社	マーケット企画部 業務チーム長
部会員	唐沢 正秀	パークレイズ銀行	コンプライアンス部 ディレクター
部会員	雑賀 基夫	松井証券株式会社	コンプライアンス部長
部会員	小松崎 武志	株式会社外為どっとコム	リスクマネジメント部 部長
部会員	小西 洋平	ワイジェイFX株式会社	法務コンプライアンス部 マネージャー
(非会員部会員)			
部会員	八田 斎	本協会 事務局長	

(イ) 自主規制部会

平成28年3月31日現在の本協会の自主規制部会の部会員は次のとおりです。

※役員名は、会員届による。

部会長	大橋 貞章	株式会社三井住友銀行	投資銀行統括部上席推進役
副部会長	野原 寛	大和証券株式会社	ダイレクト企画部 次長
副部会長	村瀬 智恵子	セントラル短資FX株式会社	リスク管理室長
部会員	山中 康史	株式会社池田泉州銀行	アジアチャイナ推進部部長
部会員	三本 敦	三井住友信託銀行株式会社	マーケット企画部業務チーム長
部会員	下川 展正	JP モルガン証券株式会社	コンプライアンス部 エグゼクティブ・ディレクター
部会員	並木 隆	岡三オンライン証券株式会社	コンプライアンス部
部会員	及川 昌弘	GMOクリック証券株式会社	デリバティブ部長
部会員	水野 恵理子	マネックス証券株式会社	法規管理部長

部会員	古草 鉄也	ヒロセ通商株式会社	取締役
部会員	小林 彰彦	株式会社F Xトレード・ フィナンシャル	取締役副社長
部会員	藤森 昭彦	株式会社マネースクウェア ・ジャパン	取締役
(非会員部会員)			
部会員	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
部会員	麦島 耕一郎	本協会 業務部長	

(ウ) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務にあたっています。

(エ) F X幹事会

F X幹事会は、外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、平成21年2月に発足した外国為替証拠金取引（F X）専門部会（仮称）の後を受けて、同年6月に業務部会及び自主規制部会の下に設置されたF X部会及びF X部会幹事会を、平成26年7月より一本化したものであり、平成28年3月31日現在では19社が参加しています。本年度の部会長、幹事は以下のとおりです。

部会長	ワイジェイF X株式会社
副部会長	野村證券株式会社、セントラル短資F X株式会社
幹事会社	ソニー銀行株式会社
	松井証券株式会社
	大和証券株式会社
	楽天証券株式会社
	岡三オンライン証券株式会社
	GMOクリック証券株式会社
	マネックス証券株式会社
	カブドットコム証券株式会社
	インヴァスト証券株式会社
	株式会社マネーパートナーズ
	株式会社マネースクウェア・ジャパン
	株式会社外為どっとコム
	株式会社外為オンライン
	ヒロセ通商株式会社

株式会社F Xトレード・フィナンシャル
S B I F Xトレード株式会社

(オ) 通貨オプション（COP）部会

COP部会は、通貨オプションに関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、通貨オプション（COP）専門部会（仮称）の後を受けて、業務部会及び自主規制部会の下で、平成21年2月より活動を開始し、現在では次の9社が参加し、部会長は以下のとおりです。

部会長 株式会社三井住友銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社千葉銀行
株式会社百十四銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社あおぞら銀行
野村證券株式会社
S M B C日興証券株式会社

(カ) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会

個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会はバイナリーオプション取引の実務対応の標準化を図ること等を目的に、業務・自主規制部会の承認のもと、平成25年8月1日の個人向けバイナリーオプション規制の施行に合わせ設置され、現在では次の7社が参加し、座長等は以下のとおりです。

座長 株式会社F Xトレード・フィナンシャル
GMOクリック証券株式会社
 트레이ダーズ証券株式会社
 I G証券株式会社
株式会社F Xプライム by GMO
ワイジェイF X株式会社
ヒロセ通商株式会社

(二) 事業報告書付属明細書

平成27年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成28年6月
一般社団法人金融先物取引業協会

事業報告書資料編

別紙 1	金融先物取引業協会の系譜	・・・ 7 3
別紙 2	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・ 7 4
別紙 3	総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	・・・ 7 5
別紙 4	平成 2 7 年度会議日程(実績及び予定)	・・・ 8 0
別紙 5	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・ 8 2
別紙 6	平成 2 7 年度収支計算書の概要	・・・ 9 0
別紙 7	公益目的支出計画の実施状況	・・・ 9 1
別紙 8 - 1	「平成 3 5 年度までの試算(平成 2 8 年度予算ベース) 現行ベース (平成 2 7 年度決算織込み済み)」	・・・ 9 2
別紙 8 - 2	「平成 3 5 年度までの試算(平成 2 8 年度予算ベース) 見直し案 (平成 2 7 年度決算織込み済み)」	・・・ 9 3
別紙 9	これまでににおける経費削減の主なもの	・・・ 9 4
別紙 1 0	平成 2 7 年度資産管理運用状況報告	・・・ 9 5
別紙 1 1	最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの	・・・ 9 6
別紙 1 2	Kinsaki-net 概要	・・・ 9 7
別紙 1 3	金融商品取引法第 6 4 条の 7 に基づく外務員の登録に関する 委任事務の処理について(平成 2 7 年度)	・・・ 9 8
別紙 1 4	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び 内部管理責任者資格試験の実施状況	・・・ 1 0 1
別紙 1 5 - 1	F X 取引に関するこれまでの主な施策	・・・ 1 0 2
別紙 1 5 - 2	第 1 0 回 F X 幹事会 金融モニタリングレポートに関する 調査等に係る論点	・・・ 1 0 7
別紙 1 6	個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況	・・・ 1 1 1
別紙 1 7	あっせん・苦情・相談処理状況	・・・ 1 1 2
別紙 1 8	協会開催セミナー・説明会等の開催状況	・・・ 1 1 3
別紙 1 9	協会事務局への統計に関する定期報告(平成 2 7 年 4 月 1 日以降)	・・・ 1 1 9
別紙 2 0	所管金融商品取引の状況(マッピング)	・・・ 1 2 0
別紙 2 1 - 1	投資教育事業計画	・・・ 1 2 2
別紙 2 1 - 2	投資家教育国際フォーラム(IFIE)の概要	・・・ 1 2 6
別紙 2 2	他の自主規制機関等との協調	・・・ 1 2 8
別紙 2 3	金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等 (体制整備、財務運営を含む。)(別紙 7 関連追加)	・・・ 1 3 0

別紙1 金融先物取引業協会の系譜

1. 平成元年8月（社団法人 金融先物取引業協会）

民法第34条に基づく社団法人として、大蔵大臣より設立認可（平成元年8月4日）を受け設立されました。同時に、金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条に基づく金融先物取引業協会として認可されました。

2. 平成19年9月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第65号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成19年9月30日）において金融商品取引法第78条第1項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月14日法律第66号）第89条）

金融商品取引法第79条の3に規定により業務規程（平成20年2月27日理事会決定。平成20年3月31日施行）の認可を受けました（平成20年3月31日付）。

3. 平成20年12月（特例民法法人）

平成18年6月2日法律第50号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第40条により特例民法法人に移行しました。

4. 平成24年4月（一般社団法人）

平成24年4月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第45条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

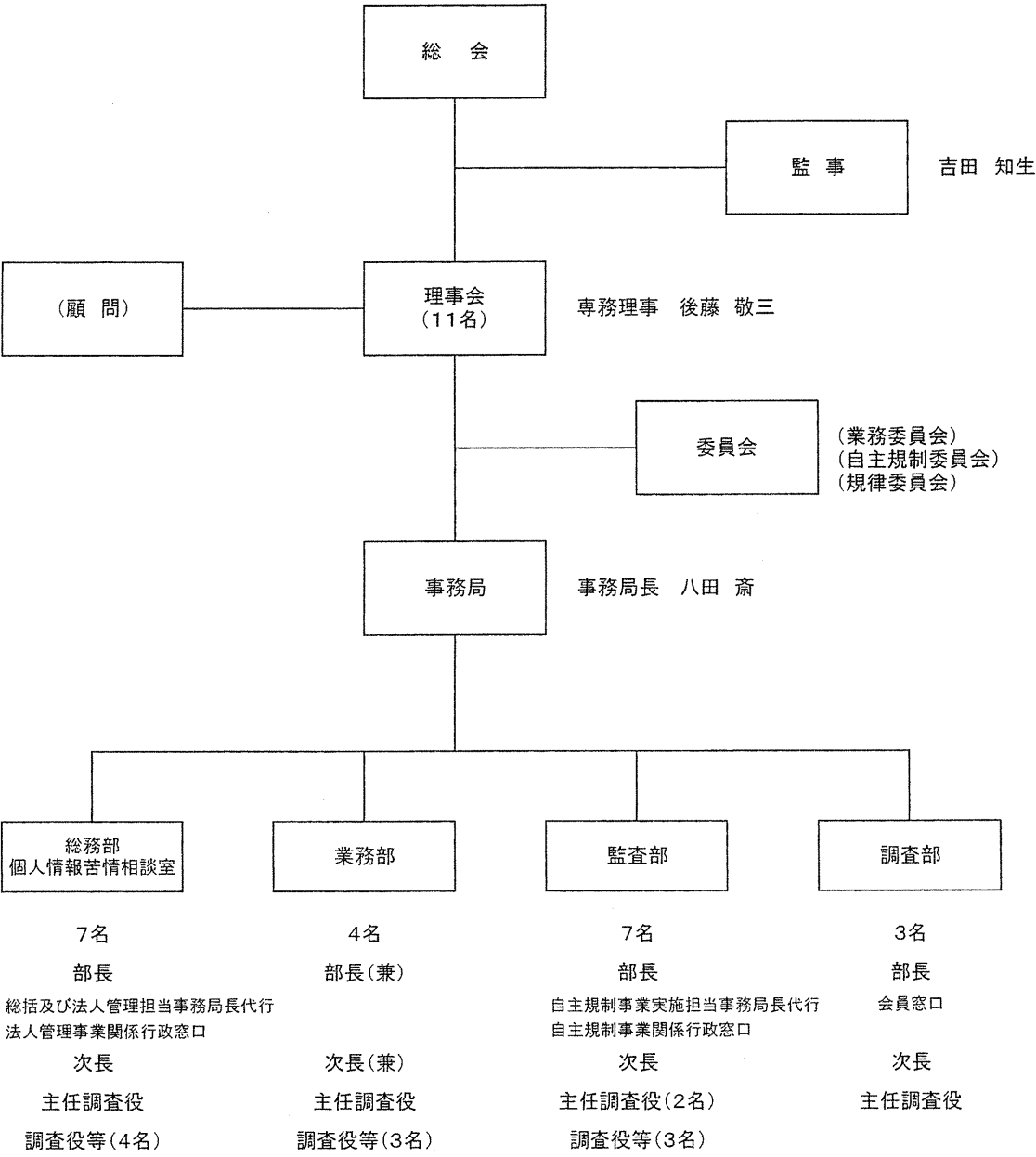
業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成24年3月14日理事会決定。同年4月1日施行）について、平成24年3月30日付で金融商品取引法第79条の3の規定に基づき認可を受けました。

5. 平成26年8月（認定個人情報保護団体）

外国為替証拠金取引が個人顧客の間に広がり、定着し、また、個人向けバイナリーオプション取引等の新たな個人向け取引が行われるようになるなど、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取り組みが必要となる中で、会員の一層の個人情報保護の推進に努めることを目的とし、個人情報の保護に関する法律第37条第1項に基づく認定個人情報保護団体の認定申請を平成26年3月31日に行い、平成26年8月1日付で認定を受けました。

別紙2 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

(平成28年3月末)



(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

【常勤役員 1名、職員20名、パート職員2名】

別紙3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

1. 総会

平成27年度における定款第23条に規定する通常総会が開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

(1) 通常総会

平成27年6月17日、第26回通常総会をKKRホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員142社（うち、書面による議決権行使会員123社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第2号議案 役員の選任の件

第3号議案 第26回通常総会議事録署名人2名選任の件

(2) 臨時総会

平成28年3月25日に臨時総会を本協会において開催し、出席会員139社（うち書面による議決権行使会員135社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 平成28年度事業計画及び予算の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

2. 理事会

平成27年度における定款第34条に規定する理事会は10回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開会方式・場所を示します。）

第1回理事会（平成27年5月12日・KKRホテル東京）

○第26回通常総会招集決定の件

○平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

（平成27年6月17日開催第26回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

○役員候補者決定の件

（平成27年6月17日開催第26回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

○第26回通常総会議事録署名人2名選任の件

（平成27年6月17日開催第26回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）

○第26回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○平成26年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成26年度資産管理運用状況報告の件

第2回理事会（平成27年5月28日・書面）

○協会規則等の一部改正の件

○会員の退会に伴う預託金の返還の件

第3回理事会（平成27年6月1日・書面）

○役員候補者決定の件（平成27年5月12日付理事会議案の撤回及び変更）

（平成27年6月17日開催第26回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

○第26回通常総会の参考書類に記載すべき事項の件（平成27年5月12日付理事会議案の撤回及び変更）

第4回理事会（平成27年6月17日・書面）

○会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件

第5回理事会（平成27年9月28日・書面）

○「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

○会員の合併等に伴う預託金の返還の件

第6回理事会（平成27年10月29日・書面）

○会員の退会に伴う預託金の返還の件

○会員の処分の件

第7回理事会（平成27年11月25日・KKRホテル東京）

（報告事項）

○平成27年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成27年度資産管理運用状況の報告の件

第8回理事会（平成27年12月22日・書面）

○会員の入会の件

○会員の退会に伴う預託金の返還の件

○特別参加者の退会の件

第9回理事会（平成28年3月10日・書面）

○投資教育事業計画（仮称）推進の件

○臨時総会招集決定の件

○平成28年度事業計画及び予算の件

○臨時総会議事録署名人2名選任の件

○臨時総会の議決権行使に関する事項の件

第10回理事会（平成28年3月30日・書面）

○会員の退会に伴う預託金の返還の件

（報告事項）

○サイバーセキュリティへの取組みの件

○特別参加者の退会の件

3. 委員会・部会

平成27年度における委員会規則（平成元年9月14日制定、平成24年11月22日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委

員会及び自主規制部会並びに規律委員会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。(カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。)

(1) 業務委員会

第1回業務委員会(平成28年3月2日・KKRホテル東京)

- 投資教育事業計画(仮称)推進の件
- 平成27年度事業計画及び予算の件
- 今後における業務運営体制の件

(2) 業務部会

第1回業務部会(平成27年4月28日・協会)

○活動状況

○招集理事会(平成27年5月12日)議案

第1号議案 第26回通常総会招集決定の件

第2号議案 平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画報告の件
(平成27年6月17日開催第26回通常総会付議案件 総会第1号議案関連)

第3号議案 役員候補者決定の件(平成27年6月17日開催第26回通常総会付議案件 総会第2号議案関連)

第4号議案 第26回通常総会議事録署名人2名選任の件(平成27年6月17日開催第26回通常総会付議案件 総会第3号議案関連)

第5号議案 第26回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○平成27年5月12日理事会報告事項

- ・平成26年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- ・平成26年度資産管理運用状況の報告の件

○第26回通常総会(平成27年6月17日)議案

第1号議案 平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第2号議案 役員の選任の件

第3号議案 第26回通常総会議事録署名人2名選任の件

第4号議案 「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」の一部改正の件

○その他

(1) 業務部会配布資料

① 平成26年度決算参考資料

その1 平成26年度収支計算書 予算との主な差異の内容付き

その2 平成26年度収支計算書 事業別内訳

その3 平成35年度までの試算(平成27年度予算ベース・平成2

6年度決算織込み済み) 現行ベース、見直し案

② 「役員選任の透明性の確保」

(2) その他連絡事項

第2回業務部会(平成27年9月10日・協会)

○活動状況

○理事会関係(H27. 9. 28書面開催)

(1) 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

(2) 会員の合併等に伴う預託金の返還の件

○報告・連絡事項

(1) 共同ステートメント：監査監督機関国際フォーラム(IFIAAR) 恒久的事務局の日本誘致支援について

(2) 今後の日程

第3回業務部会(平成27年12月17日・協会)

○活動状況

○理事会関係(H27. 12. 22面開催)

(1) 会員の入会の件

(2) 会員の退会に伴う預託金返還の件

(報告事項)

○特別参加者の退会の件

○平成28年度事業計画の概要(案)及び予算(案)について

○その他

(1) 日本金融学会春季大会での外国為替証拠金取引に係る発表の件

(2) 今後の日程説明

第4回業務部会(平成28年2月24日・協会)

○活動状況

○平成28年度事業計画及び予算の件等

(1) 業務委員会(H28. 3. 2) 議案

第1号議案 投資教育事業計画(仮称)推進の件

第2号議案 平成28年度事業計画及び予算の件

(報告事項) サイバーセキュリティへの取組みの件

(2) 書面理事会(H28. 3. 10) 議案

第1号議案 投資教育事業計画(仮称)推進の件

第2号議案 臨時総会招集決定の件

第3号議案 平成28年度事業計画及び予算の件

第4号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

第5号議案 臨時総会の議決権行使に関する事項の件

- (3) 臨時総会 (H28. 3. 25) 議案
 - 第1号議案 平成28年度事業計画及び予算の件
 - 第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件
 - 書面理事会 (H28. 3. 30) 議案
 - 会員の退会に伴う預託金の返還の件
 - (報告事項) サイバーセキュリティへの取組みの件
 - その他
 - 今後における業務運営体制について
- (3) 自主規制委員会
 - 第1回自主規制委員会 (平成27年5月20日・書面)
 - 協会規則等の一部改正の件
 - (報告事項)
 - ・「広告等の表示および景品類の提供に関する広告審査マニュアル」の一部改正の件
 - 第2回自主規制委員会 (平成27年9月8日・書面)
 - 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について
- (4) 自主規制部会
 - 第1回自主規制部会 (平成27年4月10日・書面)
 - 協会規則等の一部改正の件
 - パブリックコメントの実施の件 (協会規則等の一部改正について)
 - (報告事項)
 - ・「広告等の表示および景品類の提供に関する広告審査マニュアル」の一部改正の件
 - 第2回自主規制部会 (平成27年8月21日・書面)
 - 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について
 - 「委員会規則」の一部改正案について
 - パブリックコメントの実施の件 (「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について)
- (5) 規律委員会
 - 第1回規律委員会 (平成27年9月30日・協会)
 - 会員の処分について
 - 会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等
 - 第2回規律委員会 (平成27年12月21日・協会)
 - 会員の処分可否関係 (会員1社)
 - 処分関係制度整備の今後の日程
 - 会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等

別紙4 平成27年度会議日程（実績及び予定）

	時 期	所 管	内 容	会 場
1	平成27年4月28日	第1回 業務部会	・理事会決議事項（総会付議案件）の説明 平成26年度事業報告・決算 平成27年度役員選任 ・総会開催内容説明	協会会議室
2	平成27年5月12日	第1回 理事会	・総会付議案件 ・代表理事の職務執行状況報告	KKRホテル 松の間
3	平成27年5月28日	第6回 FX幹事会	・来期の幹事会について 他	協会会議室
4	平成27年5月28日	第2回 理事会 （書面）	・協会規則等の一部改正	
5	平成27年6月1日	第3回 理事会 （書面）	・総会付議案件	
6	平成27年6月2日	事務打合せ会 （新理事会社）	・第26回通常総会の説明	協会会議室
7	平成27年6月17日	通常総会	・平成26年度事業報告・決算 平成27年度役員選任	KKRホテル
8	平成27年6月17日	第4回 理事会 （新理事）（書面）	・会長・副会長・専務理事互選	
9	平成27年7月9日	第7回 FX幹事会	・今期のテーマについて 他	協会会議室
10	平成27年8月21日	第1回 自主規制部会 （書面）	・「個人情報の保護に関する指針」一部改正 パブリックコメント実施について 他	
11	平成27年8月24日	FX全体会合 懇親会	・協会報告 ・金融モニタリングレポートについて	KKRホテル 「瑞宝の間」・「平安の間」
12	平成27年9月8日	第1回 自主規制委員会 （書面）	・「個人情報の保護に関する指針」一部改正	
13	平成27年9月10日	第2回 業務部会	・「個人情報の保護に関する指針」一部改正 ・退会 他	協会会議室
14	平成27年9月28日	第5回 理事会 （書面）	・「個人情報の保護に関する指針」一部改正 ・退会	
15	平成27年10月1日	第8回 FX幹事会	・プログラム選択型システムトレードに関する留意事項 他	協会会議室
16	平成27年10月21日	金融庁との意見交換会	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見交換	霞山会館
17	平成27年10月29日	第6回 理事会 （書面）	・退会 ・会員処分	
18	平成27年11月11日	第9回 FX幹事会	・金融モニタリングレポートを受けた対応について 他	協会会議室
19	平成27年11月20日	第10回 FX幹事会	・金融モニタリングレポートを受けた対応について 他	協会会議室
20	平成27年11月25日	第7回 理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成27年度資産管理運用状況報告	KKRホテル 竹の間
21	平成27年11月27日	大阪セミナー	・セミナー ・懇談会	KKRホテル大阪 曙の間、ボートルーム
22	平成27年12月17日	第3回 業務部会	・平成28年度事業計画・予算 他	協会会議室

	時 期	所 管	内 容	会 場
23	平成27年12月22日	第11回 F X幹事会	・ ストレストテストの実施についての骨子案の検討 他	協会会議室
24	平成27年12月22日	第8回 理事会 (書面)	・ 入会	
25	平成28年1月27日	第12回 F X幹事会	・ ストレストテストの実施についての骨子案の検討 ・ 金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討 他	協会会議室
26	平成28年2月18日	東京セミナー	・ セミナー ・ 懇親会	K K R ホテル 瑞宝の間、平安の間
27	平成28年2月24日	第4回 業務部会	・ 臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 (平成28年度事業計画・予算)	協会会議室
28	平成28年2月29日	第13回 F X幹事会	・ 金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討 他	協会会議室
29	平成28年3月2日	業務委員会	・ 平成28年度事業計画・予算	K K R ホテル 梅の間
30	平成28年3月10日	第9回 理事会 (書面)	・ 臨時総会付議案件 (平成28年度事業計画・予算)	
31	平成28年3月25日	臨時総会	・ 平成28年度事業計画・予算 他	協会会議室
32	平成28年3月30日	第14回 F X幹事会	・ 金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討 他	協会会議室
33	平成28年3月30日	第10回 理事会 (書面)	・ 入退会 等	
34	平成28年4月20日	第1回 業務部会	・ 「今後における業務運営体制の件」の進め方について	協会会議室
35	平成28年4月28日	第1回 業務委員会 (書面)	・ 今後における業務運営体制の件	
36	平成28年5月9日	第2回 業務部会	・ 平成27年度事業報告・決算 ・ 平成28年度役員選任 等	協会会議室
37	平成28年5月16日	第1回 理事会	・ 平成27年度事業報告・決算 ・ 平成28年度役員選任 等	K K R ホテル 梅の間
38	平成28年6月1日	金融庁説明会	・ F X取引会員向けサイバーセキュリティ	K K R ホテル 孔雀の間
39	平成28年6月上～中旬	事務打合せ会 (新理事会社)	・ 第27回通常総会説明	協会会議室
40	平成28年6月20日	第27回通常総会	・ 平成27年度事業報告・決算 ・ 平成28年度役員選任 等	K K R ホテル 丹頂の間、梅の間
	平成28年6月20日	第2回 理事会 (新理事) (書面)	・ 会長・副会長・専務理事互選 等	K K R ホテル 梅の間

別紙5 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

月日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
平成 27. 0401	通知文書	業務部	平成27年2月27日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	53E
0408	通知文書	業務部	「統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について」の周知について	58E
0409	講師派遣	事務局	TFXセミナー	—
0410	第1回自主規制部会(書面)	事務局	協会規則の一部改正について (金商法等の改正に伴う本協会規則条文の変更等)	—
0416	通知文書	監査部	統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等に関する留意事項	60E
0416	通知文書	調査部	平成27年度からの店頭外国為替証拠金取引の出来高報告について	61E
0421	外為市場委員会Eコマース小委員会	調査部	スイスフラン・ショック関係等	—
0422	通知文書	業務部	マイナンバー(社会保障・税番号)制度の広報について	63E
0423	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
0424	通知文書	業務部	「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に関する事業者向けパンフレット等の送付及び事業者向け説明会の周知について	64E
0424	第11回 TFXとの意見交換会	事務局	近況についての意見交換	—
0424	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会の報告	—
0427	監視委説明会	事務局	「平成27年度証券検査基準方針」	—
0427	通知文書	業務部	「クールビズ」の実施について	65E
0428	第1回業務部会	事務局	・第26回通常総会招集決定の件 ・平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件 他	—
0430	会報104号	調査部	・2014年海外主要金融デリバティブ市場の現状 ・個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則施行1年経過状況 他	—
0501	通知文書	業務部	「CME Group債券金利オプションセミナーのご案内」について	66E
0507	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成26年度第4四半期分)の周知について	68E
0508	第6回研究会(翻訳プロジェクト)	事務局	CHAPTER5 先物・オプション	—
0512	第1回理事会	事務局	・第26回通常総会招集決定の件 ・平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施	—

			報告の件 他	
0514	通知文書	調査部	決算状況表(平成27年3月期)の提出について	77E
0520	第1回自主規制委員会(書面)	事務局	協会規則の一部改正について (金商法等の改正に伴う本協会規則条文の変更等)	—
0526	FINMAC5団体打合せ	事務局	紛争解決業務の動向について 他	—
0528	第2回理事会(書面)	事務局	協会規則等の一部改正	—
0528	第6回FX幹事会	事務局	来期の幹事会について 他	—
0529	通知文書	事務局	協会規則等の一部改正等について	84E
0529	通知文書	調査部	業務および財産の状況に関する説明書類の自社ホームページへの掲載について	85E
0529	通知文書	業務部	「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について	86E
0529	通知文書	業務部	口永良部島(新岳)噴火にかかる災害に対する金融上の措置について	89E
0601	第3回理事会(書面)	事務局	総会付議案件	—
0602	通知文書	調査部	金融先物取引状況等報告書記載要領(案)について	92E
0602	通知文書	業務部	ゆう活(夏の生活スタイル変革)について	93E
0603	通知文書	業務部	「夏季省エネルギー対策について」の周知・広報について	94E
0608	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	97E
0609	通知文書	監査部	事業報告書(写)の提出について	99E
0609	通知文書	業務部	「今般の日本年金機構における個人情報流出事案を踏まえた要請」について	100E
0611	通知文書	業務部	FATCA初回報告期限の追加延長申請手続及び電子的報告書免除(紙様式による報告)申請手続について	101E
0611	通知文書	業務部	「今夏の節電の取組みについて」の周知について	102E
0617	第26回通常総会	事務局	第1号議案「平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件」 第2号議案「役員の選任の件」 第3号議案「第26回通常総会議事録署名人2名選任の件」	—
0617	第4回理事会(書面)	事務局	代表理事の選定	—
0617	通知文書	総務部	第26回通常総会及び平成27年度役員について	107E
0617	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
0625	情報管理ワーキング(日証協)	事務局	オブザーバー参加	—
0630	通知文書	業務部	「DDos攻撃に関する情報提供」の周知について	119E
0702	通知文書	総務部	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の改正について	120E
0709	第7回FX幹事会	事務局	平成27年度幹事会テーマについて(案) 他	—
0709	通知文書	調査部	金融先物取引状況等報告書記載要領について	123E

0710	通知文書	業務部	FINMAC平成26年度事業報告書について	124E
0715	FINMAC5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
0716	通知文書	事務局	外国為替証拠金取引取扱会員による全体会合開催のお知らせ	129E
0716	情報管理ワーキング(日証協)	事務局	オブザーバー参加	—
0717	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会からの報告	—
0728	第12回TFX意見交換会	事務局	近況についての意見交換等	—
0731	会報105号	調査部	会員の決算状況(平成27年3月期)について 他	—
0806	情報管理ワーキング(日証協)	事務局	オブザーバー参加	—
0807	学術連携 研究会	事務局	ロスカット取引関係(岩壺教授)	—
0807	通知文書	業務部	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正について(「すべての女性が輝く政策パッケージ」)	133E
0810	通知文書	業務部	平成27年6月26日付FATF声明を踏まえた犯罪による収益移転防止に関する法律の適正な履行等について	137E
0821	第2回自主規制部会(書面)	事務局	「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について	—
0824	外国為替証拠金取引会員全体会合	事務局	金融庁講演 他	—
0831	東京外国為替市場委員会との意見交換会	事務局	グローバルな外為行動規範(Code of Conduct)の作成を巡る動向について 他	—
0901	通知文書	総務部	個人番号(マイナンバー)制度への対応について	142E
0901	通知文書	業務部	「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」の周知について	143E
0903	通知文書	業務部	津波防災の日(11月5日)における緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査・アンケートの実施について	147E
0908	第2回自主規制委員会(書面)	事務局	「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について	—
0909	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成27年度第1四半期分)及び「金融商品取引業者等に対する証券検査における指摘事例集」(平成27年6月)の周知について	149E
0910	第2回業務部会	事務局	理事会付議案件 他	—
0911	通知文書	業務部	台風18号等による大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	154E
0911	通知文書	業務部	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正について(「すべての女性が輝く政策パッケージ」)【再送】	155E
0911	通知文書	業務部	モニタリング調査表の様式改正について	156E
0911	通知文書	業務部	台風18号等による大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	157E
0914	通知文書	業務部	台風18号等による大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	158E
0916	通知文書	監査部	モニタリングレポートに関する調査の実施について	160E

0916	通知文書	業務部	津波防災の日(11月5日)における緊急地震速報訓練について	161E
0928	第5回理事会(書面)	事務局	「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について、会員退会(預託金返還)	—
0928	第1回金融庁・財務局との定期意見交換会	事務局	情報交換等	—
0928	通知文書	業務部	法人番号の「通知・公表」開始スケジュール	162E
0928	通知文書	業務部	「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について	164E
0930	第8回翻訳研究会	事務局	第7章『Hedging with Futures and Options』	—
0930	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会の活動状況	—
0930	規律委員会	事務局	会員処分	—
0930	通知文書	業務部	マイナンバー制度の周知・広報について	165E
1001	第8回FX幹事会	事務局	プログラム選択型システムトレードに関する留意事項について、金融モニタリングレポートを受けた対応について 他	—
1001	通知文書	業務部	『事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)』に係る周知について	166E
1001	通知文書	業務部	台風21号にかかる災害に対する金融上の措置について	167E
1002	通知文書	監査部	プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について	117E
1002	通知文書	業務部	所得税法施行規則等の一部改正について	171E
1006	FX意見交換会	事務局	FX幹事会社、当局、協会での意見交換	—
1008	通知文書	業務部	マイナンバー制度の周知・広報について	173E
1013	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について(取引所為替証拠金取引説明書(東京金融取引所)邦文及び英文)	174E
1015	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(大阪)」開催について	176E
1021	第7回金融庁との意見交換会	事務局	業務委員会委員、自主規制委員会委員と当局との意見交換	—
1022	通知文書	業務部	国土強靱化に資する民間取組事例の募集に関する協力について	178E
1022	FINMAC5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
1026	通知文書	調査部	平成27年9月期以降の決算状況表(中間及び本決算)の提出について	181E
1029	第6回理事会(書面)	事務局	会員の退会、会員の処分	—
1029	通知文書	監査部	会員に対する処分について	185E
1030	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会からの報告	—
1105	通知文書	業務部	「障害者差別解消の推進に関する対応指針について」の周知について	187E
1106	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成27年度第2四半期分)の周知について	188E

1111	第9回FX幹事会	事務局	金融モニタリングレポートを受けた対応について	—
1116	通知文書	調査部	平成27年9月以降の決算状況表(中間及び本決算)の提出における本表の改訂等に関するご説明について	191E
1116	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	192E
1118	FINMAC5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
1119	通知文書	業務部	2015年度冬季の節電に関するご協力をお願いについて	193E
1119	通知文書	業務部	「冬季の省エネルギー対策について」の周知について	194E
1119	通知文書	業務部	犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として個人番号カード又は国民年金手帳を用いる場合の留意事項等について	196E
1120	第10回FX幹事会	事務局	金融モニタリングレポートを受けた対応について	—
1120	通知文書	調査部	外国為替証拠金取引等一般投資者を主な対象として行う金融先物取引における個人顧客損益状況等に関する実態調査(個人顧客損益実態調査)の実施について	197E
1125	第7回理事会	事務局	年央報告	—
1125	第1回法人レバレッジにかかる府令改正に関する市場課ヒアリング	事務局	FX取引における法人レバレッジに係る府令開始絵に関する市場課からFX取扱い会員へのヒアリング	—
1126	第13回TFX意見交換会	事務局	近況についての意見交換等	—
1126	通知文書	業務部	平成27年10月23日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	199E
1127	会員大阪セミナー	事務局	最近の近畿管内の経済情勢等について 他	—
1130	第1回ストレステスト・ワークショップ	事務局	未カバーポジションに対するストレステスト	—
1201	第9回翻訳研究会	事務局	第8章『Interest Rate Futures and Options』	—
1202	通知文書	事務局	マイナンバー制度への対応について	202E
1202	通知文書	業務部	外務員登録申請に添付を要する書類等について(「本人確認書類一覧」の作成)	203E
1202	通知文書	業務部	国家公務員倫理法等の啓発活動について	204E
1207	第2回ストレステスト・ワークショップ	事務局	未収金発生リスクに対するストレステスト	—
1211	通知文書	業務部	マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起	205E
1214	第3回ストレステスト・ワークショップ	事務局	カウンターパーティー先の破たん等による影響に対するストレステスト	—
1216	FINMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について	—
1216	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について(金利先物取引等取引説明書 邦文及び英文)	208E
1216	通知文書	総務部	平成27年度年央のご報告について	209E
1217	第3回業務部会	事務局	平成28年度事業計画の概要(案)及び予算(案)について 他	—

1218	第3回バイナリーオプション作業部 会	事務局	・バイナリーオプション監査における不備事項について ・バイナリーオプションの取引状況について 他	—
1218	通知文書	業務部	軽減税率制度の導入について	210E
1221	規律委員会	事務局	会員処分の可否等	—
1221	第10回翻訳研究会	事務局	第11章『Foreign Exchange Futures and Option』	—
1221	第2回法人レバレッジに係る府令 改正に関する市場課ヒアリング	事務局	FX取引における法人レバレッジに係る府令改正に関する市場課 からFX取引会員へのヒアリング	—
1222	第11回FX幹事会	事務局	法人レバレッジに係る府令改正に関する市場課ヒアリングについ てのご報告について 他	—
1222	第8回理事会(書面)	事務局	会員の入会について	—
1224	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会からの報告	—
2016年				
0114	通知文書	業務部	一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー開催について	7E
0114	通知文書	業務部	特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について	8E
0115	通知文書	監査部	プログラム選択型システムトレードに関する書類調査の実施につ いて	9E
0118	第2回金融庁・財務局・金先協会 意見交換会	事務局	近況についての情報交換等	—
0126	通知文書	業務部	イラン・イスラム共和国の核開発等に関連する措置について	12E
0127	第12回FX幹事会	事務局	・ストレス・テストの実施に関する実施要領の検討について ・金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について 他	—
0127	FINMAC 5団体打合せ	事務局	・平成27年度事業会計決算見込み等 ・紛争解決等業務の動向について	—
0128	通知文書	事務局	自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集について	13E
0128	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	14E
0129	通知文書	事務局	為替変動リスクに対するストレス・テスト実施要領に関するご意見 の募集について	15E
0129	通知文書	業務部	Kinsaki-netへの「外務員情報」機能の追加について	16E
0129	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会からの報告	—
0201	通知文書	業務部	金融行政モニター受付窓口および金融行政ご意見受付窓口の設 置について	18E
0201	会報107号の掲載について	調査部		—
0203	通知文書	事務局	『「個人情報の保護に関する指針」における個人番号の取扱いに 係る留意点等』の改正について	20E
0203	東京外為市場委員会意見交換会	事務局	グローバルな外為行動規範の策定に関する国際的な議論の動向 他	—
0205	通知文書	監査部	システムリスク管理態勢に関する書類監査の実施について	21E

0205	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成27年度第3四半期分)の周知について	22E
0210	通知文書	業務部	通知カード等の本人確認書類としての取扱いに係る周知・広報等について	26E
0210	通知文書	総務部	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について(コメント等の募集)	27E
0215	通知文書	総務部	本協会を通じたJPCET/CC「早期警戒情報」の提供について	28E
0217	通知文書	業務部	伊勢志摩サミット等開催に伴う自主警備及びサイバーセキュリティ対策の強化について	29E
0218	会員セミナー(東京)	事務局	・サイバー攻撃の現状と対策について ・最近の国際金融情勢 他	—
0219	通知文書	総務部	「【金先協平28第15号E】為替変動リスクに対するストレス・テスト実施要領に関するご意見の募集について」に関するご意見等募集の結果について	30E
0222	通知文書	業務部	北朝鮮に対する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について	32E
0223	FINMAC 運営審議会	事務局	・平成27年度事業会計決算見込み等 ・紛争解決等業務の動向について	—
0223	FINMAC研修への講師派遣	事務局	FX取引の動向	—
0224	業務部会	事務局	・投資教育事業計画(仮称)推進の件 ・平成28年度事業計画及び予算の件 ・臨時総会招集決定の件 ・今後における業務運営体制について 他	—
0226	通知文書	業務部	東日本大震災五周年追悼式の当日における弔意表明について	33E
0225	FINMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について	—
0226	通知文書	業務部	東日本大震災五周年追悼式の当日における弔意表明について	33E
0229	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	34E
0229	通知文書	業務部	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について	35E
0229	通知文書	事務局	為替変動リスクに対するストレス・テストの実施について	36E
0229	第13回FX幹事会	事務局	・ストレス・テストの実施通知の発出について ・金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について 他	—
0301	通知文書	調査部	東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査 店頭外国為替証拠金取引等に関するアンケート実施について	37E
0302	第1回業務委員会	事務局	・投資教育事業計画(仮称)推進の件 ・平成28年度事業計画及び予算の件 ・今後における業務運営体制について 他	—
0303	第14回TFXとの意見交換会	事務局	近況に関する意見交換等	—

0307	認定個人情報保護団体連絡会	事務局	個人情報保護法の改正について 他	—
0309	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	42E
0310	第8回理事会(書面)	事務局	臨時総会付議案件	—
0311	通知文書	事務局	臨時総会招集のお知らせ	45E
0311	通知文書	総務部	自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集の結果について	46E
0314	通知文書	業務部	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2770号の採択について	47E
0316	FINMAC5団体打合せ	事務局	「障害者差別解消法」の施行に伴う当センターの対応について 他	—
0317	通知文書	業務部	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について(コメント等の募集)	48E
0322	通知文書	業務部	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について(障害者への対応に対するコメント等の募集)	51E
0325	臨時総会	事務局	・平成28年度事業計画及び予算の件 ・臨時総会議事録署名人2な選任の件	—
0325	通知文書	事務局	平成28年3月25日開催臨時総会の結果について	53E
0325	通知文書	事務局	金融先物取引関係法規集(平成27年度版)の送付について	57E
0328	通知文書	業務部	平成28年2月19日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	58E
0329	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	59E
0329	通知文書	業務部	障害者差別解消法に係るリーフレット及びポスターについて	60E
0329	通知文書	業務部	金融機関が顧客から個人番号の告知を受け際の取扱いについて	61E
0330	第9回理事会(書面)	事務局	退会について	—
0330	第14回FX幹事会	事務局	金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について 他	—

別紙6 平成27年度収支計算書の概要

					平成27年度		(単位:百万円)	
科目	予算額 A	決算額 B	差異 (A-B)	進捗率	差異の要因			
Ⅰ. 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入								
うち 定額会費収入	92	86	6	93%	(予算) 会員153、特別参加者13、入会8社 (決算) 会員149、特別参加者 9、入会1社 会員数による差異 △3,800千円、入会数による差異 △2,017千円			
うち 比例会費収入	156	156	0	100%				
うち 特定資産利息収入	5	4	1	80%				
うち 入会金収入	10	1	9	10%	8社入会見込みのうち1社入会			
うち 事業収入	30	25	5	83%				
うち 受験料収入	(18)	(14)	(4)	78%	外務員資格試 1,100人 9,020千円 → 943人 7,732.6千円 (△1,287.4千円、△157人) 外務員更新試験 500人 4,100千円 → 386人 3,165.0千円 (△ 935千円、△114人) 内部管理責任者 600人 4,920千円 → 403人 3,304.4千円 (△1,615.6千円、△197人) 合計 2,200人18,040千円 →1,732人 14,202千円 (△3,838千円、△468人)			
うち 外務員登録手数料収入	(11)	(11)	(0)	100%	登録人数の減 予算:11,000人、決算:10,573人 △427人			
事業活動収入計	292	273	19	93%	収入のうちの会費収入の占める割合 88.65%			
2. 事業活動支出								
うち 事業費支出	332	300	32	90%				
うち 調査・研究費支出	(13)	(6)	(7)	46%	【内外の調査費、監査経費等の支出】 地方監査旅費の未達2,333千円、学術連携関係費の未達1,735千円等			
うち 広報・研修試験費支出	(8)	(7)	(1)	88%	【会報発行、会員セミナー開催、内部管理者責任資格試験関係経費等の支出】 内部管理責任者試験費1,119千円、同問題修正費108千円等			
うち 職員給与と支出	(201)	(179)	(22)	89%	退職者不補充及びそれに伴う社会保険料等			
うち 管理費支出	42	35	7	83%				
うち 総会・委員会費支出	(4)	(2)	(2)	50%	【総会、理事会、委員会の開催費用、事業報告書作成費用の支出】 規律委員会開催の未執行(予算時6回、決算時2回)760千円、 総会、理事会、委員会等の開催費の前減726千円			
うち その他事務管理費支出	(17)	(13)	(3)	76%	【法人会計に係る通信費等の支出】 役員旅費交通費2,900千円等			
事業活動支出計	368	328	40	89%				
事業活動収支差額	△ 76	△ 55	△ 21	72%				
Ⅱ. 投資活動収支の部								
1. 投資活動収入								
うち 自主規制事業実施積立資金取崩収入	228	208	20	91%	【自主規制事業実施積立金からの充当】 差異の内訳 (収入) 事業収入4,288,950円+雑収入△26,400円=4,262,550円-① (支出) 事業費支出34,983,201円+あっせん関係費支出△999,500円+ソフトウェア取得支出2,379,916円+予備費支出+40,000,000円=76,363,617円-② (科目間の流用) (管 退職給付支出)△308,313円+(管 退職給付引当資産取得支出)△193,300円+(事 退職給付支出)△1,092,000円=△1,593,613円-③ (合計) ①-②+③=△73,694,680円			
2. 投資活動支出								
うち 自主規制事業実施積立資金取得支出	228	208	20	91%	【自主規制事業実施積立資金への積み立て】 差異の内訳 (収入) 定額会費収入5,817,000円+比例会費収入49,000円+特定資産利息収入132,663円+入会金収入+8,100,000円+前期繰越収支差額10,000,000円=25,098,663円-① (支出) 管理費支出5,057,569円+ソフトウェア取得支出108,644円=5,166,213円-② (科目間の流用) (管 退職給付支出)308,313円+(管 退職給付引当資産取得支出)+193,300円+(管 退職給付支出)△468,000円=33,613円-③ (合計)①-②+③=19,966,063円			
投資活動収支差額	111	75	36	68%				
Ⅲ. 財務活動収支の部								
1. 財務活動収入								
2. 財務活動支出								
財務活動収支差額	△ 5	△ 20	15					
Ⅳ. 予備費支出								
当期収支差額	△ 10	0	△ 10					
前期繰越収支差額	10	10	0					
次期繰越収支差額	0	10	△ 10		当座資金として次期繰越収支差額を残す			

別紙7 公益目的支出計画の実施状況

1 制度の概要

本協会は、移行一般社団法人として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第127条第3項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

2 本協会における実施状況

(1) 移行に際しての当初計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004百万円）、計画期間を平成24年4月1日の法人格移行後4年間とし、平成24年6月通常総会において決定いたしました。

(2) 平成24年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成24年度決算において、自主規制事業会計は、収入42百万円、支出315百万円であり、収支差272百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成24年度末日の本協会の公益目的財産額は731百万円となりました。

(3) 平成25年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成25年度決算において、自主規制事業会計は、収入35百万円、支出322百万円であり、収支差288百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成25年度末日の本協会の公益目的財産額は443百万円となりました。

(4) 平成26年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成26年度決算において、自主規制事業会計は、収入27百万円、支出322百万円であり、収支差295百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成26年度末日の本協会の公益目的財産額は148百万円となりました。

(5) 平成27年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成27年度決算において、自主規制事業会計は、収入25百万円、支出312百万円であり、収支差△286百万円となり、前年度末公益目的財産額148百万円を全額支出し、本年度末の公益目的財産額は0円となります。

この結果、平成24年4月に確定した公益目的財産額1,004百万円すべてを公益目的のために支出したこととなり、本協会は、移行法人としての平成24年から4年間の公益目的支出計画を完了いたしました。

(単位：百万円)

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)
1. 公益目的財産額	1,004	731	443	148
2. 公益目的収支差額 (①-②)	272	288	295	286
(1) 公益目的支出の額 (①)	315	322	322	312
(2) 実施事業収入の額 (②)	42	35	27	25
3. 当該事業年度末日の公益目的財産額	731	443	148	0

(参考) 公益目的財産額に関して、金融商品取引法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等については、「別紙22 金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等（体制整備、財務運営を含む。）（別紙7関連追加）」参照

別紙8-1 平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース) 現行ベース(平成28年度決算繰込み済み)

1	1 支出	○ 平成29年度以降、平成28年度予算ベースを据え置く(新設事業、給付改定等を考慮しない、システム開発費は平成29年度以降500万円、80年度以降事業の支出500万円)とする、予算増支出は念及ない。
2	2 繰越収入等	○ 定額繰上、比例繰上、入会金については、平成28年度の水準で繰上置き、各収入すべて法人会計の収入とする。
3	3 その他収入	○ 事業収入他については、平成28年度予算水準で繰上置き、自主規制事業会計の収入とする。 ○ 受給額収入については、平成29年4月以降月給12万円、(法人会計12万円、自主規制事業会計102万円) ○ 平成29年度以降の専業収入内訳 受給額収入17,355千円、外務員受給額収入11,000千円、合計28,355千円
4	4 運用経収入	○ 平成28年度予算水準で繰上置きとする。
5		
6		
7		
8	支出(実績・算定)	
9	うち 内閣府交付金等	(1) (2) (3) (4) (5) (6)
10	うち 法人会計の支出	(2) (3) (4)
11	うち 自主規制事業会計の支出	(5)
12	うち 助成対象事業費	(6)
13	うち あったん関係事業費	
14	収入(事業・算定)	
15	うち 法人会計の収入	(7) (8) (9) (10) (11) (12)
16	うち X資金収入	(9)
17	うち 定額繰上収入	(10)
18	うち 比例繰上収入	(11)
19	うち 運用収入	(12)
20	うち 自主規制事業会計の収入	(13)
21	事業収入	
22	うち 助成金収入	
23	うち 助成金収入	
24	助成金収入	
25	収入(実績・算定)	
26	うち 法人会計の収入	(15) (16) (17) (18) (19) (20)
27	うち 自主規制事業会計の収入	(17) (18) (19)
28	うち 助成対象事業費の収入	(19) (20) (21) (22)
29	うち あったん関係事業費の収入	(19) (20) (21) (22)
30	内閣府交付金(※)	
31	うち 自主規制事業費増加分	(20) (21) (22)
32	うち 繰越金増加分	(21) (22)
33	うち 繰越金増加分	(22)
34	合計	

※1 内閣府の年度末決算(平成25年度末) 765,178千円の内訳
 ここで言う内閣府とは、特定資産のうちの繰越金増加分及び自主規制事業費増加分の合計とする。
 (1) 繰越金増加分 710,760 千円
 (2) 繰越金増加分 45,418 千円
 合計(内閣府) 765,178 千円

※2 内閣府の年度末決算(平成26年度末) 690,320千円の内訳
 ここで言う内閣府とは、特定資産のうちの繰越金増加分及び自主規制事業費増加分の合計とする。
 (1) 繰越金増加分 659,879千円
 (2) 繰越金増加分 60,441千円
 合計(内閣府) 690,320千円

※3 内閣府の年度末決算(平成27年度末) 614,176千円の内訳
 ここで言う内閣府とは、特定資産のうちの繰越金増加分及び自主規制事業費増加分の合計とする。
 (1) 繰越金増加分 594,906千円
 (2) 繰越金増加分 19,210千円
 合計(内閣府) 614,176千円

別紙9 これまでにおける経費削減の主なもの

1. 従前（平成27年度以前）における経費削減

- (1) 役員報酬の見直し（平成20年度～）、役員報酬の削減（平成24年度～）
- (2) 会員通知等の電子化（平成20年度～）
- (3) コピー機保守契約の見直し（平成21年度～）
- (4) 刊行物の電子化及び作成費用の削減
 - (ア) 会報のWeb掲載（平成22年度～）
 - (イ) 業務マニュアルのWeb掲載（平成23年度～）
 - (ウ) テキスト作成費の削減（平成24年度～）
 - (エ) 刊行物の作成費用の削減（法規集、マニュアル、会報）
（平成25年度～）
 - (オ) 「金融先物取引の知識」の刊行方法の見直しによる経費削減
（平成26年度～）
- (5) 会議室活用による会場借料等の縮減（平成20年度～）
- (6) 学術連携関係経費削減
- (7) その他の経費削減
 - (ア) E-mailによる報告（平成19年度～）
 - (イ) 文書保存倉庫借料の契約内容変更（平成21年度～）
 - (ウ) 事務所借料の見直しに伴う削減
 - (エ) システム保守の見直しによる削減
 - (オ) 公益法人コンサルタント打ち切りによる削減
 - (オ) オペレーション委託費の見直しによる経費削減（平成26年度～）
 - (カ) セミナー・理事会開催費の経費削減（平成26年度～）
 - (キ) 封筒の作成費等の経費削減（平成26年度～）
 - (ク) EBS為替変動率分析外注（平成27年度～）

2. 平成28年度における経費削減

- (1) 外務員登録済通知等の Kinsaki-net 掲載に伴う郵送費の減

別紙10 平成27年度資産管理運用状況報告

平成27年度における資産管理運用状況について、資産管理運用規程第5条に基づき報告します。

<参考> 資産管理運用規程

(理事会への報告等)

第5条 経理規則第7条に定める会計主管責任者は、本協会の資産管理運用の管理者とし、本協会の定款、経理規則及び法令に従い、忠実に職務を執行し、管理運用の経過及び結果について、少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

1 資産運用方針

預託金に係る超長期国債の再運用は、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努め、預り預託金の返還を考慮し、流動性を確保した上で、国債を中心に運用することとしています。

預り預託金(当資産以外の特定資産(注))については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等により運用しています。

(注) 預り預託金(当資産以外の特定資産)には、通念金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、平成27年度末における総額699百万円を普通預金、MMF及びFFFにより運用しています。

<参考> 資産管理運用規程

(特定資産の運用方針)

第3条 特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

2 資産運用の経緯

(1) 運用対象額等の決定

① 運用対象額

- ・ 預り預託金(当資産約14億円)の運用は、連年度において10年国債により再運用されている6億円(平成24年度 第62回利付国債債券、額面5億円、償還 平成35年6月20日、利回り0.8%(課税後0.64%5億円)、平成25年度 第329回利付国債債券、額面1億円、償還 平成35年6月20日、利回り0.8%(課税後0.64%))と流動性預金等により運用されている8億円からなっています。
- ・ 平成27年度においては、預託金返還資金の流動性確保を考慮(注)、流動性預金等8億円のうち、約4億円を運用対象としました。

(注) 流動性の確保については、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員26社が返金した場合に必要とされる預託金返還のための資金(4億25百万円)を確保することとしました。

② 運用状況

・ 平成27年度上期の運用状況

8月に満期となった定期預金(6か月)1億円を年利0.12%で再運用し、残額はFFF等流動性預金等により運用することとしました。

・ 平成27年度下期の運用状況

2月に満期となった定期預金(6か月)1億円を年利0.10%で再運用することとしました。

(2) 資産運用状況

平成28年3月31日現在の資産運用状況は下記のとおりです。

対象資産	運用対象	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金 (6ヶ月)	定期預金 (6ヶ月)	超長期国債 第62回	利付国債 第329回	(単位:円)	合 計
	預け先		三井住友銀行 神田支店	大和証券 本店法人課		大和証券 大和ネクスト銀行		SMBC日興証券 第一公債法人部			
	買付日		平成24年6月25日			平成24年6月25日		平成24年6月25日			
	償還日					平成28年8月3日		平成35年6月20日			
	利回り(税引前)					自動繰上		0.8000%			
	利払日		5.2月/20頃	毎月末		12月25日	2月3日	6.12月/20日	6.12月/20日		
	額面					50,000,000	100,000,000	500,000,000	100,000,000		
	簿価(100円単位)							497,175,803	99,533,100		
(1) 預り預託金(当資産)		527,871	80,753,667	674,482,118	564,695,804	50,000,000	100,000,000	497,175,803	99,533,100	2,067,168,363	
(2) 通算金積立資金		0	64,196,773	30,700,684	515,393,640	50,000,000	100,000,000	497,175,803	99,533,100	1,357,000,000	
(3) 自主規制事業実施積立資金		0	0	19,210,111	0	0	0	0	0	19,210,111	
(4) 役員退職慰労引当資産		0	1,616,000	10,775,000	0	0	0	0	0	12,389,000	
(5) 退職給付引当資産		0	9,733,000	62,497,000	0	0	0	0	0	72,230,000	
(6) その他流動資産		527,871	5,207,684	4,233,628	1,403,719	0	0	0	0	11,373,112	
合計(①～⑥)		527,871	80,753,667	674,482,118	564,695,804	50,000,000	100,000,000	497,175,803	99,533,100	2,067,168,363	

3 平成27年度利息収入内訳

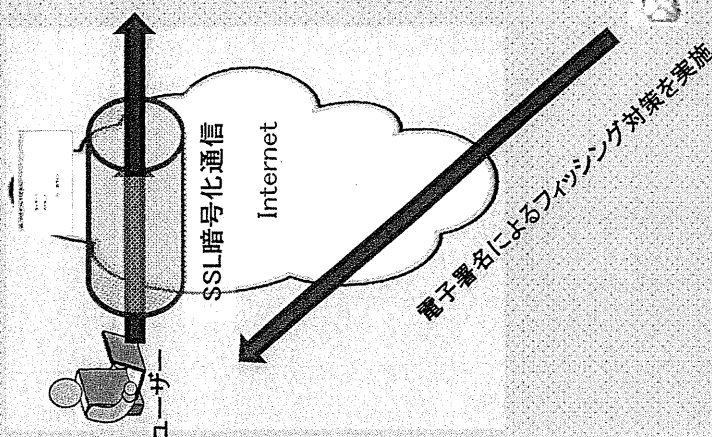
※ 収支計算書上の1. 事業活動収支の部、1. 事業活動収入、② 特定資産利息収入に表示されています。

運用対象の利息収入	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金 (6ヶ月)	定期預金 (6ヶ月)	超長期国債 第62回	利付国債 第329回	(単位:円)	合 計
平算額	0	0	394,755	273,295	9,950	0	3,185,000	637,000	4,500,000	
決算額	0	13,530	207,201	213,446	8,713	97,265	3,137,400	637,460	4,367,337	
差異(決算額ー平算額)	0	13,530	△187,554	△57,947	△1,237	97,265	2,400	460	△132,663	
										平成27年度末期中平均に対する利回り 0.19%

別紙 1 1 最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの

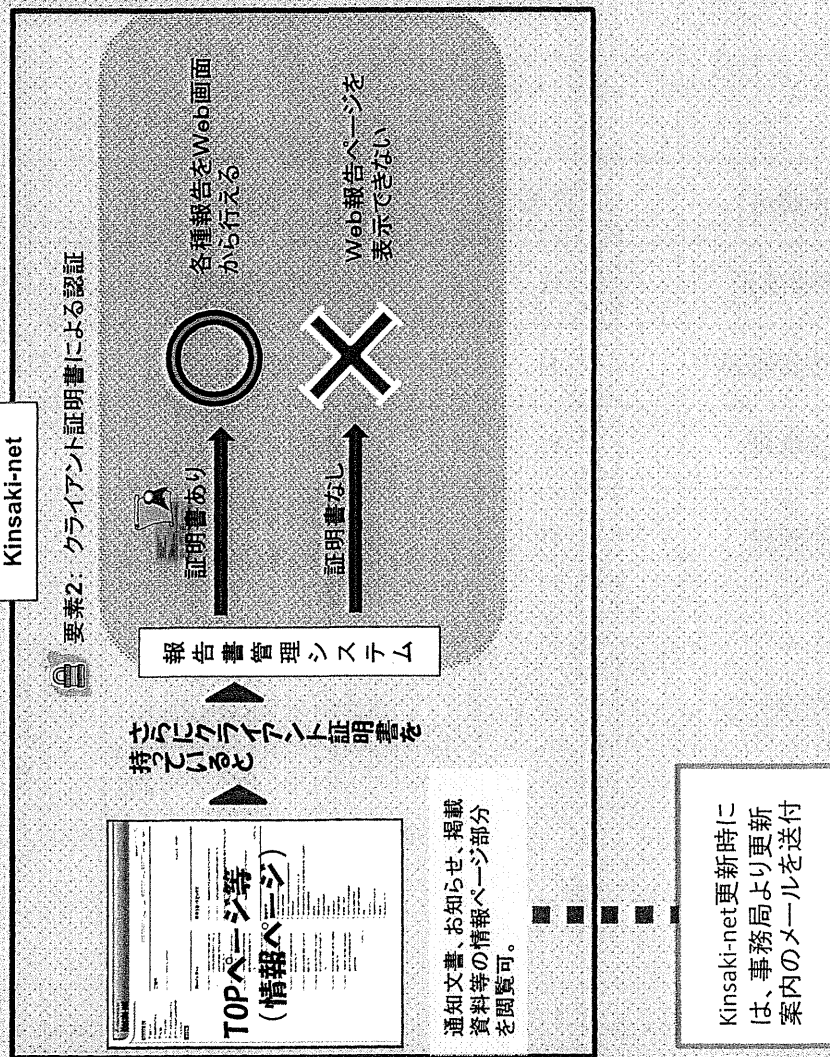
1. 役員報酬の分離計上（平成 2 0 年度決算より）
2. 外務員登録事務（委任事務）処理報告の作成（平成 2 1 年度決算より）
3. 事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成 2 2 年度計画等より）
4. 経理基盤整備（会計機械化平成 2 3 年度試行開始）
5. 「資産管理運用規程」第 5 条に基づく資産管理運用の理事会への報告（平成 2 4 年 1 1 月実施）
6. 会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net平成 2 1 年度供用開始）
7. 職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするシンククライアント環境を導入（平成 2 4 年 3 月より）
8. 常勤役員業務報告（年央報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか 2 件（平成 2 1 年度より作成試行）
9. 法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成 2 2 年度より）
- 1 0. 総会における顧問弁護士の出席（平成 2 5 年 6 月 1 3 日通常総会～）
- 1 1. 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定（平成 2 5 年 8 月 6 日）
- 1 2. 自主規制規則の制定・改正に当たってのパブリックコメント手続きの実施（平成 2 6 年 1 月 3 0 日）
- 1 3. 事業継続計画及び事業継続計画業務マニュアルの策定（平成 2 6 年 3 月）
- 1 4. 個人情報保護団体の認定申請（平成 2 6 年 3 月）及び認定取得（平成 2 6 年 8 月）、総務部に「個人情報苦情相談室」の設置
- 1 5. 定款第 3 0 条第 6 項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告（平成 2 4 年 1 1 月実施）
- 1 6. 公益目的支出計画実施報告書の作成（平成 2 5 年 3 月）
- 1 7. 会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置（平成 2 5 年 6 月より）
- 1 8. 消費者基本法に基づく「消費者取引に関する政策評価」への対応（平成 2 6 年 4 月）
- 1 9. 総務部に文書担当を設置及び対外的文書の文書担当による合議（平成 2 6 年 7 月）

要素1: ID・パスワードによる認証



Kinsaki-net

要素2: クライアント証明書による認証



Kinsaki-net報告書管理システムのセキュリティ

- ID・パスワードによる認証、クライアント証明書による認証という二要素認証を採用
(さらに、本協会のクライアント証明書は、Internet Explorerにインストールすることで証明書をエクスポートして使えなくなるため、より厳格な運用が可能です。)
- 通信は、シマンテックのEVサーバ証明書によりSSL暗号化
(シマンテックのEVサーバ証明書には、日次のマルウェアスキャン機能、週次の脆弱性アセスメントが標準装備されており、サイトの安全性を高めています。)

別紙 13 金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成27年度）

(1) 外務員登録事務従事者名簿

H28.3.31 現在

部署名	役職名	氏名	備考
業務部	業務部長	A	統括責任者
〃	主任調査役	B	責任者
〃	調査役	C	登録事務担当
〃	調査役	D	登録事務及び システム担当
〃		E	登録事務担当
総務部	主任調査役	F	システム担当

(2) 平成27年度外務員登録実績

金商法第64条の7（登録事務の委任）第2項により行われた登録事務

(件)

区分	外務員登録		平成27年度 総計	平成26年度 総計	平成25年度 総計	平成24年度 総計	平成23年度 総計
	新規	既存					
金商法第64条第1項第1号			8,825	8,573	7,821	9,794	8,321
			1,758	1,602	1,534	1,703	2,120
金商法第64条の4	廃止		8,833	8,029	13,465	11,386	12,318
金商法第64条の4	氏名変更		2,104	2,372	1,920	2,091	1,927
金商法第64条の4	役職変更		45	51	54	38	54
金商法第64条の2	登録の拒否		0	0	0	0	0
金商法第64条の9	審査請求		0	0	0	0	0
金商法第64条の6	登録の抹消		0	0	0	1	2
日証協との連携	外務員情報を交換し、処分者等への対応を適宜行う協力体制の構築。						

(3) 平成27年度外務員登録事務収支状況

		(単位:円)					
		平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	
外務員登録手数料収入	①	10,573,000	10,226,000	9,259,000	11,121,000	9,872,000	
収入計	(a)	10,573,000	10,226,000	9,259,000	11,121,000	9,872,000	
外務員登録関係費支出	②	2,942,519	2,901,454	2,835,789	2,867,002	3,408,757	
保守		(1,254,857)	(1,257,357)	(1,220,000)	(1,220,000)	(630,000)	
外務員登録済み通知等送料		(351,362)	(316,522)	(324,289)	(313,502)	(342,757)	
その他		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
サーバ障害対応		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
情報セキュリティコンサル料		(972,000)	(972,000)	(945,000)	(987,000)	(2,089,500)	
外務員サーバ保守+有線LAN保守		(356,400)	(355,575)	(346,500)	(346,500)	(346,500)	
データセンター設置費		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
e-Gov認証ID取得費用		(7,900)	(0)	(0)	(0)	(0)	
ソフトウェア取得支出		3,261,120	3,220,282	3,370,409	2,388,482	2,858,850	
文書管理システム	③	(0)	(0)	(0)	(440,000)	(1,000,000)	
外務員システム	④	(3,261,120)	(3,220,282)	(3,370,409)	(1,948,482)	(1,858,850)	
人件費	⑤	7,870,941	7,765,738	7,191,543	9,781,656	9,445,724	
水道光熱費	⑥	12,865	13,285	11,190	15,706	14,305	
事務所賃借料	⑦	815,684	769,012	744,084	1,092,356	1,078,192	
支出計	(b)	14,903,129	14,669,771	14,153,015	16,145,202	16,805,828	
		②+③+④+⑤+⑥+⑦					

収支差	(a)-(b)	△ 4,330,129	△ 4,443,771	△ 4,894,015	△ 5,024,202	△ 6,933,828
-----	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

各費用項目の算出根拠		算出方法
番号	項目	
②	外務員登録関係費支出	外務員登録に係る直接費
③	ソフトウェア取得支出 文書管理システム	外務員登録に係るシステム開発費のうち当期費用分
④	ソフトウェア取得支出 外務員システム	外務員登録事務従事者の時間単価給与を算出(※)し、従事時間を乗じて算出
⑤	人件費	外務員登録事務従事者の年間水道光熱費及び事務所賃借料を算出し、従事割合を乗じて算出
⑥	水道光熱費	
⑦	事務所賃借料	

※ 時間外給与の計算方法
給与規程第8条(時間外勤務手当)第3項第1号
1、2(略)

3 時間外勤務手当の額は、次の計算方法により算出する。
(1) 法定内時間外勤務1時間当たりの単価 (年俸の額の12分の1) ÷ (平均所定勤務時間) × 1.00

別紙 1 4 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

(単位：人)

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成 2 7 年 4 月	7 1	7 1	3 1	3 1	1 6	1 6
5 月	1 6 2	1 6 2	3 3	3 3	3 2	3 2
6 月	5 9	5 9	3 3	3 3	4 5	4 5
7 月	1 1 9	1 1 9	1 7	1 7	3 3	3 3
8 月	5 1	5 1	1 4	1 4	3 0	3 0
9 月	4 8	4 6	4 1	4 1	3 9	3 9
1 0 月	6 2	6 2	1 8	1 8	3 1	3 1
1 1 月	5 0	5 0	2 7	2 6	2 3	2 3
1 2 月	8 6	8 6	2 8	2 4	3 6	3 6
平成 2 8 年 1 月	7 8	7 8	5 5	5 5	3 3	3 3
2 月	4 6	4 6	4 1	4 1	2 7	2 7
3 月	8 3	8 3	3 1	3 1	3 1	3 1
合計	9 1 5	9 1 3	3 6 9	3 6 4	3 7 6	3 7 6

別紙 15-1 FX取引に関するこれまでの主な施策

< (1) 開始時期 (2) 規則、通知文書等 (3) 主な内容等 >

1. 店頭FX取引月次統計

- (1) 平成21年1月開始(平成20年11月から平成20年12月までは試行期間)
- (2) 通知文書【金先協平20第277号E】(平成20年12月12日)
【金先協平27第34号E】(平成27年3月4日、定款第3条報告化)
- (3) 店頭FXの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般向け協会ホームページにて公表
→ 平成27年2月24日の業務委員会において平成27年4月から当報告を定款第3条に基づく報告として全店頭FX取引取扱会員を対象とすることを決定

2. 顧客区分管理信託状況についての検証

- (1) 平成22年1月29日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
- (3) 「第4条 会員は、毎年1回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

3. BCP体制の整備

- (1) 平成22年8月25日施行
- (2) 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則
会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン
- (3) 緊急時における会員の事業継続体制の整備

4. FX取引におけるロスカット未収金報告制度

- (1) 平成21年9月16日発生分より
- (2) 通知文書【金先協平21第180号E】(平成21年9月16日)
【金先協平23第181号E】(平成23年6月22日、様式変更)
【金先協平24第250号E】(平成24年11月26日、残高報告頻度変更)
- (3) ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般向け協会ホームページにて公表

5. F X取引におけるロスカット月次状況報告制度

- (1) 平成22年6月分から平成23年9月分まで
- (2) 通知文書【金先協平22第154号E】(平成22年7月1日)
【金先協平23第256号E】(平成23年10月28日、報告終了通知)
- (3) 月間のロスカット件数について報告を受け集計

6. ロスカット取引の適切な運用

- (1) 平成21年12月11日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン
→ 平成23年2月1日より規則化：金融先物取引業務取扱規則第25条の3、同条に関する細則(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)(平成23年1月26日制定)
- (3) ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存

7. 店頭F X取引に係るスプレッド広告の適正な実施

- (1) 平成22年9月3日より
- (2) スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン
- (3) スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存
→ 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

8. 店頭F X取引に係る価格配信態勢整備義務

- (1) 平成23年2月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2(平成22年10月28日理事会成立)
- (3) 価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

9. 注意喚起文書の交付義務

- (1) 平成23年4月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第7条の2(平成23年2月18日理事会成立)
- (3) 契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

10. 店頭FX取引における価格データ等の保存

- (1) 平成22年11月5日より
- (2) 通知文書【金先協平22第264号E】(データ保存の依頼)
 - 平成23年6月30日規則化：金融先物取引業務取扱規則第25条の4、同条に関する細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)
- (3) 顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等
 - 平成26年7月23日「金融先物取引業務取扱規則第25条の4及びその細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)に関する留意点等について」の改訂【金先協平26第159号E】：ロスカット取引について本規則が適用されることを強調

11. アフィリエイト広告の適正な利用

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) アフィリエイト広告利用に関するガイドライン
- (3) ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

12. FX取引の広告等に関するQ&A事例集の作成

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) 広告等の表示及び景品類の提供に関するQ&A事例集
 - (平成25年7月18日に「FX取引の広告等に関するQ&A事例集」から「広告等に関するQ&A事例集」へ変更。さらに平成26年6月4日に現在の名称に変更)
- (3) FX広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取り纏めたもの。
 - 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など
 - (→ 平成25年7月18日に個人向け店頭バイナリーオプション取引部分を追加)
 - 平成26年6月4日一部改正：14. の基準改正に伴う改正

13. 店頭FX取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明(スリッページ関係)

- (1) 平成25年8月9日施行(既存会員は、平成25年11月30日までは従前の例による。)
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2、第25条の2の3
- (3) 店頭FX取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生の仕組み等に関する顧客への事前説明等
 - 平成26年7月23日【金先協平26第158号E】「金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項の適用関係等について」を改訂：ロスカット取引についての本規則の適用関係の明確化

1 4. 広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備

(1) 平成26年9月1日施行（平成26年6月4日理事会決定）

(2) 広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則

広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル

(3) 「広告等に関する自主規制基準」の制定（平成3年）から時間が経過しており、広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備を目的とし、同基準を改正して「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」とした。併せて「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」を作成している。

1 5. 「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」（月次）、「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」（四半期）についての統計化

(1) 平成27年4月1日より（平成27年2月24日業務委員会決定）

(2) 通知文書【金先協平27第34号E】

(3) 平成27年度から、新たに「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」及び「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」について定款施行規則第3条に基づき報告を求めることとした。

また、これらの報告値についてそれぞれ集計し、顧客区分管理必要額関連情報、個別顧客区分管理金額正味増減口座割合関連情報を一般向け協会ホームページに公表する。

1 6. 無登録業者に関する施策

(1) 平成22年4月より

(2) 無登録業者に関する施策は例えば以下のようなものがある。

① 一般向け協会ホームページによる注意喚起ページの設置（平成22年4月～）

② 関係団体との連携

(3) ①について、平成26年7月に、注意喚起ページのリンクがより投資者の目に留まるよう場所を移動し、テキストリンクからバナーリンクに変更している。

②について、次の団体に対する金融庁及び関東財務局からの業者登録の状況の事前確認等に関する改善の申し入れについて本協会も副署を行っている。

・ 日本雑誌広告協会（平成26年1月27日）

・ インターネット広告推進協議会（平成26年10月7日）

また、次の団体に対して、カード利用者への注意喚起について、同様の枠組みにおいて改善の申し入れを行っている。

・ 日本クレジット協会（平成27年2月18日）

17. システムトレードに関する施策

(1) 平成27年10月2日

(2) 通知文書【金先協平 27 監第 117 号 E】

(3) プログラム選択型システムトレードにおいて、顧客に対する事前説明及び広告等について適切な対応がなされるよう、「プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について」をとりまとめて発出。

以 上

2015年11月20日

金融モニタリングレポートに関する調査等に係る論点

論点1：為替リスク管理態勢

(基本的考え方)

(1) 為替リスクの管理についての基本的考え方については、以下のように考えてよい。

- ・顧客との取引に伴う為替変動リスクは一般にFX業者にとって最も主要な市場リスクであり、その適正なリスク管理は極めて重要である。
- ・リスク管理の手法としては①顧客以外の第三者との反対取引を行う（カバー）②マリー③マリーになっておらず、カバーもしていない部分（以下「ギャップ」と言う）を適正に管理する、の三つの方法があり、FX業者は自己資本規制比率を遵守しつつ、この3方法を適正に組み合わせてリスク管理を行う必要がある。
- ・顧客にとって自らが利用している、あるいは、これから利用しようとしているFX業者がどのような考え方や方法でこのリスク管理を行っているかは極めて重要な情報なので、これらの情報について、誤解を招かず、分りやすく、FX業者間の比較も可能な方法で顧客に開示することは有意義である。

(為替リスク管理態勢に係る社内規程の整備)

(2) 為替リスクを適正に管理する態勢を整備する観点からは、為替リスク管理に係る社内規程の整備を図ることは必要であると考えてよい。

(3) 社内規程の整備を協会規則等で全会員に義務づけることをすることが適当か、それとも会員の自主性に委ねるべきか。

(4) 社内規程で定める内容項目については、協会の規則やガイドラインで定めたり、例示したりすることが適当か、それとも会員の決定に委ねるべきか。

(考えられる項目：各種限度額の設定、日中や週末等のポジション管理等。)

(カバー取引やマリー取引の実施に係る方針や、自社のカバー率（もしくはマリー率）の開示)

(5) 開示する内容は次の通りとしてはどうか。

まず、①顧客との取引に伴う為替変動リスクの管理についての基本的考え方と方法についての説明、及び②顧客グロス取引金額に対するカバー取引金額の比率（日締め時点の数字は有効か等も含め、計算の具体的方法は別途要検討。）については開示することとし、さらに進んで、③日中の自己資本規制比率の最小値等についても開示することとしてはどうか。

(6) 上記①については常時、HP または前書面で開示することとするか、少なくとも前書面では開示することとするか。

(7) 上記②及び③については少なくとも月次でHPにおいて開示することとし、月次を上回る頻度で開示するかどうかは会員の任意とすることとするか。

論点2：ストレス・テスト

(基本的考え方と方向性)

- (1) 潜在的に発生し得る相場変動のリスクやカバー取引先の破綻等による影響を想定したストレスを実施することを全会員に義務付けることとするか、それとも、義務付けはせず、基本的には推奨ベースとするか。
- (2) 内容的にはミニマム・スタンダードの設定を目標とするか、ベスト・プラクティスを示して、それに向けて会員の努力を促すことを目標とするか。
- (3) ミニマム・スタンダードを全会員に義務付けることとした場合、公平の観点から、テスト実施に必要なマンパワーに自ずと限界のある会員にも実施可能な内容にする必要があるのではないか。
- (4) ベスト・プラクティスを示して推奨ベースとする場合、最も先進的なストレス・テストを実施している会員のテスト内容を紹介してもらい（その会員の同意が前提）、それを当面のベスト・プラクティスとすることが考えられるのではないか。

(テストの具体的内容等の定め方)

- (5) 義務付けられるミニマム・スタンダードの内容をどう定めるか、当局の実質的な了解を得られる案を作ることが實際上、可能か。
- (6) 推奨ベースのベスト・プラクティス案に関し、上記のほかにどのような案が考えられるか。
- (7) テストの頻度についてどう考えるか、少なくとも年1回は必要と考えるか、米国のように半月毎行うことは可能か。

(ストレス・テストを踏まえた財務基盤の強化)

- (8) ストレス・テストが義務付けられ、さらに進んで、それを踏まえた財務基盤の強化までが義務付けられることになると、ストレステストの内容如何にもよるが、一般的には小規模事業者に非常に大きな影響を与えるのではないか。

論点3：カバー取引先

カバー取引先が（実質的に）1社の場合、当該カバー取引先との取引停止による取引継続リスク等について、顧客に十分説明する必要があるとされているが、この場合、

- (1) 顧客説明を義務付けることまで、求めるべきかどうか。
- (2) 「取引継続リスク等」について、どこまで説明する必要があるか。一般的説明でも足りるとするか、想定される具体的なリスクの例を挙げて説明することまで求めるべきか。
- (3) 顧客への説明方法はどうするか、顧客から求められた時に、コールセンター等で対応することで足りるとするか、HPあるいは前書面で説明することとするか、少なくとも前書面では行うとするか。

(参考)

- ・ 前書面での必要記載事項とする場合は、内閣府令または協会業務取扱規則等の改正が必要。
- ・ 顧客への説明を義務付ける場合は、少なくとも業務取扱規則の改正が必要。
- ・ 顧客への説明を慫慂（しょうよう）する場合は、その内容についてガイドラインや通知の発出が

必要。

論点4：為替相場急変時の対応

(価格配信の停止や再開の判断基準についての社内規程等での明確化)

- (1) 為替相場急変時に適正に対応するとともに顧客への適切な説明に資する観点から、価格配信の停止や再開の判断基準について社内規程等での明確化を図ることは必要であると考えてよいか。
- (2) 社内規程等の整備を協会規則等で全会員に義務付けることとすることが適当か、それとも会員の自主性に委ねるべきか。

(価格配信の停止や再開の判断基準についての顧客への事前説明)

- (3) 顧客への事前説明を適切に行う観点からは、顧客への事前説明に係る社内規程の整備を図ることが必要であると考えてよいか。
- (4) 社内規程の整備を協会規則等で全会員に義務付けることをすることが適当か、それとも会員の自主性に委ねるべきか。
- (5) 社内規程で定める内容・項目については、協会の規則やガイドラインで定めたり例示したりすることが適当か、それとも会員の判断に委ねるべきか。
(考えられる項目：最終的にディーラーの判断になることを説明等。)
- (6) 前書面で説明することとするか。
- (7) 価格配信の再開時の最初の価格を基準として顧客にロスカットが発生する可能性があることから、価格配信を再開する場合は再開の判断について遅滞なく HP 等で公表することを原則とすべきではないか。
- (8) さらに、価格配信の再開時の最初の価格を基準として顧客にロスカットが発生した場合には、ロスカット水準から大きくかい離して約定する可能性があることについての説明を、HP 等で説明することとしてはどうか。

論点5：約定訂正

(約定訂正を行った際の対顧客説明)

- (1) 顧客から説明を求められた時だけでなく、仮に顧客からの要求がなくても、業者が進んで説明すべきではないか。
(注) 約定訂正が行われていない段階においては、言わば事前に約定訂正を行う可能性について顧客に説明しておくことは、投資家保護の観点から有意義と考えられるが、その説明を行っていたとしても、実際に約定訂正を行うこととなった場合は、顧客に約定訂正の経緯等について適切に説明を行うことが当然必要となると考える。
- (2) 説明内容は、約定訂正に至った経緯のほか、何をどの程度行うことが必要か。

(約定訂正を行った事実、及びその内容、さらに過去の実績についての公表)

- (3) 透明性の向上につながり、投資家の業者選択に資するとも感じられるが、他方、約定訂正には、様々なケースがありうるため、公表のあり様によっては、却って投資家に誤解を与えるおそれがあるとも考えられる。いずれにしても、公表すべき約定訂正の定義が必要になるのではないか。

- (4) 約定訂正の対象顧客における、訂正前の利益・損失と、訂正後の利益・損失のそれぞれの合計金額を公表することが可能か。

論点6：法人レバレッジ

(法人レバレッジの基本的考え方)

- (1) 為替変動のリスクの観点から、許容されるリスクや流動性リスク等を反映した、法人レバレッジを含む為替リスク管理態勢を、構築すべきではないか。
- (2) 上記の場合、法人顧客に対して許容できる自社のリスク管理についてどのように考えるべきか。
- (3) 金商法等の制度を踏まえつつ、公的規制又は自主規制として、会員の為替リスク管理等の整備を図る必要があるのではないか。

論点7：法人の口座開設基準

(いわゆる法人成り口座の問題)

- (1) いわゆる法人成り口座の問題とは、FX での取引経験や資力に乏しい個人が主として高レバレッジでの取引を行う目的で法人成りして FX 取引を行った結果、当該法人が破綻する（従って、法人に移された個人資産も消失する）程の大きな損失が生じたり、取引相手の FX 業者にも多額のロスカット未収金回収漏れが発生して当該業者の財務の健全性に悪影響を及ぼしたりする問題、と考えられるがそれでよいのか。
- (2) このような問題の発生を防止するためには、本来的には、FX 業者が各法人の信用力を十分審査し、各法人の信用力に応じた取引を常に行うことが必要であり、そのことが結果的に投資者（法人成りした個人）の保護にも資することになるのではないか。
- (3) このため、FX 業者は常に法人取引のリスク管理に努める必要があるが、法人口座の開設段階においても、口座開設を求める法人の来歴や資産状況、代表者等の FX 取引の経験などを十分に審査し、当該法人の信用力を十分踏まえて取引を開始しなければならないのではないか。
- (4) 法人口座の開設基準については現在、協会規則において「顧客の取引経験、資力その他会員が必要と認める事項について、会員の規模、業務の実情に応じて」取引開始基準を定めるものとされているが、上記の論点を踏まえ、「顧客の取引経験」や「資力」以外の具体的事項（あるいは、「顧客の取引経験」や「資力」の具体的細目）を加えることが必要と考えるか、また、「会員の規模、業務の実情」に関わらず、何らかの一律の基準を設けることが必要と考えるか。

以上

別紙16 個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況

1. 平成24年8月2日 ワーキング設置業務部会承認
2. 平成24年9月13日 第1回バイナリーオプションワーキング開催（計10回）
3. 平成24年9月21日 月次モニタリング通知（金先協平24第200号E）*10月度より実施
4. 平成24年12月12日 個人向けバイナリーオプション取引規制骨子公表
5. 平成25年4月24日 バイナリーオプションワーキング最終報告公表
6. 平成25年5月14日 （監督指針改正案公表）
7. 平成25年5月16日 バイナリーオプションワーキング終了
8. 平成25年5月27日 個人向け店頭バイナリーオプション取扱会員との実務ミーティング開始
9. 平成25年5月29日 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則ほかメンコメ開始
10. 平成25年6月13日 取扱会員との個人向けバイナリーオプションに関する意見交換会開催
11. 平成25年7月3日 （改正金商業府令公布）
12. 平成25年7月18日 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則制定
同規則ガイドライン、確認テスト例ほか公表
個人向け店頭バイナリーオプション取引に関わる外務員に対する登録試験
適用の明確化
13. 平成25年8月1日 （改正金商業府令施行、改正監督指針適用開始）
14. 平成25年10月7日 バイナリーオプション作業部会設置（第一回作業部会）
15. 平成25年12月1日 新規則下による取引への移行完了
16. 平成25年12月9日 第二回作業部会
17. 平成25年12月19日 書面監査実施通知（金先協平25第268号E）
18. 平成26年1月20日 一般向け協会ホームページに月次速報掲載開始
19. 平成27年4月30日 個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告掲載（会報第104号）
20. 平成27年12月18日 第三回作業部会

別紙17 あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:件)

区分	平成27年								平成28年				合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
あっせん申立て	1	0	1	0	1	2	1	4	2	2	1	4	19
あっせん終結	1	0	0	1	0	1	0	1	2	3	2	2	13
苦情	6	9	17	12	17	10	5	11	16	10	8	8	129
取次ぎあり	6	5	15	12	17	10	5	9	15	10	8	8	120
取次ぎなし	0	4	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	9
相談	35	36	34	41	65	62	48	26	47	59	46	43	542

別紙18 協会開催セミナー・説明会等の開催状況

セミナーとテーマ		講 師	
平成元年秋季セミナー（平成元年10月19日）			
金融先物取引をめぐる行政上の課題と今後の展望について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	佐川宣寿氏	
金融先物取引業者としてのあり方と当面の諸課題	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏	
東京金融先物取引所の現状と課題	東京金融先物取引所常務理事	岡田 孝氏	
金融先物取引の開始と金融機関経営へのインパクト	第一勧業銀行取締役資金為替部長	藤野 徹氏	
証券業と金融先物取引について	山一証券取締役管理本部副本部長兼経理部長	白井隆二氏	
平成元年度春季セミナー（平成2年3月16日）			
金融先物取引業者の事業報告書の記載上の留意事項および経理処理方法について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏	
金融先物取引業者に対する大蔵省の検査について	大蔵省銀行局総務課金融市場係長	鳥屋栄二氏	
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）			
先物オプション取引の基本的な理解のために	日興証券債券部先物オプション取引課長	瀧山琢治氏	
国際的にみた金融先物オプション市場の最近の動向	富士銀行国際資金為替部	谷 充 史氏	
東京金融先物取引所の現状と日本円短期金利先物オプションの開発について	東京金融先物取引所総務部企画課長	階戸照雄氏	
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）			
新しい国際金融市場展開への対応 ―1993年を展望して―	東京銀行取締役	本田敬吉氏	
平成3年度春季セミナー（平成3年3月22日）			
わが国の金融市場をめぐる当面の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	日下部元雄氏	
金融先物取引業者の業務運営上の留意事項	大蔵省銀行局総務課金融市場室	鳥屋栄二氏	
平成3年度夏季セミナー（平成3年7月2日）			
日本円短期金利先物・オプションの取引について	太陽神戸三井銀行資金部主任調査役	浅沼辰男氏	
証券先物・オプション取引の実際	野村証券債券部先物オプション取引課長	日田哲郎氏	
日本円短期金利先物オプション取引開始に向けて	東京金融先物取引所総務部企画課長	垣 東 勝氏	
平成3年度秋季セミナー（平成3年10月18日）			
銀行の金融・証券先物取引および同オプション取引の経理処理	第一勧業銀行経理部国際主計グループ主任調査役	樽本修平氏	
金融・証券先物取引および同オプション取引の税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏	
平成4年度春季セミナー（平成4年3月26日）			
金融自由化の動向	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏	
金融先物取引法の改正について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏	
金融先物取引業者の許可の更新について	大蔵省銀行局金融市場室金融市場係長	草 彌 正美氏	
平成4年度夏季セミナー（平成4年6月16日）			
金利先物オプション取引の活用と実務上の留意点	三菱銀行資金部証券部調査役	小林 茂氏	
債券先物・オプション市場の現状	大和証券債券部先物オプション取引課	古川憲幸氏	
開設4年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏	
平成4年度秋季セミナー（平成4年11月25日）			
アメリカ金融先物市場の現状と展望	MEC CBOT東京事務所長	ニコラス・ロナルズ氏	
シンガポール金融先物市場・SIMEXの発展	SIMEX バイスプレジデント	リチャード・ローク氏	
平成5年度春季セミナー（平成5年3月24日）			
金利自由化の動向について ―郵便貯金の金利自由化対応―	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏	
我が国の金融先物取引をめぐる最近の情勢について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏	
平成5年度夏季セミナー（平成5年6月16日）			
最近の証券市場と資金の流れ	山一証券投資情報部次長	小林治重氏	
金利先物・オプション取引の活用事例	第一勧業銀行資金部資金グループ主査	関 和彦氏	
開設5年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏	
平成5年度秋季セミナー（平成5年10月15日）			
変貌する国際金融取引と金融先物の今後の課題	東京銀行常任参与	本田敬吉氏	
平成5年度基礎セミナー（平成5年9月9日）			
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇	
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之	
平成6年度春季セミナー（平成6年3月8日）			
預金金利の自由化と郵貯問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	佐々木豊成氏	
最近の金融先物行政及び金融先物取引事務の簡素化について	大蔵省銀行局金融市場先物市場係長	氏家 哲氏	

セミナーとテーマ	講 師	
平成6年度夏季セミナー（平成6年6月16日）		
デリバティブ商品市場の動向とその活用	住友銀行資金為替部部長代理	高橋健一氏
金利先物取引の実証的検討	日興証券債券部先物オプション取引課課長	星 一孝氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成6年度基礎セミナー（平成6年9月8日）		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
平成6年度基礎セミナー（平成6年11月24日）		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度秋季セミナー（平成6年10月20日）		
デリバティブの税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成7年度春季セミナー（平成7年3月9日）		
預金を考える懇談会について	大蔵省銀行局金融市場室長	木下信行氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	林 收氏
金融先物取引業の更新許可申請の手続について	本協会業務部長	佐藤 登
平成7年度夏季セミナー（平成7年6月15日）		
戦略的ALMの実践と仕切レート体系の変更に伴う収益管理の実態	富士銀行資金部次長	長谷川芳春氏
オプション価格理論からみたクレジットリスク、自己資本規制、バリュア・アット・リスク	野村総合研究所システムサイエンス部 金融数理研究室室長	太田智之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成7年度秋季セミナー（平成7年10月17日）		
統合的リスク管理の現状と方向性	バンカース・トラスト銀行東京支店 グローバルリスクマネジメントヴァイスプレジデント	面 圭史氏
歴史的な低金利と景気・金利・為替動向	学習院大学経済学部教授	奥村洋彦氏
第9回基礎セミナー（大阪）（平成7年9月7日）		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
第10回基礎セミナー（東京）（平成7年11月21日）		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
平成8年度春季セミナー（平成8年3月13日）		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	天谷知子氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	曾根英実氏
内部管理責任者等に関する規則について	本協会業務部長	佐藤 登
平成8年度夏季セミナー（平成8年6月12日）		
金融先物・オプション取引の活用方法	さくら銀行資金証券営業部ディーラー 第一グループ主任調査役	東 克哉氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
金融先物と国債先物を使った短中期債の複合ヘッジ手法	大和総研投資調査部投資研究課課長代理	今村文宣氏
平成8年度秋季セミナー（平成8年10月16日）		
低金利下のオプション・ボラティリティ	J. P. モルガン証券ヴァイスプレジデント	ティモシー・K・クック氏
デリバティブの新しい開示方式と税務・会計処理	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
第11回基礎セミナー（大阪）（平成8年9月18日）		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
第12回基礎セミナー（東京）（平成8年11月8日）		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成9年度春季セミナー（平成9年3月11日）		
CME・CBOT97年の課題	CME・CBOT東京事務所長	清水昭男氏
MATIFと欧州通貨統合	MATIF業務開発マネージャー（アジア担当）	エリック・メルリエ氏
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	藤塚 明氏
平成9年度夏季セミナー（平成9年7月2日）		
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
日本円短期金利先物の統計的分析	三和銀行資金部部長代理	福山武雄氏
超低金利政策の行方と景気、金融情勢	山一証券債券本部金融情報室課長	青木楠雄氏

セミナーとテーマ		講 師	
平成9年度秋季セミナー(平成9年10月14日)			
	通貨政策の読み方	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
	ドル・円相場の見通しーテクニカル分析の立場から	住友生命総合研究所調査部主任研究員	林 康史氏
第13回基礎セミナー(大阪)(平成9年9月12日)			
	金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
	金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
		本協会業務部調査役	南元一穂
	協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
第14回基礎セミナー(東京)(平成9年11月18日)			
	金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
	金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
		本協会業務部調査役	南元一穂
	協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度春季セミナー(平成10年3月11日)			
	最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局総務課金融市場室長	古谷一之氏
	TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
第1回内部管理セミナー(平成10年6月2日)			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度秋季セミナー(平成10年10月14日)			
	円動乱のやさしい読解法 ー金融グローバルイゼーション時代の為替変動ー	クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 外国為替部ストラテジストディレクター	田中泰輔氏
	ヘッジ・ファンドの神話と実話	ムーア・キャピタル・マネジメント・インク 東京駐在員事務所代表マネージング・ディレクター	渋澤 健氏
第2回内部管理セミナー(平成10年11月18日)			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度春季セミナー(平成11年3月11日)			
	デリバティブの税務について	国税庁課税部法人税課 (デリバティブ・プロジェクト担当)チーフ	吉田 稔氏
第3回内部管理セミナー(平成11年6月1日)			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度秋季セミナー(平成11年10月7日)			
	ゼロ金利政策解除とプリエンティブ・アプローチ ー新しい金融政策の考え方ー	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
	アジアの通貨危機からの教訓	大和総研国際調査室主任研究員	大和俊太氏
第4回内部管理セミナー(平成11年11月16日)			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成12年度春季セミナー(平成12年3月22日)			
	デリバティブの新しい会計と税務	公認会計士	成澤和己氏
第5回内部管理セミナー(平成12年6月6日)			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第6回内部管理セミナー(平成12年11月17日)			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
平成13年度春季セミナー(平成13年3月6日)			
	今後の日本経済の見通し	BNPパリバ証券会社東京支店 経済調査部長チーフエコノミスト	河野龍太郎氏
	為替市場の現状と今後の動向	東京三菱銀行為替資金部チーフアナリスト	深谷幸司氏
第7回内部管理セミナー(平成13年6月4日)			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第8回内部管理セミナー(平成13年12月6日)			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛

セミナーとテーマ		講 師	
第9回内部管理セミナー（平成14年6月6日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第10回内部管理セミナー（平成14年12月9日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第11回内部管理セミナー（平成15年6月3日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第12回内部管理セミナー（平成15年12月4日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第13回内部管理セミナー（平成16年6月7日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第14回内部管理セミナー（平成16年12月10日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
金融先物取引法の改正等に関する説明会（平成17年6月10日）			
	金融先物取引法の一部改正について	金融庁総務企画局市場課金融取引官	大用恭市氏
		金融庁総務企画局市場課課長補佐	山口己喜雄氏
		金融庁監督局銀行第一課課長補佐	吉富 功氏
		金融庁監督局証券課係長	古角儀生氏
	今後の手続き、協会規則の制定・一部改正等について	本協会業務部長	原田俊介
第15回内部管理セミナー（平成17年9月29日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第16回内部管理セミナー（平成17年12月22日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
第17回内部管理セミナー（平成18年6月1日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下 寛
第18回内部管理セミナー（平成19年1月23日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下 寛
第19回内部管理セミナー（平成19年6月14日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下 寛
第20回内部管理セミナー（平成20年1月22日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下 寛
	広告審査の留意点について	本協会監査部主任調査役	渡邊有康
	出来高状況表の記載要領・提出方法等について	本協会調査部長	宮崎雅雄
第21回内部管理セミナー（平成20年6月13日）			
	協会監査から見た内部管理の留意点及び法令・規則等について	本協会監査部次長	山下 寛
店頭FX取引に関する支払調書の説明会（平成20年12月16日）			
	「店頭FX取引の支払調書制度の概要」及び「アンケートに寄せられた主な質問事項への回答」	国税庁課税部課税総括課資料係長	櫻井裕治氏
セミナー（外国為替証拠金取引取扱業を取り巻く環境について）（平成20年12月17日）			
	証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	森田宗男氏
	協会の現況及び今後の運営について	本協会専務理事	後藤敬三
セミナー（4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて）（平成21年5月8日）			
	4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏
		金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏

セミナーとテーマ		講 師	
セミナー(5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年6月8日)			
5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏	
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏	
協会セミナー(平成21年10月28日)			
証券検査を巡る最近の動向	証券取引等監視委員会事務局証券検査課長	其田修一氏	
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	栗田照久氏	
協会概況のご報告	本協会専務理事	後藤敬三	
協会セミナー(平成22年1月22日)			
主銀行等向けの総合的な監督指針の一部改正について	金融庁監督局銀行第1課課長補佐	森 陽介氏	
	金融庁監督局証券課課長補佐	山下 淳氏	
協会セミナー・大阪(平成22年11月29日)			
経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏	
協会実地監査における指摘事項等について	本協会事務局長	廿日岩信次	
	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成23年2月17日)			
最近の国債管理政策について	財務省審議官	大川 浩	
2010年BISサーベイ確報との比較にみる、外為証拠金取引の最近の動向	本協会調査部長	松井哲夫	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	山下 寛	
金融先物取引業務取扱規則の一部改正(確認書・注意喚起文書規則)案について	本協会総務部次長	小口 忍	
協会セミナー・大阪(平成23年11月24日)			
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏	
公益法人制度改革に伴う一般社団法人移行について	本協会事務局長	廿日岩信次	
変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫	
協会実地監査における指摘事項等について	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成24年2月24日)			
最近の監査事例から見た留意事項について	本協会監査部長	山下 寛	
変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫	
ユーロ危機と共通通貨について	財務省副財務官	浅川雅嗣氏	
電子メールのなりすまし防止対策・送信ドメイン認証技術の導入	KDDI株式会社サービスアプリケーション開発部課長 迷惑メール対策推進協議会 送信ドメイン認証技術WG副主査	本間輝彰氏	
協会セミナー・FATCAについて(平成24年11月21日)			
米国FATCA法、外国為替証拠金取引業者の観点から 等	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループシニアマネージャー	丹生谷佳子氏	
	あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザー一部パートナー	九里隆吉氏	
協会セミナー・大阪(平成24年11月26日)			
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	樽川 流氏	
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫	
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成25年2月20日)			
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下 寛	
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫	
G20と日本の経済政策	財務省副財務官	梶川幹夫氏	
協会セミナー・大阪(平成25年11月25日)			
最近の経済情勢等について	近畿財務局理財部金融監督官	樽川 流氏	
変化する外国為替市場 Part II	本協会調査部長	松井哲夫	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー(平成26年3月5日)			
FATCAについて	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループシニアマネージャー	丹生谷佳子氏	
	有限責任あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザー一部パートナー	九里隆吉氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
「2014年1月28日公表の東京外国為替市場委員会による「東京外国為替市場におけるサーベイ」を受けての単独調査結果	本協会調査部長	山崎哲夫	
G20／G7をめぐる動向について	財務省国際局次長	梶川幹夫氏	

セミナーとテーマ		講 師	
協会セミナー・大阪(平成26年11月28日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
金融指標に関する考察(金利・為替)	本協会調査部長	山崎哲夫	
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	北川 真氏	
協会セミナー(平成27年3月2日)			
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(金融業務編)の概要	特定個人情報保護委員会事務局政策調査員	桐井啓成氏	
国税分野におけるマイナンバー制度の概要	国税庁課税部課税総括課企画専門官	竹川洋樹氏	
法人番号について	国税庁長官官房企画課法人番号準備室課長補佐	山岸要一郎氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	協会監査部長	山下 寛	
外国為替市場におけるホットイシュー	協会調査部長	山崎哲夫	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	有泉 秀氏	
平成27年度外国為替証拠金取引取扱業者全体会合(平成27年8月24日)			
外国為替証拠金取引の現状と平成27年東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査の結果について	本協会調査部長	山崎哲夫	
平成27年7月3日公表の金融モニタリングレポートについて	金融庁監督局証券課課長補佐	三澤正実氏	
協会セミナー・大阪(平成27年11月27日)			
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
外国為替取引を取巻く最近の環境 ～外国為替証拠金取引を中心に～	本協会調査部長	山崎哲夫	
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	矢守泰治氏	
協会セミナー(平成28年2月18日)			
サイバー攻撃の現状と対策について	JPCERT コーディネーションセンター・情報セキュリティアナリスト	山本健太郎氏	
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛	
リテール市場における通貨オプション取引の考察	本協会調査部長	山崎哲夫	
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	柳瀬 護氏	

別紙 19 協会事務局への統計に関する定期報告（平成27年4月1日以降）

報告回数	報告会員	提出時期	主な報告事項	事務局所管	備考
年 1 回	全会員	7 月初旬	事業報告書	監査部	定款施行規則 4 条(6)報告
	金商業者会員	7 月初旬	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	全会員	7 月初旬	純資産額	総務部	理事会決議(H1.8.8) ※会員預託金等計算基礎データ
	店頭 FX 取扱会員	5 月中旬	ビジネスモデル	調査部	東京外為市場委員会との共同調査（任意）
	FX 取扱会員 個人向け BO 取扱会員	3 月下旬	個人顧客年間投資損益額	調査部	23 年度税制改正時の当局要請により調査開始（任意）
年 2 回 (半期毎)	第一種金商業者会員	5 月 20 日 11 月 20 日	決算状況	調査部 監査部	各期通知（直近例：平 26 第 212 号 E）
	全会員	4 月 15 日 10 月 15 日	内部管理担当役員等	業務部	内管責規則 7 条報告
年 4 回 (四半期毎)	全会員	5 月 31 日 8 月 31 日	出来高、期末健玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
	全特別参加者				
	店頭 FX 取扱会員	10 月 31 日 1 月 31 日	個別顧客区分管理金額増減口座数	調査部	定款施行規則 3 条報告
	店頭 FX 取扱会員	翌月第 7 営業日	出来高、月末健玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
月 1 回	店頭 FX 取扱会員	翌月第 7 営業日	顧客区分管理必要額、顧客入出金額	調査部	定款施行規則 3 条報告
	個人向け BO 取扱会員	翌月第 7 営業日	取引高、顧客損益率	調査部	定款施行規則 3 条報告
	登録金融機関会員	翌月末日	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	FX 取扱会員	翌月末日	当局モニタリング項目	調査部 監査部	通知（平 20 第 285 号 E）
	FX 取扱会員	翌週初日	区分管理信託額（日次）	監査部	通知（平 22 第 33 号 E）

別紙20 所管金融商品取引の状況(マッピング)

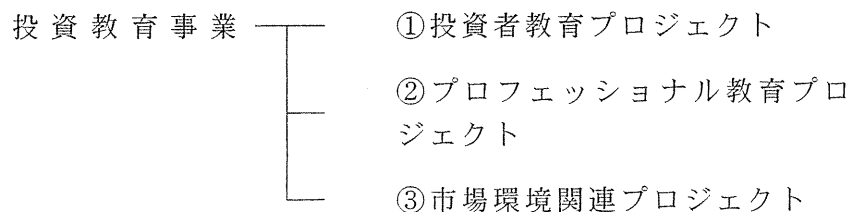
取引所名	四半期出来高推移(平成21年度～27年度第3四半期) (単位:枚)	主な金融商品名	取扱社数	記帳金規則 (オプションの引付は含まない、附令117条第7項))		信託保全 (媒介・取次ぎ・代理を含む)		ロスカット規則		再勧誘の禁止		社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	自主規制事業	
				個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人
国内取引所	金利系	東京金融取引所(TFX)	19社 10社 銀行6社 証券13社	—	—	—	—	—	—	附令117条第1項 第9号	附令117条第1項 第9号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)
				附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)
市場・デリバティブ取引	通貨系	東京金融取引所(TFX) 大阪証券取引所(OSE)	21社 (内銀行14社) 証券14社 商品先物3社 FX専業2社	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	附令117条第1項 第9号	附令117条第1項 第9号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)
				附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)
海外取引所	金利系	OME CBOT NYSE LIFE SYDNEY FUTURES EX	29社 銀行13社 証券15社 商品先物1社	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	附令117条第1項 第9号	附令117条第1項 第9号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)
				附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)
海外取引所	通貨系	OME	29社 銀行13社 証券15社 商品先物1社	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	附令117条第1項 第9号	附令117条第1項 第9号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)
				附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)
海外取引所	金利系	その他取引所 シンガポール証券取引所 ハリ国際金融取引所 フィリピン証券取引所 香港証券取引所 韓国証券取引所等	29社 銀行13社 証券15社 商品先物1社	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	通貨円通 取引等 (附令123 条第1項第 21号の2)	附令117条第1項 第9号	附令117条第1項 第9号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)
				附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	附令第117条第1項 第27号	社会福祉文書 OIC・初回に年1 回同 市場取引(初回、 継続は必要なし)	合同監査の実施 (定款第14条の2) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・セミナーを通じて営業 (定款第4条第1項第10号) ・会員要領を反映した媒介約結書徴 求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等)	口振定期証券等 金融先物取引媒介 約結書 (特定投資家を 除く)

別紙 2 1 - 1 投資教育事業計画

投資教育事業計画

平成 28 年 3 月 10 日理事会決定
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。
2. 投資教育事業は、次のプロジェクトによって構成する。



- ① 投資者教育プロジェクト
投資者がデリバティブ取引に関する知識を習得し、実際に利用できる技能を身に着けるための学習環境を整備し、提供することを目的とする。
 - ② プロフェッショナル教育事業プロジェクト
投資者の身近にあって、金融リテラシーを支える柱となる会員の役職員の職業倫理を確立し、デリバティブ取引業務に関する知識水準を高めることを目的とする。
 - ③ 市場環境関連プロジェクト
投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切な行動を行うことができる市場環境に関し、現在および将来に向けた論点を整理することを目的とする。
3. 上記のプロジェクトは、たとえば投資者教育プロジェクトの中に、海外教材翻訳事業や投資者行動に関する学術連携事業など、すでに取り組みが進む事業を含め、関連する協会の諸事業を横断的に束ねて推進する方針とする。
 4. 投資教育事業は平成 28 年度を初年度とする 5 か年計画とし、事業の進捗状況や新たに見つかった課題などを取り込みながら每期見直しを行う。

<参考>

1. 平成 28 年度は、下の事項の実現に注力することとし、その他については、29 年度以降の円滑な推進を図るための準備作業を中心に行う。
 - ① 投資者教育プロジェクト
 - a 海外教材の翻訳
 - b 教科書（基礎編）の編集
 - c 投資者教育に係るプログラム開発委託契約
 - d 第一回投資者アンケート調査の実施
 - e 顧客損益データの解析
 - f 投資者行動研究の実施
 - g 投資家教育国際フォーラムへの参加
 - ② プロフェッショナル教育プロジェクト
 - a 職業倫理・行動規範のルール整備
2. 投資者教育プロジェクトに係る平成 28 年度予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団助成金をもって充当する。

以 上

投資教育事業計画について

平成 28 年 3 月 10 日

一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 背景

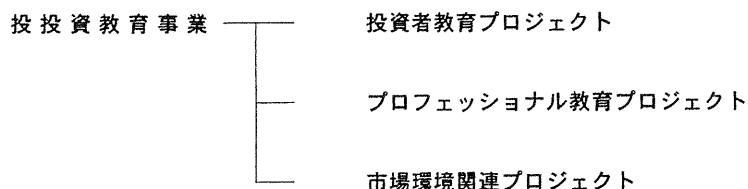
国際協調の下、金融に関する諸団体によって、金融リテラシーの普及活動が精力的に行われている。金融先物取引に関する唯一の自主規制団体である本協会においても、外国為替証拠金取引が契機となり一般投資者の参加が進むデリバティブ取引にかかる金融リテラシーの普及活動に協力する必要がある。

2. 投資教育事業計画の目的

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引に対する金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーに基づき投資者が安心して投資することができるデリバティブ取引の市場環境を整備するための中長期事業計画を策定し、以て計画的に推進することを目的とする。

3. 投資教育事業の構成

本協会が、これまで行ってきた諸事業のうち、“金融リテラシー”に関する諸事業を基礎としつつ、リテラシー向上に不可欠な活動を新たな事業として加えて、協会活動全般にわたる横断的な事業と成し、具体的には以下の体系をもって構成するものとする。



金融リテラシーは、「意識」「知識」「技術」「態度」「行動」の総体であると定義¹されている。

投資者教育プロジェクトは、金融リテラシーの構成要素のうち、「意識」「知識」「技術」に焦点を当て、その向上を支援することを目的とするプロジェクトとする。

プロフェッショナル教育プロジェクトは、投資者の身近にあって、投資者が金融リテラシーを高め、適切な行動を行うことを支える会員役職員が、その役割を担うに相応しい職業観および基本的な知識を習得する環境を整備することを目的とするプロジェクトとする。

市場環境関連プロジェクトは、投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切に行動することができる市場環境に関連する様々な論点を整理することを目的とするプロジェクトである。

4. 各プロジェクトのテーマ

本計画の内容は、今後の計画推進の過程において、会員その他関係者とのディスカッションなどを通じて、適宜、修正されるものであるが、現時点で見込まれる各プロジェクトのテーマは、以下の通りとなる。

¹ International Network on Financial Education (OECD 金融教育に関する国際ネットワーク)「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則(平成 24 年(2012 年)6 月)」における定義

① 投資者教育プロジェクト

- ・デリバティブ取引に関する教材の提供
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備
- ・デリバティブ取引の技能習得機会の提供
- ・投資者意識、行動に関する調査・研究
- ・金融リテラシーに関わる国内外諸機関との連携

② プロフェッショナル教育プロジェクト

- ・職業倫理・行動規範の確立
- ・金融先物取引業務に関する教材の提供 *商品知識教材は投資者教育と共通
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備 *商品知識学習環境は投資者教育と共通
- ・資格者の継続教育態勢の整備
- ・経営職掌および違反者等に対する再教育制度の整備

③ 市場環境関連プロジェクト（論点整理の対象候補となるテーマ）

- ・会員役職員の職業的地位の向上
- ・リテラシー向上に資する情報の種類およびその提供方法
- ・金融先物取引業務にかかる諸規則
- ・プリンシプルの実践
- ・取引（市場）の効率化、安定化、透明性の向上

5. 事業計画期間

平成 28 年度を初年度とする 5 事業年度計画とする。

6. 事業予算

平成 28 年度は継続中の既存事業と合わせて 12 百万円を見込む。以後の予算については、每期、計画の進捗と計画内容の見直しに応じて策定する。なお、平成 28 年度計上予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団からの助成金 6 百万円をもって充当する予定。

別紙 2 1 - 2 投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要

名称	投資家教育国際フォーラム International Forum for Investor Education (IFIE)
設立目的	金融市場の投資家がさまざまな投資商品やその後のリスクと可能性等をよりよく理解できるよう、世界の投資家教育のレベルを向上すること。
設立時期	2005 年 (ICSA のワーキング・グループから発展)
メンバー	(主なメンバー) 日本 日本証券業協会(JSDA)* 米国 金融取引業規制機構(FINRA)* 国際証券業金融市場協会(GFMA) 認定証券アナリスト協会 (CFA Institute) * 加 カナダ投資業規制機構(IIROC)* カナダ証券管理局 (CSA) カナダ証券機構(CSI) カナダ投資ファンド業者機構 (MFDA) オンタリオ州証券委員会(OSC) 韓国 韓国金融投資協会(KOFIA)* 台湾 台湾証券取引所(TSE)* 台湾証券商業同業公会(TSA)* インド インド証券取引所会員協会(ANMI) エジプト エジプト投資家保護基金 (EIPF) * エジプト取引所 (EGX) * エジプト金融監督庁 エジプト証券保管振替機関 (MCDR) ブラジル ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) * マレーシア マレーシア証券委員会 (SMC) リビヤ リビヤ株式取引所 (LSM) * トルコ トルコ資本市場仲介業協会 (TCMA) * パレスチナ パレスチナ証券取引所 (PSE) * 南ア 南アフリカ貯蓄・投資協会(ASISA) シンガポール シンガポール証券投資家協会(SIAS) * は自主規制機関

主な活動等	1. 投資家教育に関する情報提供 IFIE のウェブサイト等を通じて、1) 金融・投資家教育プログラムの全世界的なリスト、2) 関連する調査・研究へのリンク、3) 投資家教育プログラム策定のための研修材料、4) 投資家教育の提供・評価方法、5) 技術支援を提供できる投資家教育提供者、に関する情報を提供し、投資家教育に関する情報の”Clearing House”として機能する。 2. 会合・セミナーの開催 各種会合・セミナー等の開催を通じて、投資家教育に携わる世界中の機関・実務者相互の情報交換を促進する。2009 年 10 月には、本協会と共催で、東京及び大阪においてセミナーを開催した。 3. 投資家教育に関する行動基準 (Code of Practice) の策定 各国毎もしくは国際的に規制を受けることが少ない投資家教育の基準とベスト・プラクティスを策定し、普及させる。 なお、IFIE の実質的な活動は、傘下の Sub-Committee(Regional Chapter)毎に行われているが、Americas Chapter が最も活発に活動中。
組織等	1. メンバー会合 年 1 回、年次総会を開催。IFIE の運営、活動に関する重要方針等を検討、決定するために開催。各 Sub-Committee から活動報告も行われる。 2. 諮問委員会(Advisory Committee) メンバーのうち 6 団体で構成 (任期 3 年)。IFIE の運営、活動に関する諸問題を検討、決定するため、隔月 1 回程度、電話での会議を開催。 2. 地域委員会 (Regional Sub-committee) IFIE 傘下の地域委員会として、中東・北アフリカを所轄する MENA 及びアジアを所轄する AFIE((IFIE Asia Chapter)等が設けられている。
代表・事務局	会 長 : Mr. Paul Andrews FINRA 国際本部長 副会長 : Mr. Alparslan Budak トルコ資本市場協会 財務担当 : Ms. Ana Leoni ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) 事務局長 : Ms. Kathryn Edmundson 事務局 : 現在、米国の事務代行業者 Hastings Group が事務局
会費	1 会員 : US\$5,000/年

別紙 2 2 他の自主規制機関等との協調

1. 金融商品取引業協会 5 団体

平成 21 年 9 月に金融商品取引業協会 5 団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

2. 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）」

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）」の設立に積極的に協力し、平成 22 年 2 月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成 23 年 4 月 1 日より、指定紛争解決機関として特定第 1 種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第 2 種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

3. 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

4. 金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト（証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表）の利便性を高めました。

5. 外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換を実施しています。（平成 26 年度上期においては、3 回実施しました。）

6. 東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成 23 年 3 月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年 4 月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

7. 海外規制当局、自主規制団体

① 海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国CFTC及びシンガポールMASの開催した規制関係者会合への参加、FIA (Futures Industry Association)、NFA (National Futures Association) との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

② 投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education (IFIE) (注)) への加盟が平成28年3月に開催された理事会で承認されました。

(注) 投資家教育国際フォーラム (International Forum of Investors Education: IFIE) 経済協力開発機構 (OECD) と証券監督者国際機構 (IOSCO) とともに、投資教育のグローバル・ネットワークを具体化する組織。設立時期: 2005年、24メンバー

8. 証券取引等監視委員会

平成25年7月より、監査部に所属していた職員1名が任期付職員として証券取引等監視委員会に出向しています。

9. 公益財団法人日本証券経済研究所

本協会と公益財団法人日本証券経済研究所の間では、従来から、同研究所の設置する証券統計ポータルサイトの運営協力等を行ってきています。

同研究所は、中立・専門的な立場で、金融商品、金融商品取引、金融・資本市場等に関する専門的な調査研究を行っており、これらは本協会の目的に照らして有意義なものであるので、平成27年度より助成を行うこととしました。

10. その他

平成24年より実施予定である店頭デリバティブ取引の保存・報告義務に関する準備作業を東京外国為替市場委員会、全国銀行協会、日本証券業協会、ISDA (International Swaps and Derivatives Association) と連携して行い、会員への情報提供を行いました。

別紙23 金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等（体制整備、財務運営を含む。）（別紙7 関連追加）

1. 公益法人時代の内部留保の推移

公益目的支出計画より払い出している旧公益法人時代の内部留保の金商法施行の平成19年度以降の推移については、以下の通りです。なお、公益法人時代における平成21年度以降の体制整備及び財務運営の概要等は次項の通りです。

- ① 平成19年度末における特定資産のうち預託金を除いた、いわゆる基金残高は、699百万円、繰越収支差額は134百万円で、一般的な支出財源に充当可能な内部留保は、両者の合計833百万円でした。
- ② その後、一般社団法人移行の直前である平成23年度末までに、
 - (a) 体制整備の一環として行ったシステム整備等の緊急対策のための物件費39百万円のほか、
 - (b) 役員退職慰労金関係支出を併せ合計54百万円が取り崩され、
 - (c) 他方、各年度の年度内経費削減と採用延伸による人件費不用が76百万円生じました。
- ③ この結果、法人格移行の際の全体としての内部留保は、855百万円となりました。
- ④ これに、過怠金収入より積み立てられた過怠金積立資金43百万円、固定資産106百万円を加えた1,004百万円が公益目的財産とされました。
- ⑤ 公益目的財産は、公益目的支出計画に従い、平成27年度までに払い出されることとなります。

2. 体制整備等

(1) (体制整備等)

平成20年度においては、セキュリティ対応等を含む法人運営の適正化、FX取引・店頭通貨オプション等についてのデリバティブ制度整備等の動向等を踏まえた自主規制活動の水準向上が、関係方面の指導を含め、協会運営のリスク対応上急務であり、同年度に行った緊急対応の後、人的・物的な体制整備を計画することが必要と考えられました（注）。

（注） 上記の体制等の水準検討等に当たっては、協会が果たすべき業務水準、備えるべき体制の水準を如何にして見いだすかが大きな問題点でしたが、具体的な水準は自主規制団体が自ら見出すべき事情にあることを踏まえ、以下のような点や他の例を参酌しつつ、検討をしました。その後の年度においても、その時々々の規制環境を踏まえ、試行錯誤も含め、種々検討が重ねられました。

- ① 証券取引等監視委員会との意見交換、民法法人であった当時の主務当局からの指摘等に対応し、
- ② 金融商品取引法の規定等のほか、平成19年6月に取りまとめられ、公表された当時の5団体等による「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」における業務範囲等の考え方を踏まえ、
- ③ 平成18年11月に公表された国際証券業協会会議諮問委員会（ICSA）による提言（「自主規制機関のベストプラクティス」）等の国際的な相場感等を参照しました。

(2) (事務局人員の増員)

これらの検討を踏まえ、平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を内容とする計画を説明しまし

た。

その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の2年から4年に延伸して、各年度総会に諮りつつ増員を行い、平成24年度にほぼ一巡しました。

体制整備の成果はモニタリング組織の設置（平成22年7月）等、各部で効果をあげています。

3. 平成21年度予算編成

体制整備にあたり、認定金融商品取引業協会（自主規制団体）の備えるべき体制、あるいは、果たすべき業務内容等についての明示的・具体的な水準は、協会が自ら見出してゆくべきものと認められ、整備水準・経費水準を見越すことは困難な状況でしたが、可能な限りの点を参酌し、上述のように、人的には平成21、22年度での増員11人を計画し、物的にはセキュリティ等の物的整備を進めることとしました。

（会費制度の改正）

このような整備とともに、会費について、次のような措置が取られました。

- ① 従前の過年度収支差損補てんのための比例会費に対して、会費規則を改正（21年5月理事会決定）し、当該年度の業務環境等を踏まえた当年度会費所要額を当初予算に計上することとし、また、定額会費年額を50万円から55万円に引き上げました。
- ② 他方、当時の市場環境等から会員の収益環境等が極めて厳しい状況にあったことに配意し、当時の内部留保、繰越収支差額の状況も踏まえ、内部留保の一定範囲での活用を行うとともに、平成20年度分収支差損の会費の不徴収としました。

4. 平成22年度以降の体制整備計画及び財務運営

平成22年度以降の財務運営においては、以下のような削減努力等が講じられた結果、会費所要額（実施事業支出）と会費負担額との関係において、会費所要額に対して複数の削減（内部留保取崩し及び過年度の収入超過の返還）が講じられることとなりました。

- ① （増員実施と計画延伸）平成21年度に約半数の増員を行った以降は、規制環境の展開等に対応してゆく過程で、将来の業務量の動向を見越し、協会全般の業務見直しを行いつつ、逐次、人員配備のあり方、物的整備の所要を見定めて慎重に増員を進めることとし、平成22年度以降、逐年計画を延伸しつつ、平成24年度において体制整備のほぼ一巡を視野に入れるにいたったものです。

増員に当たっては、協会自体の体制整備の進展、規制環境等の変化に対応して、必要とされるマンパワーの質・量（年齢、専門性等）も変化するところから、業務展開を見定めつつ実施したことにより、人件費の推計等においては、技術的困難さも含め、精度が期待しがたい状況でした。この過程においては、透明性確保の観点から、この事情を説明し、毎年度の採用の具体化状況に応じて、その内容を総会等にご説明してきた次第です。

- ② （会費）厳しい経営環境が続く中での会費負担についての会員の意見等や、内部留保水準等の状況から内部留保の一定の取崩しにより、会費負担の軽減を図りました。これを行うに当たっては、財務節度に配意し、経費の性格等に着眼した、内部留保の用途について、下記のような自己制約条件を設定して、その条件の範囲内で、内部留保の一定範囲の取崩しを予算計上することにより、実際の会費徴収額算定は、会費所要額からその分が減少することとなり、会費負担水準の軽減を図ることとし、これを会員にご説明しました。

- (a) 体制整備は、平成17年度において協会の自主規制担当分野にFX取引等が加わり、多数の新規入会が生じたことに関連する部分も多く、また、内部留保には入会金が含まれているところから、物的整備等の一回性経費の財源に充てるための取崩し

(b) 過怠金収入の使途として投資者保護のための金融ADRへの参画に関する経費等へ充当するための取崩し

- ③ (決算不用の対応) 更に、当初予算で徴収した会費について、採用の延伸や年度中の事業見直しによる効率化等を含め、決算不用が生じた結果、収入超過が生じた場合には、これを次年度以降の会費所要額から削減することとして、いわばお返還を行い、内部留保とはしないこととしました。なお、この過程で、平成22年度予算より、年度開始前の予算編成を行うこととしたため、予算編成作業段階では、前年度決算が未確定となり、超過徴収分の会費所要額からの返還は決算確定後の直近年度となる次々年度までに処理することとなりました。

一般社団法人金融先物取引業協会定款

一般社団法人金融先物取引業協会定款

平成元年7月26日制定
平成4年7月20日一部変更
平成10年6月15日一部変更
平成11年7月13日一部変更
平成13年5月21日一部変更
平成14年3月11日一部変更
平成17年3月17日一部変更
平成17年7月1日一部変更
平成19年9月30日一部変更
平成22年2月1日一部変更
平成23年4月1日一部変更
平成24年4月1日一部変更
平成24年12月12日一部変更
平成25年3月26日一部変更
平成25年6月12日一部変更
平成26年6月18日一部変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japanとする。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(定 義)

第2条の2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融先物取引 第2号、第3号又は第4号に掲げる取引をいう。

(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」

- という。)第16条の4第2項第1号に規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引(有価証券に関連するものを除く。)をいう。
- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引(同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標(同条第24項第3号に係るものに限る。))に係る取引に限る。)をいう。
- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引(有価証券に関連するものを除く。)をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
- ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等(法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。以下同じ。)の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決

- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
 - (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
 - (7) 法第64条の7第1項若しくは第2項又は第66条の25の規定により行う外務員の登録事務
 - (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
 - (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
 - (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修
 - (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
 - (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
 - (13) 法第79条の5及び第194条の5の規定に基づく主務大臣への協力
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。
- 3 第1項の事業は日本全国において行うものとする。

(協会規則等)

第5条 本協会は、前条第1項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第6条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」（以下「定款施行規則」という。）をもって定める。

(諸規則の制定及び改正)

第7条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第3章 会員及び特別参加者

第1節 会員

(本協会の構成員)

第8条 本協会は、法第29条又は第33条の2の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第9条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてそ

の権利及び義務を行使する者（以下「会員代表者」という。）1名及び代理人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったときも同様とする。

（経費の負担）

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金及び会費を支払わなければならない。

2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

3 既納の入会金、会費及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

（預託金）

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。

3 預託金は、会員が第18条第1項各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。

4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところによるものとする。

第13条 削除

（資料の提出等）

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（監査）

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

（届出及び報告事項）

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

- (1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。
- (2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 除名されたとき

2 前項第2号に規定する会員たる資格を喪失したときとは、次の各号の一に掲げる場合とする。

- (1) 会員が法第29条の4第1項各号の一に該当することとなったとき
- (2) 会員が法第50条の2第1項各号の一に該当することとなったとき
- (3) 会員が法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき

(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員に弁明の機会を与えた上、該当する以下の各手続を経て以下のそれぞれの処分を行うことができる。

譴責又は1億円以下の過怠金の賦課 理事会の決議

6月以内の会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議(出席理事の3分の2以上の同意を必要とする。)

除名 第25条第2項第1号の規定による決議

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
- (2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき
- (3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引

の信義則に背反する行為をしたとき

(4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。

3 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。

(取引の信義則に背反する行為)

第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

(1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。

(2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(会員等の名簿)

第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。

3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

(特定承継金融機関等に係る特例措置)

第20条の2 特定承継金融機関等(預金保険法第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。)についての第9条第1項に規定する入会の承認については、同項の規定にかかわらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告するものとする。

2 前項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第10条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入は要しない。

3 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等の会費の取扱いは、理事会において別に定める規則によるものとする。

4 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第12条第1項の規定にかかわらず、預託金の預託は要しない。

5 本協会は、特定承継金融機関等である会員については、定款の定める目的、事業の範囲内において、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。

6 本協会は、前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため、緊急の措置を講じべきやむを得ない事態が生じた場合に限り、定款の定める目的、事業の範囲内において、会長が当該措置を行うことができる。当該措置を行った場合、会長は、速やか

に理事会に報告するものとする。

第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条中第2項第2号及び第3号を除く各項並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べることができる。

第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議 決 権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第9条第2項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。

3 会員は、理事会が承認し、第23条第6項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第24条の2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 第19条第1項に規定する会員の除名
- (2) 第32条に規定する監事の解任

第26条 削除

(議 事 録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の設定)

第28条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内
 - うち 会長 1名
 - 副会長 1名

専務理事 1名

(2) 監事 3名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事2名以内及び監事1名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は総会及び理事会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長とともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

3 補欠若しくは増員として選任された理事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時まで若しくは選任後に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

4 補欠若しくは増員として選任された監事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時まで若しくは選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時まで

とする。

5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事又は監事に欠員を生じた時は、これを補充する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めたときは、補充選任を行わないことができる。

(役員の解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員の報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の実任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員的一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

第6章 理 事 会

(理 事 会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しな

ければならない。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議 事 録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 第7章 顧問、委員会、あっせん委員及び事務局

(顧 問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委 員 会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解 散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年8月4日）から施行する。
- 2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員の任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
- 5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。（別紙 略）

附 則（平成4.7.20一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月20日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。
- （2）第14条の2を新設。
- （3）第17条柱書及び同条第1号を変更。
- （4）第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。
- （5）第18条第4項を削除。
- （6）第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新設。
- （7）第19条の2を新設。
- （8）第22条第1項を変更。
- （9）第24条第3項を変更。
- （10）第31条第1項を変更。
- （11）第32条柱書及び同条第2号を変更。
- （12）第35条第2項を変更。

附 則（平成10.6.15一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成10年6月15日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成10年6月22日）より前であるときは、第4条の変更部分については同法の施行日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

第4条第11号及び第28条を変更。

附 則（平成11. 7. 13一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年7月13日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成13. 5. 21一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成13年5月21日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成14. 3. 11一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成14年3月11日）から施行する。

（注）変更条項は、第28条。

附 則（平成17. 3. 17一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年3月17日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第25条第3項を新設。
- （2）第31条第1項ただし書以下を削り、第4項を新設。
- （3）第35条第3項を新設。

附 則（平成17. 7. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年6月7日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年7月1日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第3条を変更。
- （2）第4条中第1号、第2号、第5号を変更し、第6号を新設し、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第11号を変更のうえ第12号とし、第12号を第13号とする。
- （3）第8条を変更。
- （4）第9条第1項を変更。
- （5）第12条第3項を削り、第4項を第3項とし、第4項及び第5項を新設。

- (6) 第14条第1項を変更。
- (7) 第14条の2第1項を変更。
- (8) 第16条を変更。
- (9) 第18条第3項中第2号を削り、第3号を変更のうえ第2号とし、第4号を変更のうえ第3号とする。
- (10) 第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- (11) 第21条を変更。
- (12) 第22条を変更。
- (13) 第29条第3項を変更。
- (14) 第4章第4節の節名を変更。
- (15) 第40条の2を新設。
- (16) 第46条を変更。
- (17) 第51条を変更。

附 則（平19. 9. 30一部変更）

1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。

ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。

（注） 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- (3) 第5条及び第8条を変更。
- (4) 第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- (5) 第17条柱書及び第1号を変更。
- (6) 第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- (7) 第19条の2中第2号を変更。
- (8) 第21条を変更。

附 則（平22. 2. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。

ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

（注） 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。

(2) 第21条を変更。

(3) 第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る

附 則 (平23. 4. 1 一部変更)

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

(1) 第4条第1項第1号を変更。

附 則 (平24. 4. 1 一部変更)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理 事 永易 克典

渡部 賢一

後藤 敬三

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(注) 変更条項は次のとおりである。

(1) 題名を変更。

(2) 第1条及び第2条第2項を変更。

(3) 第2章の章名を変更。

(4) 第4条の見出しを変更し、第4条第1項本文、同条第1項第1号、第2号、第14号及び第2項を変更し、第3項を新設。

(5) 第5条を変更。

(6) 第8条第1項を変更し、第2項を新設。

(7) 第9条の見出しを変更。

(8) 第10条の見出しを変更し、第1項から第3項を変更。

(9) 第11条（会費及び特別会費）を削除。

(10) 第12条第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項に変更。

(11) 第14条の2第1項を変更。

(12) 第17条の2を新設。

- (13) 第18条第2項を削り、第3項を変更のうえ第2項とする。
- (14) 第19条第1項本文を変更。
- (15) 第19条の2本文を変更。
- (16) 第20条第1項を変更。
- (17) 第21条及び第22条第1項を変更。
- (18) 第4章の章名を変更し、第1節を削る。
- (19) 第23条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第3項を変更のうえ第4項とし、第5項を新設し、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (20) 第23条の2を新設。
- (21) 第24条第1項から第3項を変更。
- (22) 第24条の2を新設。
- (23) 第25条の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。
- (24) 第26条を削除。
- (25) 第4章第2節を第5章に変更。
- (26) 第28条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (27) 第29条第1項及び第2項を変更し、第3項を削り、第4項を変更のうえ第3項とする。
- (28) 第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第7項とし、同項第1号、第3号及び第4号を変更。
- (29) 第31条第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第4項を新設し、第3項を変更のうえ第5項とし、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (30) 第32条を変更。
- (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
- (32) 第33条の2を新設。
- (33) 第4章第3節を第6章に変更。
- (34) 第34条第1項本文及び同項第1号及び第2号を変更し、第3号から第5号を新設し、第2項及び第3項を変更し、第4項を新設。
- (35) 第35条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項及び第3項を削る。
- (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
- (37) 第37条第4号を変更し、第5号から第7号を新設。
- (38) 第38条第1項を変更し、第2項を新設。
- (39) 第4章第4節を第7章に変更。
- (40) 第39条第1項を変更し、第2項を変更のうえ第3項とし、第2項を新設。
- (41) 第40条第1項及び第3項を変更。
- (42) 第41条第3項を第4項とし、第3項を新設。

- (43) 第5章を第8章とし、章名を変更。
- (44) 第42条の2を新設。
- (45) 第43条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (46) 第44条を削除。
- (47) 第45条第1項を変更し、第2項を新設。
- (48) 第46条を変更。
- (49) 第47条を削除。
- (50) 第6章を第9章に変更。
- (51) 第49条第1項を変更。
- (52) 第50条を変更。
- (53) 第51条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (54) 第10章及び第51条の2を新設。
- (55) 第7章を第11章に変更。

附 則（平24. 12. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成24年12月12日）を経て平成25年1月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第2条の2を新設。
- （2）第4条第1項第1号を変更。
- （3）第14条第1項を変更。
- （4）第14条の2第1項を変更。
- （5）第17条第1号を変更。
- （6）第36条の見出しを変更。

附 則（平25. 3. 26 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年3月26日）を経て平成25年4月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平25. 6. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年6月12日）を経て平成25年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平26. 6. 18 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成26年6月18日）を経て平成26年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第20条の2を新設。